

## 行政常任委員会

令和 7 年 3 月 1 1 日（火）

午前 9 時 5 9 分開 会

○仲委員長 おはようございます。ただいまより行政常任委員会を開会いたします。

本日の欠席通告者は、病気のため、村田幸隆委員であります。

本日は、水産農林課から始めます。

それでは、議案第 2 6 号、令和 6 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 1 号）の議決についての説明をお願いいたします。

○芝山水産農林課長 議案第 2 6 号、令和 6 年度尾鷲市一般会計補正予算、1 1 号の議決について、補正予算書に基づきまして水産農林課に係る予算について御説明いたします。

まず、歳入から説明いたします。

1 4 ページ、1 5 ページを御覧ください。通知します。

よろしいですか。

一番下の段でございます。2 款地方譲与税、3 項森林環境譲与税、1 目森林環境譲与税 6 7 4 万円の増額は、令和 6 年度税制改正での基準の見直しにより私有林の人工林面積の割合が 5 0 % から 5 5 % に引き上げられ、自治体の人口の割合が 3 0 % から 2 5 % に見直されたことによりまして、本市では森林環境譲与税が 6 7 4 万円の増額となったものでございます。

それでは、次のページ、1 6 ページ、1 7 ページをお願いいたします。

真ん中ほどでございます。1 3 款使用料及び手数料、1 項使用料、4 目農林水産業使用料 1 万 6 , 0 0 0 円の増額は林業使用料で、林業研修センターの使用料の増額でございます。

次のページ、1 8 ページ、1 9 ページをお願いいたします。

下段でございます。1 5 款県支出金、2 項県補助金、4 目農林水産業費県補助金は 1 7 9 万 9 , 0 0 0 円の減額で、内訳は、2 節林業費補助金 8 1 万 9 , 0 0 0 円の減額は、森林環境保全直接支援事業補助金での下草刈りの事業費の確定による減額、3 節水産業費補助金 9 8 万円の減額は、水産多面的機能発揮対策運営交付金 1 8 万円の減額は、藻場再生事業によるガンガゼ除去の事務費補助が廃止となったもので、

18万円の皆減と、三重県海岸漂着物等対策事業補助金80万円の減額は、大型台風などの災害による海岸漂着ごみがなかったことによる、ごみ処理委託料の皆減でございます。

次のページ、20ページ、21ページをお願いいたします。

16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入4万5,000円の増額は、農林関係土地貸付料として、市有林谷ノ山の電柱の敷地料でございます。

その下の2項財産売払収入、1目不動産売払収入50万4,000円の減額は、森林整備センター、旧公団造林でございますが、その川原小屋、これは奈良県の県境辺りの市有林になります、その市有林の契約林での利用間伐の立木売払収入の確定による減額でございます。

その下です。17款寄附金、1項寄附金、4目農林水産業費寄附金1,400万円の増額は、株式会社paramitaの仲介により、ゼロカーボンシティ、ネイチャーポジティブへの活動に対して、企業版ふるさと納税としてディップ株式会社様から1,000万円など、3企業から御寄附をいただいたものでございます。

次のページ、22ページ、23ページをお願いいたします。

上から3段目でございます。20款諸収入、5項雑入、1目雑入のうち、当課分は、9節農林水産業費雑入で1,774万7,000円の増額。これは、電源開発送変電ネットワーク株式会社からのクチスボ発電所上流の送電線の下在市有林を支障木として伐採したスギ、ヒノキ等の補償料でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

予算書の38ページ、39ページをお願いいたします。通知します。

5款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費は、林業研修センター使用料をその他財源に計上した財源更生でございます。

2目林業振興費739万2,000円の減額のうち、尾鷲みどりの基金事業531万6,000円の減額は、森林組合おわせへの造林補助金の事業費確定に伴う減額と、森林経営管理事業207万6,000円の減額は、市有林の間伐、測量等の事業費確定による委託料の減額でございます。

次のページ、40ページ、41ページをお願いいたします。

一番上の段、3目林道開設改良費は、林道首越線の橋梁整備の起債の種別変更に伴う財源変更でございます。

次に、3項山林事業費、1目管理費488万4,000円の減額で、財源内訳の国県支出金81万9,000円の減額は、県補助金としての森林環境直接支援事業

補助金の減額でございます。

主な内容は、市有林管理事業での下草刈り等の事業費確定による委託料の減額などと、みんなの森プロジェクトでの地域おこし協力隊2名の着任が5月末となったことや、昨年12月の尾鷲ネイチャーポジティブアクション会議の講師謝礼が日本自然保護協会、国連大学との共催となったことや、国連大学の国際代表の挨拶をビデオレターにしたことなどによる報償費の減額259万3,000円、地域おこし協力隊の活動費補助金68万円の減額などでございます。

続きまして、4項水産業費、2目水産振興費でございます。227万円の減額で、財源内訳の国県支出金18万円の減額は、藻場再生事業での事務費が廃止となったことによる減額と、その他特定財源78万9,000円の減額は、後継者育成事業の事業費確定による、ふるさと応援基金の減額でございます。

補正の主な内容は、後継者育成事業78万9,000円の減額は、短期研修としての尾鷲市漁業体験教室業務委託料や、それを踏まえて行う長期研修としての漁業後継者確保支援整備事業補助金の参加者確定による減額、それと、早田漁師塾に申込みがなかったことから不実施となったことによる補助金の皆減でございます。

水産振興一般事務費80万円の減額は、大曾根地区の水産振興担当地域おこし協力隊が10月着任想定が12月となったことによる報償費と活動費補助金の減額でございます。

水産振興補助金51万5,000円の減額は、尾鷲市漁業近代化資金利子補給金で、融資額確定に伴う減額、水産振興負担金1万4,000円の増額は、次のページをお願いいたします、浮魚礁利用調整協議会負担金の減額は、浮魚礁を利用する船舶等の確定による増額でございます。

水産多面的機能発揮対策事業18万円の減額は、ガンガゼ除去の自治体への事務費補助が廃止されたことによる皆減でございます。

続きまして、3目漁港管理費100万円の減額で、国県支出金80万円の減額は、県補助金としての三重県海岸漂着物等対策事業補助金の執行がなかったことによる皆減で、流木処理等手数料100万円の減額は、台風等の災害による処理がなかったことによる皆減でございます。

4目漁港建設費は、起債の種別変更による財源更正でございます。

以上で、議案第26号、令和6年度補正予算に係る水産農林課の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願いいたします。

○仲委員長 議案第26号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算の説明は以上で  
ございます。

質疑ございますか。

○南委員 23ページの農林水産業の雑入の1,774万7,000円だけど、も  
うちょっと具体的に説明をお願いいたします。

○芝山水産農林課長 これは、電源開発の送電線の下にあるヒノキ、スギ、それ  
と、マツ、これらを、それが伸びてくると送電線に触れて支障があるということで、  
定期的に電線の下支障木を刈らせてほしいという依頼がございます。今回は、ク  
チスボダム上流の辺りからその支障木の伐採というものを行いまして、ヒノキが7  
23本、スギが17本、マツが34本、合計で913本の支障木として伐採をした  
ことによるその補償料となります。

○南委員 分かりました。

その切った木材は、もう、尾鷲市じゃなしに、向こうで全て行くということでは  
か。

○芝山水産農林課長 基本的には、その搬出がしにくい場所がございますので、  
原則は、もう切捨てされているものでございます。

○南委員 分かりました。

○仲委員長 他に質疑ございますか。

○小川委員 41ページ、後継者育成のところなんですけど、軒並み早田漁師塾  
もいなかったということで、定置網とか、人員は足りているんですか。

○芝山水産農林課長 今、地域の3定置網、それから、個人で経営されている定  
置網、随時随時確認はしております、今のところ、ほとんど充足はされていると  
いうふうに聞いております。

ただ、若干、今後の1名、2名は欲しがっているという定置がございますので、  
こういう体験教室を通して募集をさせていただいて、早田の漁師塾自体は申込みは  
ございませんでしたけれども、その他漁業の短期研修、それから、長期研修につい  
ては延べ5名が参加をさせていただいております、そのうち、2名が就業まで至っ  
ております。

○小川委員 最近、就業しても途中で辞めていく方が結構おるみたいで、それ、  
やっぱりメンタル面、弱いのかなというのを思うんですけれども、その点は、どの  
ようにお考えですか。

○芝山水産農林課長 この辺りは、その定置網の操業の会社や地域の皆様方も一

体的になって、特に長期研修では、そういうふだんの生活フォローということも含めた研修体制を取っております。ですので、特に、コロナ禍になってから随時随時受入れを、一斉にまとめて受け入れるのではなくて、随時随時少人数での受入れをするようになってから、研修に参加していただく人数は、一定量いらっしゃいます。そこから、今回のように、今年度のように、就業が数名、1名、2名就業されるという方も出てはきているのですが、あとは、やっぱり、その生活面とか、いろんな仕事以外のサポートということも必要になってくるのではないかと考えております。その辺りは、特に地域の操業については町を挙げて体制をつくっていただいているというところで、そういうものを長期研修に落とし込んでいるというところではあります。

○仲委員長　　よろしいですか。

他に質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長　　なしといたします。

続いて、議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決について説明をお願いいたします。

○芝山水産農林課長　　それでは、議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決について、当初予算及び主要施策の予算概要にて、当課に係る分を説明いたします。

歳入から説明いたします。

当初予算書の18ページ、19ページをお願いいたします。通知します。

中段でございます。2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税は、本年度予算額5,549万8,000円で、1,060万6,000円の増額です。

増額の要因は、先ほどの補正予算で説明をいたしました配分基準の見直しによるもので、本市では増額となったものでございます。

予算書22ページ、23ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項使用料、4目農林水産業使用料、本年度予算額394万3,000円で、内訳は、1節林業使用料は、林業研修センター使用料1,000円、2節水産業使用料394万2,000円のうち、当課分としては、水産施設使用料93万2,000円で、大曾根浦漁港と古江漁港における漁港施設占用料と、瀬木山のあら処理施設の使用料などでございます。

次に、26ページ、27ページをお願いいたします。

一番上の段でございます。3目農林手数料、本年度予算額6,000円で、鳥獣

飼養手数料は、めじろの飼養許可証2件分の発行手数料でございます。

30ページ、31ページをお願いいたします。

下から2段目になります。15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、本年度予算額8,574万6,000円で、2,719万4,000円の増額でございます。

増額の主な要因は、市有林の利用間伐を積極的に実施していくことによる森林環境保全直接支援事業補助金で2,037万8,000円の増額と、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の365万7,000円の増額などがございます。

内訳は、1節農業費補助金1,658万9,000円の主なものは、みどりの食料システム戦略に取り組む農家に対する継続支援としての環境保全型農業直接支払交付金70万8,000円や、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金965万7,000円、これは令和4年度から継続的に補助をいただいている事業でございますが、新年度では同じ交付金の中で補助メニューが変わりまして、オーガニックビレッジ宣言をして体制づくりができた地域が対象となるスーパーオーガニックビレッジ、飛躍的な拡大産地の創出事業としての補助金となります。

指定管理鳥獣対策事業交付金180万円は、都道府県と連携した計画に基づく指定管理鳥獣の捕獲や被害対策に対して、必要と認められる経費を国が支援する交付金で、新たに設けられました、クマ類総合対策事業での3分の2の補助でございます。

2節林業費補助金3,905万7,000円で、農山漁村地域整備交付金550万円は、林道橋の長寿命化を図る事業、森林環境保全直接支援事業補助金2,119万7,000円は、市有林の間伐、植付け、下草刈りなどに対する68%の造林補助金でございますが、新年度以降は、従来より木材市場に搬出する目的での利用間伐を多くしていく方針によりまして補助額が増加しているというものでございます。

みえ森と緑の県民税市町交付金は1,236万円でございます。

3節水産業費補助金3,010万円で、主なものは、水産物供給基盤機能保全事業費補助金2,730万円で、ストックマネジメント事業でございます。

次のページ、32ページ、33ページをお願いいたします。

一番下の段でございます。16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度予算額1,673万6,000円で、1節土地建物貸付収入のうち、当課分に係るものは、農林関係土地貸付料859万円で、これは、電源開発、中部電力、NTT等の電線、電柱などへの市有林の土地貸付料による収入でございます。

次のページ、34ページ、35ページをお願いいたします。

一番上の段でございます。2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度予算額2,290万7,000円で、2,123万2,000円の増額でございます。

増加の主な要因は、市有林の利用間伐による尾鷲木材市場の売払収入が前年度より1,951万2,000円の増加を見込むことによるものでございます。

1節立木その他売払収入2,265万7,000円は、川原小屋公団造林での100%補助による利用間伐の売払収入の尾鷲市取り分、これは50%になりますが、132万円と、市有林の利用間伐材の尾鷲木材市場での売払収入2,118万7,000円、2節土地建物売払収入25万円は、県の三木里、八十川水系での砂防事業での土地売払分でございます。

次に、17款寄附金、1項寄附金、2目農林水産業費寄附金200万円は、1節林業費寄附金で、ゼロカーボンシティでの三ッ輪ホールディングス株式会社様から企業版ふるさと納税の申出をいただいている分の計上でございます。

次に、38ページ、39ページをお願いいたします。通知いたします。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入のうち、5節農林水産業費雑入400万円は、J-クレジット販売収入としてLINEヤフー株式会社様への販売分でございます。続きまして、歳出を御説明いたします。

予算書142、143ページをお願いいたします。

中段でございます。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、本年度予算額1,106万7,000円で、財源内訳、国県支出金83万6,000円は、農業委員会交付金でございます。

主な内容は、農業委員会運営費227万7,000円は、委員等の報酬168万9,000円と、三重県農業会議への負担金19万2,000円などでございます。

次のページ、144、145をお願いいたします。

2目農業振興費、本年度予算額3,711万5,000円で、1,296万5,000円の増額です。

増額の主な理由は、新年度で新たに募集する地域おこし協力隊2名の6か月分の事業費の増額479万6,000円と、派遣型地域活性化起業人1名分の旅費と負担金で599万7,000円などでございます。

財源内訳の国県支出金1,266万5,000円は、中山間地域等直接支払事業補助金168万円、環境保全型農業直接支払交付金70万8,000円、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金965万7,000円、南部地域活性化対策事業費

補助金 59 万円などがございます。

なお、一般財源の 2,445 万円のうち、2,098 万 8,000 円は、農業関連 4 名の地域おこし協力隊と地域活性化起業人 1 名に関する経費で、特別交付税として歳入措置される予定で、本年度予算額のうち、実質的な市の負担分は 346 万 2,000 円でございます。

農業振興費としての主な支出は、145 ページ上段の一般振興事業での遊休農地解消のための農地バンクの設置や市民農園の開設、みどりの食料システム戦略緊急対策事業での有機農業の推進や販路開拓、一次産業を通じた関係人口創出事業でのワーケーションを生かした担い手対策、関係人口づくりといった事業をポイントポイントに地域おこし協力隊を配置しながら、新たに地域活性化起業人のコーディネーターによる営業販売本部を設置することなどにより全てを連動させていき、本市の農業からのインパクトのある地域活性化につなげていこうとする内容でございます。

詳細につきましては、農業振興係の野田主幹より、主要施策の予算概要にて説明をいたします。

○野田水産農林課主幹兼係長      それでは、主要施策の予算概要 43 ページを御覧ください。

一般振興事業の地域おこし協力隊及び派遣型地域活性化起業人事業についてでございます。

本事業は、外部人材を活用し様々な農業課題の解決に向けた取組を推進していくことを目的としています。

遊休農地活用地域おこし協力隊と向井地区農業振興地域おこし協力隊は、令和 6 年度からの継続でございます。

新規では、農産物販路拡大地域おこし協力隊 2 名と派遣型地域活性化起業人 1 名を新たに導入し、現在進めている有機農業産地づくりにおける有機農産物をはじめとした農産物の販路拡大、商品開発をミッションとしています。

具体的な活動のイメージとしては、地域活性化起業人と地域おこし協力隊 2 名を一つのチームとした地域商社的な機能を有した営業販売本部の体制を構築し、地域内では、農産物や加工品など、地域内流通強化、あと、農産物の直売所の設置、地域外へは、甘夏や虎の尾などの主力農産物の営業を有機農業産地づくり事業と連動して展開していきたいと考えております。

主な事業費は、地域おこし協力隊の報償費 838 万 8,000 円、活動費補助金 700 万円、地域活性化起業人の旅費 41 万 1,000 円と負担金 560 万円の合

計 2,139万9,000円でございます。

続きまして、主要施策の予算概要 45 ページを御覧ください。

みどりの食料システム戦略緊急対策事業についてでございます。

令和 4 年度から 6 年度までの 3 年間、国の補助を受けて、主に有機農法による生産技術の定着を重点に置いた尾鷲市有機農産地づくり実施計画の策定や、オーガニックビレッジ宣言などの有機農業産地づくりに取り組んでまいりました。

令和 7 年度では、新たに創設された飛躍的拡大産地の創出というメニューを活用し、地域外への販路拡大や有機農業面積割合の増加に取り組んでいくものであります。

概要としましては、販路の拡大や有機農業面積割合を増加させるために現在策定している実施計画を見直していくために、引き続き、有機農業産地づくり検討会を開催してまいります。

流通加工関連では、有機農産物のサプライチェーンや新たなマーケットの開拓、消費関連では、学校給食への有機農産物の提供、都市部でのプロモーションの展開、地域内消費の拡大など、流通確保、消費関連に重点を置いて取り組んでまいります。

なお、専門家による栽培指導につきましては、グリーンな農業への転換サポート事業として、有機農業者を中心とした協議会に、昨年、令和 6 年度から直接補助をいただき実施しております。令和 7 年度においても同様の体制で協議会が国の補助を受けて専門家による有機農業技術の指導を進めていく予定です。

事業費は 972万6,000円、財源内訳は、県支出金 965万7,000円、一般財源 6万9,000円でございます。

説明は以上です。

○芝山水産農林課長      それでは、予算書 146、147 ページにお戻りください。

3 目農地費、本年度予算額 413万5,000円で、主な内容は、農道修繕や草刈りなどの維持管理に係る一般農道整備事業 202万2,000円と、農業用水路の修繕などの農業用水路改良事業 211万3,000円でございます。

続きまして、2 項林業費、1 目林業総務費、本年度予算額 3,056万2,000円で、林業研修センター管理費 25万9,000円は、林業研修センター維持管理費でございます。

次のページ、148、149 ページをお願いいたします。

林業活性化推進費 79万6,000円で、主なものは負担金 69万円で、尾鷲林政推進協議会会費 25万円、三重県森林協会会費 28万円などでございます。

林業一般経費 114万4,000円は、主に林業振興事務に関する経費でございますが、旅費 28万6,000円は、大阪、東京などへの尾鷲ヒノキ販路開拓による営業旅費、使用料及び賃借料のシステム使用料のうち、27万8,000円は、三重県の森林資源情報を管理するクラウドシステムの年間使用料でございます。

続いて、2目林業振興費、本年度予算額 7,520万1,000円で、1,631万1,000円の増額です。

主な増額の要因は、有害鳥獣対策事業での指定管理鳥獣対策事業交付金での熊用捕獲おりや看板設置、熊よけスプレーなどの購入など 180万円や、獣害パトロール用軽トラックの購入、尾鷲みどりの基金事業での林道整備の工事請負費 1,000万円の増額などでございます。

国県支出金 517万4,000円は、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金 128万8,000円と、熊対策としての指定管理鳥獣対策交付金 180万円、みえ森と緑の県民税市町交付金 208万6,000円、その他特定財源 4,224万7,000円は、尾鷲みどりの基金繰入金 4,104万7,000円と、ふるさと応援基金繰入金 120万円でございます。

なお、一般財源 2,778万円のうち、有害鳥獣対策の地域おこし協力隊に係る事業費 479万6,000円は、特別交付税として歳入措置されるほか、1,480万3,000円は、森林環境譲与税が財源となっているものでございます。

主な内容は、有害鳥獣対策事業 1,667万8,000円で、詳細は、主要施策の予算概要にて、野田主幹から説明をさせていただきます。

○野田水産農林課主幹兼係長      それでは、主要施策の予算概要 47ページを御覧ください。

有害鳥獣対策事業についてであります。

まず、獣害パトロール員による見守りや追い払い、猟友会による有害鳥獣の駆除を進め、獣害被害の防止を図ることを目的としております。

事業の内容は、2名の獣害パトロール員がパトロール、追い払い、死亡鳥獣の処理等の作業を行うために使用するパトロール車両ですが、平成23年度より使用しており、走行距離が25万キロとなっております。獣害パトロールは、林道や農道など、悪路を走行するケースが多く、パトロール員の安全も考慮し、パトロール車両を更新するものであります。軽トラックとなります。

次に、捕獲報償金につきましては、令和4年から令和6年度、令和6年度については見込みでございますが、直近3年間の捕獲頭数の平均値で頭数をそれぞれ計上

させていただきます。

テレメトリー調査によるニホンザルの捕獲報償金につきましては、3歳前後の雌猿を捕獲し、首に発信機を装着し、猿群れの行動範囲や群れの頭数把握につなげるために実施しております。

有害鳥獣駆除対策補助金は、地元猟友会尾鷲支部への補助金となっております。

獣害対策推進地域おこし協力隊は、昨年度からの継続で、狩猟の経験豊富なパトロール員に同行し、捕獲や追い払い技術の継承、あと、獣害被害に遭った農家への対策、サポート、ジビエの有効活用などに取り組んでおります。

次に、昨年、出没が相次いだツキノワグマへの対策についてであります。

まず、注意看板啓発、熊よけスプレーや煙火などの消耗品費149万4,000円、現時点での鳥獣保護管理法において殺処分の対象とならない場合には学習放獣の手段を取らざるを得ないということもあり得るため、ツキノワグマ保護等管理業務委託として54万6,000円、市において熊専用の捕獲おりを所有しておらず県から貸与を受けている状況のため、新たに熊捕獲おり2台を購入する備品購入費66万円でございます。

最後に、尾鷲市鳥獣被害防除設備設置事業補助金については、新規の補助金でございます。獣害対策が全くなされていない耕作地が野生動物の餌場となり、結果、市街地まで野生動物が侵入しているというケースが非常に多いということから、農作物の栽培場所を囲う防護柵やネット等の設置に係る費用を助成し、獣害侵入対策を市内で普及させていくことで、農作物の被害軽減と市街地への野生動物の侵入を抑止していきたいと考えております。

また、現在進めている市民農園や農地バンクなどの耕作放棄地の解消や、新規就農というものの後押しをしていきたいと思っております。

補助対象は、侵入防止柵等の設置に係る資材費のみとし、設置に係る労務費は対象外で、補助率は2分の1、補助金の限度額は10万円で、今回は12件分の120万円を計上いたしております。

総事業費は1,667万8,000円で、県支出金308万8,000円、その他特定財源が98万4,000円、一般財源1,260万6,000円でございます。

以上でございます。

○芝山水産農林課長　それでは、予算書150ページ、151ページをお願いいたします。通知します。

木材需要拡大事業157万円は、尾鷲材PR展示会補助金37万円、尾鷲産材活

用促進補助金120万円で、これは、尾鷲ヒノキなど、地元産材を用いて、新築は30万円、修繕、改修は5万円の補助金を交付しているものでございます。

尾鷲みどりの基金事業4,006万3,000円は、一般財団法人尾鷲みどりの協会から寄附金を財源とした事業で、自然体験業務委託料70万4,000円は、市内の小中学生を対象とした木育、山育などの森林学習を中心とする尾鷲育体験事業の委託料、工事請負費1,700万円は、尾鷲市が管理する林道白浜谷線、これは向井地区の山側から行野の方面に延びている林道でございますが、その舗装工事費で、新年度では、219ページのアスファルト舗装を予定しています。

また、林道主ヶ谷線、これは尾鷲南インターの上の林道でございますが、国道からの入り口から50メートルのコンクリート舗装を自衛隊の駐屯地へのアプローチも兼ねて実施するものでございます。

補助金2,230万円は、森林組合おわせが実施する造林事業と林道補修事業への補助金で、みどりの協会からの寄附計画に基づいた指定要件でございます。

森林経営管理事業1,480万3,000円は、森林環境譲与税を原資とした事業で、森林所有者の意向調査や契約などの手続の済んだ森林で間伐整備などを行っていくもので、三木里地区での施業境界の確認測量、間伐などを行う委託料等でございます。

暮らしに身近な森林づくり事業158万6,000円は、次のページをお願いいたします、みえ森と緑の県民税を活用した危険木伐採のための補助金で、自治会や区などが行う人家に密接する山林での危険木伐採に対して、1件当たり80%、最大50万円を補助するものであります。

続きまして、3目林道開設改良費、本年度予算額3,235万4,000円で、833万8,000円の減額でございます。

減額の主な要因は、農山漁村地域整備交付金での林道橋の整備に係る測量設計業務委託、工事請負費1,400万円の減額などでございます。

財源内訳の国県支出金550万円は、農山漁村地域整備交付金、地方債1,100万円は、林道整備事業債500万円と農山漁村地域整備事業債600万円でございます。

主な事業は、一般林道整備事業1,302万4,000円のうち、工事請負費500万円は、国道425号奈良県境付近の林道川原小屋線の改良工事で、経年劣化をしている延長60メートルを舗装改良施工するものでございます。

農山漁村地域整備交付金事業1,150万円は、三木里地内、林道八十谷線の林

道橋、2橋分の測量設計業務委託料390万円と、その長寿命化修繕工事760万円でございます。

次のページ、154、155ページをお願いいたします。

3項山林事業費、1目管理費、本年度予算額1億5,342万9,000円で6,801万1,000円の増額でございます。

増額の主な要因は、市有林管理事業での切った木を木材市場に搬出する利用間伐のための業務委託料で4,399万5,000円の増額と、みんなの森プロジェクト事業でのJ-クレジット申請手数料や企業版ふるさと納税獲得手数料など、手数料で676万8,000円の増額、Local Coop尾鷲への活動負担金で594万6,000円の増額などでございます。

財源内訳は、国県支出金2,119万7,000円は、森林環境保全直接支援事業補助金、その他財源6,091万6,000円は、利用間伐による立木売払収入2,118万7,000円とふるさと応援基金1,200万円、企業版ふるさと納税とJ-クレジット販売収入を原資としたゼロカーボンシティ推進基金からの繰入金2,772万9,000円でございます。

なお、一般財源7,131万6,000円のうち、Local Coop担当地域おこし協力隊4名分の経費と副業型地域活性化起業人1名の業務委託料の合計2,017万1,000円は、特別交付税として歳入され、人件費4,373万2,000円を除く実質的な市の負担額は741万3,000円でございます。

事業の主な内容は、市有林管理事業4,747万9,000円で、詳細は、主要施策の予算概要で森林振興担当の千種参事から説明をさせていただきます。

○千種水産農林課参事      それでは、市有林管理事業の利用間伐について説明させていただきます。

主要施策の予算概要53ページをお願いします。

事業内容としましては、市有林における森林整備の一環として間伐作業を行うもので、間伐した木材については、市有林からの材を市内流通させることを目的として、従来のように林内へ切捨ての状態にしておくのではなく、間伐材を林内より搬出し、尾鷲木材市場に出荷するものでございます。

施業場所の内訳は、国道425号線の尾鷲市清掃センター奥の栃川原地区26.1ヘクタールと、同じく国道425号線、クチスボダム奥の矢所長尾地区5ヘクタール、県道778号線、行野地区2.5ヘクタールの合計33.9ヘクタールを予定しております。

搬出量は1ヘクタール当たり50立米搬出を予定し、合計1,695立米の搬出を見込んでいます。

事業費は4,534万円で、財源内訳として、県支出金2,119万7,000円は、森林環境保全直接支援事業補助金で約68%補助、その他特定財源2,118万7,000円は、木材市場での売上げとしての立木売払収入です。

一般財源は295万6,000円でございます。

また、市有林管理事業とは別に市有林材の市内流通量の確保の観点につきましては、森林整備センターとの契約林についても利用間伐をしてもらうよう交渉してきており、新年度では、国道425号線の八幡トンネルを越えた奈良県境に近い川原小屋地区での利用間伐6ヘクタール、440立米の搬出をしてもらう予定でございます。

なお、事業費については、森林整備センター事業として、尾鷲市負担なしの収入額の50%分が尾鷲市に歳入される分収契約となっております。

以上です。

○芝山水産農林課長      それでは、予算書154、155ページをお願いします。通知します。

155ページ下段でございます。FSC事業89万8,000円は、主なものは、FSCグループ認証に係る負担金73万円などでございます。

みんなの森プロジェクト事業6,132万円は、次のページをお願いいたします。昨年12月に行いました尾鷲ネイチャーポジティブアクション会議にて企業にお集まりをいただき共に活動していく体制のきっかけをつくることができましたが、新年度では企業等と協議体制を組み、株式会社paramita、Local Cop尾鷲と共にゼロカーボンシティの実現を通して、本市の一次産業の再興の具体的事業に取りかかってまいります。

詳細は、主要施策の予算概要55ページにて説明をいたします。通知します。

令和3年度から取り組んでおります、みんなの森プロジェクト事業でございますが、新年度の主な事業の内容は、報償費として、現在の地域おこし協力隊に新たに6月着任を想定した1名を加え、4名の体制で取組をさせていただきます。

手数料のJークレジット申請手数料150万円は、新年度で申請するJークレジット分の審査機関への手数料、企業版ふるさと納税獲得手数料559万8,000円は、昨年度、株式会社paramitaが仲介をして寄附をしてくれた企業、6企業からの企業版ふるさと納税2,799万円の20%分の獲得手数料でございます。

す。

みんなの森プロジェクト推進業務委託料 1,342 万円は、Local Coop 構想とゼロカーボンシティの具現化を図るための株式会社 paramita への事業企画立案、進行管理、事業実装などの業務委託料、ガンガゼ除去作業委託料 80 万円は、九木浦での藻場再生活動の委託料、ゼロカーボンシティ推進業務委託料 178 万 3,000 円は、副業型の地域活性化起業人としての 1 名分の委託料でございます。

なお、地域活性化起業人は総務省の制度で、企業と協定を結び派遣をしてもらう派遣型と、企業の承諾を得て企業に勤務をする個人と契約を結び、個人に業務を委託する副業型の二つのタイプがございます。先ほどの農業での起業人は、企業と協定を結び企業から社員を派遣してもらう派遣型で行いますが、みんなの森プロジェクトでは個人と契約を結ぶ副業型で、本市の脱炭素排出量の削減の分野を担当していただくことを想定しております。

負担金 1,782 万円は、寄附をいただいた企業と事業を実施するための一般社団法人 Local Coop 尾鷲への活動負担金で、事業の内容は、尾鷲全域での森林ゾーニングマップの作成、海域での生物多様性の検証、みんなの森ワークショップでの森林整備の継続、昨年 12 月に行いました、尾鷲ネイチャーポジティブアクション会議を、新年度は東京都内で開催するための会場費を含む経費、企業との協議会形式のコンソーシアムの管理運営経費でございます。これらの事業は、企業との協議会をプロジェクトとして実施していき、日本自然保護協会や国連大学の専門家とも連携をして、企業からも参加希望を募って体制を組んで事業を行っていくものでございます。

補助金は、新規 10 か月分の地域おこし協力隊 1 名を含む 4 名分の活動補助金でございます。

事業費合計は 6,132 万円で、財源内訳は、企業版ふるさと納税でのゼロカーボンシティ推進基金繰入金 2,772 万 9,000 円と、個人からのふるさと納税応援基金繰入金 1,200 万円で、一般財源は 2,159 万 1,000 円となりますが、一般財源のうち、4 名分の地域おこし協力隊経費と副業型地域活性化起業人 1 名分の経費 2,017 万 1,000 円は特別交付税として歳入されますので、実質の市負担額は、6,132 万円のうち、142 万円となります。

それでは、予算書にお戻りいただき、156 ページ、157 ページをお願いいたします。

4項水産業費、1目水産業総務費は、全額人件費につき、割愛をさせていただきます。

2目水産振興費、本年度予算額2,674万1,000円、財源内訳は、国県支出金40万円は南部地域活性化基金事業費補助金で、後継者対策イベントなどの県の2分の1の補助金でございます。

その他特定財源656万5,000円は、イセエビ漁場での藻場調査などでの企業版ふるさと納税からのゼロカーボンシティ推進基金繰入金100万6,000円と、水産振興事業でのふるさと応援基金繰入金555万9,000円でございます。

また、一般財源1,977万6,000円のうち、959万2,000円は、九鬼地区と大曾根浦地区の地域おこし協力隊経費として特別交付税歳入される予定でございます。

主な内容は、漁場の管理保全事業268万5,000円で、例年の尾鷲湾、賀田湾での環境調査や藻場増殖試験に、新年度では、企業版ふるさと納税でのイセエビ漁場の漁場調査を行います。

詳細は、水産振興係、竹内係長から主要施策の予算概要にて説明をさせていただきます。

○竹内水産農林課係長      それでは、主要施策の予算概要56ページを御覧ください。

事業の目的の欄を御覧ください。

近年のイセエビ漁獲量の減少に伴い、原因究明、対策についての調査研究の要望が高まっています。

イセエビの減少要因は、近年長期化している黒潮大蛇行に伴う藻場の減少が指摘されています。

イセエビ刺網漁業は、湾口から外洋に面した磯場が好漁場になっていますが、本市がこれまで実施した海藻植生調査やウニ類の除去活動は湾内が中心であったことから、本事業により、外洋に面した磯場で海藻植生調査を実施し、イセエビ漁獲量減少要因の解明やブルーカーボン創出のためのデータ収集を図るものです。

事業内容の欄を御覧ください。

①潜水による海藻植生調査と、②空中ドローンによる調査を行います。

事業費51万8,000円は、自記式水温計の購入、船舶とエアーポンベの借上料のほか、備品購入費として、ドローン1機、水中スクーター2基の購入等を計上しております。

財源は、株式会社中山製鋼所様からの企業版ふるさと納税を原資とするゼロカーボンシティ推進基金繰入金50万円であり、1万8,000円が一般財源となります。

以上でございます。

○芝山水産農林課長 予算書158ページ、159ページをお願いいたします。通知します。

159ページ中段でございますが、つくり育てる漁業の展開事業408万9,000円は、尾鷲ヒノキ製アオリイカ産卵礁事業の間伐材運搬等手数料や船舶借上料や負担金、補助及び交付金のうち、負担金314万3,000円は、カサゴ、ヒラメ、マダイ、トラフグの種苗放流事業に係る負担金でございます。

後継者育成事業217万7,000円は、例年実施をしております漁業体験教室や早田漁師塾などに、新たに新年度では県補助の南部地域活性化基金事業を活用して本市の春ブリや甘夏をPRするための都市交流イベントの開催と、南部地域の複数市町と連携して漁業就業フェアへの出展を行うものを追加しております。

都市部での交流イベントは、春ブリなどの特産品のPRや生産者と都市部での交流会のイベントの開催により一次産業に興味を持ってもらう機会を創出しようとするもので、東京開催を予定し、報償費4万円、関係者旅費31万7,000円、消耗品費7万3,000円、通信運搬費5万円、会場使用料7万円を計上しております。

漁業就業フェアは、東京、大阪などのフェアへの出展で、旅費21万1,000円、消耗品費3万9,000円を計上しております。

この南部地域活性化基金事業での全体の事業費は80万円であり、2分の1の40万円が県補助となります。

委託料としての尾鷲市漁業体験教室業務委託料78万4,000円は、通年で受入れ実施をしています、本市主催の漁業体験教室への三重外湾漁協等への委託料、次のページ、160ページ、161ページをお願いいたします、補助金としての漁業後継者確保支援整備事業補助金36万円は、漁業体験教室等を経て、さらに長期にわたる研修を受け入れる経営体に対する研修費補助、早田漁師塾への漁師育成機関運営支援事業補助金21万8,000円は、2分の1の運営補助金でございます。

水産振興一般事務費1,036万8,000円は、九鬼、大曾根浦の水産振興を担当する地域おこし協力隊2名分の報償費と活動費補助金。

需用費、役務費は、尾鷲の漁業統計書の作成費や漁獲量調査手数料などござい

ます。

水産振興補助金 350万2,000円は、尾鷲市漁業近代化資金利子補給金 195万7,000円、産地協議会強化支援事業補助金 80万円などでございます。

水産振興負担金 321万7,000円の主なものは、漁業共済事業負担金 280万6,000円でございます。

水産多面的機能発揮対策事業 44万4,000円は、尾鷲湾、九木浦、早田浦、三木浦の藻場再生協議会の藻場造成事業への補助事業で、協議会の活動に対する市の負担金 15%分でございます。

藻類・二枚貝養殖普及事業 15万5,000円は、マガキやヒロメなどの養殖試験に係る費用でございます。

次のページ、162、163ページをお願いいたします。

水産物普及啓発事業 10万4,000円は、市内の中学生に魚のさばき方や調理方法を体験してもらい、尾鷲の魚のおいしさなどを直接感じ取ってもらうことで魚食普及につなげ、水産業の魅力を発信していくことを目的とした取組に係る講師謝礼、消耗品費でございます。

続きまして、3目漁港管理費、本年度予算額 658万5,000円、財源内訳は、国県支出金 80万円は、三重県海岸漂着物等対策事業補助金でございます。

その他特定財源 93万2,000円は、水産施設使用料としての大曾根浦漁港、古江漁港等の漁港占用料でございます。

主な内容は、漁港一般管理費 580万9,000円で、尾鷲市が管理する八つの漁港の施設修繕料 120万円、台風等で漁港に漂着した流木等の処理手数料 155万円、漁港防潮扉整備点検業務委託料 270万円などでございます。

漁港公園管理費 77万6,000円は、行野浦、早田、古江漁港の公園管理委託料などでございます。

続きまして、4目漁港建設費、本年度予算額 6,962万9,000円で 1,534万6,000円の増額でございます。

増額の主な要因は、水産基盤ストックマネジメント事業費の増額と、県単漁港改良事業 425万円の皆増によるものでございます。

財源内訳は、国県支出金 2,890万円、地方債 3,090万円は、いずれも水産基盤ストックマネジメント事業と県単漁港改良事業に係る補助金と起債でございます。

主な内容は、水産基盤ストックマネジメント事業 5,599万7,000円で、次

のページをお願いいたします、現在進めております九鬼漁港と梶賀漁港の護岸工事について、2漁港分の積算業務委託料540万円と工事請負費5,020万円などでございます。

県単漁港改良事業425万円は、40%の県補助を受けて古江漁港臨港道路のコンクリート舗装を3か年で行っていくもので、工事請負費425万円でございます。

続きまして、予算書は、飛びまして、220ページ、221ページをお願いいたします。通知します。

中段ほどでございます。10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目現年発生農林水産業施設災害復旧費、本年度予算額200万円で、前年度予算額と同額でございます。

内容は、農林業施設復旧費100万円、水産業施設復旧費100万円でございます。

以上で、令和7年度当初予算に係る当課の説明を終わります。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願いいたします。

○仲委員長 議案第21号の令和7年度一般会計予算の議決についての説明は以上であります。

質疑ございますか。

○西川委員 主要施策の53ページで木材の伐採出ていますよね。これは、誰がやるんですか。入札ですか。

○千種水産農林課参事 入札で行います。

○西川委員 ちなみに、何社ぐらいで。

○千種水産農林課参事 今、財政課のほうに登録をされている業者から、その入札の段階で選んでやるという形で考えています。

○西川委員 大体でいいので、ざくっと何社ぐらいでやったんですか。

○芝山水産農林課長 すみません、森林組合おわせを中心に登録業者が3業者で、プラス、紀北町のほうにも伐採業者さんがみえますので、そういう業者さんを含めて3社から5社ぐらいで、事業の内容によって若干その業者の数は変わりますが、3社から5社ぐらいでございます。

○西川委員 それから、予算書のトラフグ放流、カサゴとか放流ってありましたよね。そのトラフグの尾鷲の水揚高って分かりますか。あまり見たことがないような気がするんですけど。

○竹内水産農林課係長 今、正確な数値は手元に持っていないんですけども、

もう感覚として、おっしゃるとおり、かなりトラフグの水揚げは、ずっと少ないのが続いております。

○西川委員　波切のほうで、ようトラフグ揚がるんですよね。これ、波切のために放流しておるような気がするもので、もっと違う魚種選定をしたほうがいいんじゃないのかなと思うのと、あと、もう一つ、藻場の再生事業って、どういう勉強をやっていますか、どういう努力というか。

○竹内水産農林課係長　トラフグの御指摘、ありがとうございます。トラフグに関しては、ほかの魚種も含めて、県も含めて、県全体だとか他県の漁獲量も検討しながら、この魚種がいいんじゃないかというのを大きな枠組みの中で検討しております。

藻場の再生のほうにつきましては、今、イセエビの漁場で説明したとおり黒潮の大蛇行が長期化してしまっていて、確かに、我々、藻場の再生、ウニ類の除去という活動を中心に再生の活動を行っているんですけども、やはり水温が高いものですから、生えてくる海藻というのを選ぶのが難しいんですね。ですから、大きな海藻ですと、その分、豊かな生態系ということになるんですけども、生えてくる海藻がやっぱり南方系のものであったり、小さいもの、食べられにくいものというものにちょっと変わってきているという現実があります。ただし、ウニ類を除去することをこつこつ続けていくということは、小さな海藻であっても、やはり生態系に寄与するというのも一方でありますので、地道な活動なんですけれども、これを続けていく。今、状況がどうなっているかというのを常にモニタリングしていくということが大切だと思っております。

以上です。

○西川委員　最後に、ここで僕の持論なんですけど、黒潮大蛇行って、黒潮って、海の砂漠って言われているぐらい、栄養ないんですよ。

極端な話ですよ、くぎの使い古したようなやつを、直接、一度、区画を区切って海に散布してみてください。あれも鉄分のミネラルですから。そんなものも、一応、検討やっておいてくださいね。お願いします。

○仲委員長　答弁よろしいですか。

他に。

○小川委員　161ページ、藻類と二枚貝養殖普及事業というのがあるんですけど、これ、マガキとかヒロメで試験と言われましたけど、このマガキの試験は、これ、垂下式でやるのかロープでやるのか、それ、どちらなんですか。

- 竹内水産農林課係長　　マガキの試験でございますけれども、ちょうちん籠というように編み地の籠ですね、ピラミッドみたいな形しているものなんですけれども、そちらを使って、中に数十個とか、大きさによって分けるんですけれども、そういった形で行っております。ロープ式ということも検討はするんですけれども、やはりちょっと規模が大きなものになりますので、副収入対策ということで、小規模な形で籠養殖を実施しております。
- 小川委員　　そのカキの種なんですけど、地元のやつを使うんですかね。鳥羽辺りで聞きますと、地元三重県の稚貝というのはなかなか大きくなりにくいというので、東北のほうからやっぱり稚貝入れているみたいなんです。そういうことは考えていないですか。
- 竹内水産農林課係長　　地元の種を使うという方法も、まず、そちらの前に、実は、民間がつくったシングルシードという人工種苗を使うところから試験はもともと始めておりました。そこで漁港の中で種を取るといことも実験して、そちらもうまくいったので、そちらを、今、メインでしていたんですけれども、現在のところ、県のほうからの推奨もあって、さらに、もう一度人工種苗も併用した形で、どちらも併用して試験は実施しております。
- 小川委員　　それと、ちょっと予算書に不満なところがあったんですけど、魚病の対策というのは全然含まれていないんですけど、それ、どうなんでしょうか、課長。
- 芝山水産農林課長　　令和4年、5年と、国の補助と、チームをつくって魚病対策、特にマハタの養殖場でのいわゆるハダムシの付着状況ですとか餌のやり方ということを各養殖業者さんに協力をいただいて全部統計データ化をいたしました。その結果に基づきまして、専門機関と現在も継続したそういう対策はずっと打ち続けております。これは予算書の中には上がってはきておりませんが、そういう検討チーム、大学の先生を含めた検討チームはございますので、その中で一番よりよい形の育成の仕方というのは、一定の餌、配合飼料の在り方も含めて、一定の方向性は出てきております。ただ、それ以上に想定をしていないとか、それ以上の、今、状況が悪化しております、その調査したときの調査結果というのは出ているんですけれども、それで運用していても、まだ病気が進行しているというところで、現状で止まっているという状況です。
- 小川委員　　その魚病に対して、マハタなんかは、もう尾鷲、マハタ消えてしまいうんじゃないかというぐらいのことになっておりますけど、もう稚魚を入れて、二、

三か月で3万匹とか、全滅したとか。1匹、あれ、300円から400円するんですね、稚魚。もう何千万も損害出しているところも出てきていますので、尾鷲市、もっと予算つけて、大学とか近畿大学とかああいうところに、VNNワクチンも効かないみたいなので、そういう研究してもらおうという方法、取れないんですか。

○芝山水産農林課長　このマハタ対策については、県もちろん一緒になって、水産試験場のほうも一緒になって、いろいろ状況の把握、それから、対策というものを考えているところでございますが、現状、これという特効薬的な対策がないのも現状でございます。

ただ、一方では、そういう対策に対して要望はし続けております。私どもといたしましても、例えば、保険の対象とすることができないかとかそういった要望は出し続けておりますので、また追って強く要望はしていきたいというふうに思っています。

○小川委員　今、保険という言葉もできましたので、マハタは全然共済利かないということで、それ、国のほうですか、働きかけをしっかりとさせていただきたいというのと、それと、マハタだけじゃないんですよね、シマアジも育たなくなってきたというのがあるって、もう尾鷲、養殖の危機ですよ。もっと危機感、持ったほうがいいんじゃないですか。

○芝山水産農林課長　もちろん、おっしゃるとおり、今、天然魚が、これだけ黒潮の蛇行も含めて不安定な状況になって、養殖というのが、その流通の安定化を図っている、下支えをしているというのは、当然、私たちも一番よく承知しております。その中で、本当に、今、今年度の予算の中でも金額的にはそう大きくはありませんが、養殖漁場での環境調査、そういったことも対策は取っていきます。イセエビの漁場調査も含めてなんです。そういったことを、今、企業のほうの参画も求めながら、一緒に調査研究をしていって、国に要望はもちろんし続けていきますし、市長のいつもの市長会を通した要望の中にも上げてはいただいております。そういった活動を行いつつ、今度は企業とのその連携を深めて、海域での環境改善、そういったことにすぐ取り組もうとされている企業もいらっしゃいますので、そういったところとも連携を図っていきたいと思います。

○小川委員　よく言われるんですけど、尾鷲市、水産、もう本当の基盤ですよ。山ばかり力入れんと、水産にも力を入れよというのが漁業関係者からの意見ですので、お伝えしておきます。

○仲委員長　他に質疑ございますか。

○岩澤委員 予算書151ページ、自然体験推進業務委託料なんですけれども、市長の所信表明でもあったように、来年度から、今まで2校だった尾鷲育が全校で始まるということだったんですけれども、前年度が71万3,000円で、今年は減って70万4,000円なんです。増えたのに予算は減っているというのは、どういうことでしょうか。

○芝山水産農林課長 これまで、当課が中心になって尾鷲育というものを進めてまいりましたが、今回、今年度は、教育委員会のほうでも予算を組むということになりました。それ、当課がずっと予算を持っていると、手挙げ方式で手を挙げていただいたクラスに対して我々はずっと尾鷲育をやってきたんですけれども、教育委員会がそれを主管していただくことによって、押しなべて標準的に実施することができるということで、より発展したと思っております。

当課の予算につきましては、あくまでも、もう今までは、ちょっと手広く尾鷲育ということでやっておりましたが、やっぱり山育、木育という木に特化した、これはみどりの協会様から頂いた資金で行っておりますので、もっともっと山に特化させた内容にしていこうという予算措置になります。

○岩澤委員 分かりました。

主要施策の55ページ、みんなの森プロジェクト事業で、また6月から新しく地域おこし協力隊が1人入ると、あと、地域活性化起業人、副業型の方が1人入ることになっていきますけれども、主なミッション、こういった内容。今現在でも3人いるので、こういった形の方が入るのかなというのを教えてください。

○芝山水産農林課長 地域おこし協力隊につきましては、当課は全部で、今、9名の地域おこし協力隊が所属をさせていただいて、新年度では3名そこにまた新たに追加しようとするものでございますが、まず、方針といたしましては、その取組のフレームがしっかりしているところに関しては、どんどん地域おこし協力隊の力を借りていこうと、それは資金という予算という面も含めてになります。そういう考え方でいます。このLocal Coopの1名につきましては、今、教育の分野で1名来ておりますが、さらに具体化、そのシラバスとかカリキュラム、教育の内容というところに強い人材というものを求めていって、そういったことを担当していただく人材を1名新たに招き入れたいというふうに考えております。

○岩澤委員 ありがとうございます。

じゃ、最後なんですけれども、先ほど、西川委員も聞いた藻場再生のことなんですけれども、このガンガゼ駆除に関しては、何か成果が出ているのでしょうか。そ

の成果のレポートみたいなのは、あるんでしょうか。

○芝山水産農林課長 成果につきましては、当課のホームページの中にも公表はさせていただいているんですけども、海域といたしましては16ヘクタールぐらいで藻場の再生が見込まれておりまして、ブルーカーボンという単位、トン数に表すと9トンほどの吸収が促進されているというところは数値化はできております。

○岩澤委員 それによってイセエビの漁獲量はあまり増えていないので、今回、湾外でも調査をするということでしょうか。

○芝山水産農林課長 今、係長の説明もありましたが、主に藻場の再生事業というのは沿岸の湾内を中心に行っていきます。一方で、イセエビの漁場というのは湾口から外洋のほうに多いというところで、そちらのほうのまだ手だてが……。手だてというか藻場再生は、今までの趣旨が違っておりましたので取り組んでおりませんでした。今年度は、そのイセエビ漁場の環境をちょっと調査して、少しでも改善できないかというところで、湾口のほうに伸ばしていくという内容でございます。

○岩澤委員 ありがとうございますか。

○仲委員長 質疑ございますか。

○中村（文）委員 先ほどの岩澤委員の質問とちょっとかぶるところがあると思うのですが、主要施策の43ページなんですけれども、こちら地域活性化起業人という方が派遣されるということで、地域おこし協力隊と連携を組んで、いろんな流通、加工、販売ということをしていくというのは分かったんですが、この活性化起業人の、どういったところから派遣されているかというのと、主な仕事、役割というのを教えていただけたらと思います。

○芝山水産農林課長 こちらのほうの農業のほうの地域活性化起業人は、企業と契約をして企業から派遣をいただくというスタイルになります。ですので、企業と協定を結ぶという形になるんですが、その企業は、主にそういう流通とか営業またはイベントなどにも強い、そういう企業を幾つか、今、調査というか接触も含めてなんですけどしております、そういったところから適切な人材を招き入れたいというふうに考えております。

○中村（文）委員 では、こちらの活性化起業人は、期間的には1年とか……。前、聞いたのは3年って言われたんですけども、決まっていますか。

○芝山水産農林課長 制度上は6か月から3年以内という制度になりまして、予算措置としては令和7年度予算ということで計上させていただいております。なので、8年度、9年度については、その我々双方の実績と協議に基づいて継続する

か否かというのは検討していきます。

○仲委員長 他に質疑ございますか。

○中村（レ）委員 何点か。

今の中村文子委員のあれなんですけれども、この起業人、要するに地域おこし協力隊じゃないほうの人って、尾鷲市は全部で何人まで雇える、これ、あれですか。それとも、無制限に雇っていきける。

○芝山水産農林課長 これも協力隊と同様で、制限はないというふうに聞いております。

○中村（レ）委員 145ページについてなんですけれども、これ、一般振興事業というのとみどりの食料システムというのは、これ、ほとんどリンクした事業ということで理解していいですか。

○芝山水産農林課長 そうですね、一般振興事業というのは、主に農家さんに対する手だてであったりとか国の制度を結びつけている事業でございます。これまでは、一般振興事業1本だったんですね、内容といたしましては。令和4年度から、国のみどりの食料システム戦略事業という事業を受けて新たに細目をつくらせていただいたということで、もちろんリンク、連携はしております。

○中村（レ）委員 それで、一般振興のほうでこの普通旅費というのが入っているんですけれども、これは、別にどこかでイベントをするとかという旅費ではないということですか。

○芝山水産農林課長 旅費の内容につきましては、起業人の方が行き来をする旅費というのも含まれておりまして、まず、地域活性化起業人の方の旅費分といたしましては32万7,920円と6万8,900円、これは、主に東京での調査であったりとかイベントとかいろいろそういうレポートを仕掛けるときの旅費をここで見込んでおります。

職員といたしましては、すごく少ないんですけれども、東海農政局などへの出張旅費というところがございます。

○中村（レ）委員 これは、国費で出るんですか、この旅費は。

○芝山水産農林課長 起業人の旅費については、特別交付税の中で入っております。

○中村（レ）委員 それでは、そのみどりの食料システムのほうも、この普通旅費については非常に増えているんですけれども、同じという考え方でいいですか。

○芝山水産農林課長 全く同様で、これは補助対象となっております。

○中村（レ）委員　それでは、同じページの、これ、どう読むのか、「わいざいりょうひ」と読むのか「まかないざいりょうひ」って読むのか私には分からないですけれども、この48万というのは何を指していますか。

○芝山水産農林課長　「まかないざいりょうひ」という呼び方をいたします。

賄材料費につきましては、学校給食用に出すブルーベリーとか甘夏ジュース、それから、有機の野菜などの費用でございます。

○中村（レ）委員　この48万で全ての給食の材料費の分を、これは取る費用ですか、それとも、食べてもらう費用ですか。

○芝山水産農林課長　これは、学校給食のほうに材料として提供する分の材料費になります。

○仲委員長　購入費やに。

（「購入費」と呼ぶ者あり）

○中村（レ）委員　誰が購入するんですか。これ、学校に、この予算で農家から購入してあげる費用ですか。

○仲委員長　一連の流れで説明してください。

○芝山水産農林課長　みどりの食料システム戦略の取組といたしましては、生産から流通、加工、消費、これを一連としたもの、これがオーガニックビレッジというのにもつながるんですけれども、今、尾鷲市の取組といたしまして評価されているのは、その消費の中に学校給食をしっかり巻き込んでいるという点が評価の対象にもなっております。国といたしましても、全国的に、この有機による野菜であり果物というものを学校給食にどのように取り入れていくかというところを、この事業の中にテーマとしても落とし込んでいるものがございます。それを受けまして、我々といたしましても、この賄い費の48万円については、今、この尾鷲市の中で有機に取り組んでいただいている農家さんの有機の食材というものを各学校に材料として提供して確保していただくという内容となっております。

○中村（レ）委員　ということは、市が持っている給食費は、それだけ減るって理解したらいいんですか。

○芝山水産農林課長　これ、最終的には、例えば、魚食なんかも全く同じ考えができると思うんですけれども、例えば、こういう効率的ないい補助は使いながら、私どもは、産地側、生産者側としては、どんどんどんどんきっかけづくりはさせていただきたいと思います。ただ、こういう補助、助成がなくなったときの体制というものについては、もちろんこれは教育委員会、学校側、また、予算措置側とも話

合いをしていって、何とかこういうものは定着させていきたいという考えでございます。

○中村（レ）委員　　ということは、これ、もう国費で出るお金ということですか。

○芝山水産農林課長　　今年度の当課のこの予算の内容については、全額国費でございます。

○中村（レ）委員　　それと、これ、今、ブルーベリーっておっしゃったんですけども、ほかの農産物について、学校給食で賄えるぐらいの量をこれで出せる可能性のあるものはありますか。

○芝山水産農林課長　　今年度のその48万円の内訳は、ブルーベリーと甘夏ジュース、それから、ジャガイモ、この3品を48万円の中で想定をしております。もちろん、そのほかにもこういう有機で賄えるものがあつたら、どんどん取り入れていきたいとは考えています。

○中村（レ）委員　　ということは、今後もしこれが農産物が増えていくとしたら、来年度は、この国費のもっとこれを、賄材料費というのを増やしていくということではないですか。

○芝山水産農林課長　　国の補助メニューが同じような内容で続くのであれば、当然増やしていきたいと思っております。

○中村（レ）委員　　その下の会場使用料というのがあるんですけども、これは、いつ会場を使用して、これって、きっとどこかでイベントをされる会場費ですよ。これ、いつを予定されていますか。

○芝山水産農林課長　　まず、会場使用料につきましては、東京ビッグサイトでこういう有機のすごく大きな、これはバイヤーなんかも集まるフェアがありますので、そちらのほうに、もう尾鷲も体制としては整ってきたであろうということで、甘夏を中心にブースをつくっていきたいというふうに考えているのと、それから、オーガニックE X P Oというイベントもございます。これは、今年度、7年度は京都での開催に出展しようとしているものでございます。

○中村（レ）委員　　いつですか。

○野田水産農林課主幹兼係長　　オーガニックE X P Oにつきましては、5月下旬を予定されております。東京ビッグサイトに対しては10月から11月例年行われていますので、まだ日程が確定しておりませんので、大体時期だけです。

○中村（レ）委員　　これ、もし10月やったら、6月以降の補正で間に合うん違うかなと思うんですけども、これ、出す必要がないのと違うかなと思います。

それから、質問、続けていいですか。

○仲委員長      どうぞ。

○中村（レ）委員      151ページのこの備品購入費の中に車が入ると理解していいですか。212万5,000円かな。これの中に、ツキノワグマじゃないけれども、その他、何か車が要るって、軽トラ……。

○仲委員長      パトロールね。

○中村（レ）委員      が要るって言われた分は、この中ですか。

○芝山水産農林課長      ちょっと待ってくださいね。そうですね、151ページの備品購入費のうちに獣害パトロール用の軽自動車、4WDになりますが、146万5,000円を見込んでおります。

○中村（レ）委員      これ、ほかに、それ以外にわなとか、それとか、脅すとかというのは、全部、この中に入りますか。

○芝山水産農林課長      まず、わなにつきましては、その備品購入、備品になりますので、33万円の2台分……。わなじゃなくて、ごめんなさい、おりですね、熊専用の捕獲おりは、33万円の2台分が、この備品購入の中に含まれております。

それから、例えば、熊の対策で行きますと、委託料の中に54万6,000円分の放獣に関する委託料が含まれているものと、それと、消耗品費の中に熊対策の警戒看板、それから、ポスターの印刷の関係の費用、それから、熊よけスプレー、熊を追い払うための煙火、花火みたいなものですね、そういったものを消耗品費の中に含んでおります。

○中村（レ）委員      猿よけは入っていないんですか、花火みたいな。

○芝山水産農林課長      すみません、猿の説明は、ちょっと少し漏れておりましたが、猿は、もう従来ずっとこの中に入っておりまして、今、新たに追加した熊の分だけ説明させていただきましたので、含まれております。

○中村（レ）委員      あと、153ページのこの下の工事費のこれは、いつ始められる工事ですか。測量、農山漁村地域整備交付事業というのがついているんですけども、これは、いつ予定されていますか。

○岡田水産農林課主幹兼係長      測量設計業務を発注してからになりますので、工事請負費としては、大体9月から10月頃になるとは思います。

○中村（レ）委員      これ、去年から半分ぐらいに減っているんですけど、減っている理由は何ですか。

○岡田水産農林課主幹兼係長      橋を、橋梁2橋を直すことでありまして、前回、

橋梁の傷みが激しい部分を採択して、去年度実行してやっております。7年度につきましては、ある程度傷んでいるところを直しているだけでありますので、その分の差額として、この金額となっております。

○仲委員長　いいですか。

○中村（レ）委員　157ページなんですけれども、このガンガゼの駆除は、九鬼の組合、地域に出されているんですか。このガンガゼの委託料は、どこに出される。

○芝山水産農林課長　九鬼に関しましては、九鬼にダイビングの業者さんがみえますので、そこのダイビングの業者さんに委託するのと、あと、そこに参加していただく個人の方なんかも、そこに参加していただいております。

○中村（レ）委員　分かりました。

それと、もう一つ、すみません、161ページの中ほどの外国人漁業技術研修に、これ、16万ついているんですけど、これって、今、外人の方がおられるんですか。

○芝山水産農林課長　市内の定置網の操業の網元さんのほうに外国人研修者がおります。

○中村（レ）委員　分かりました。

○仲委員長　いいですね。

○濱中副委員長　145ページの一般振興事業、何人かが、もう地域活性化起業人、聞いた後なんですけれども、これは、政策のほうで聞いたときは2人を想定して560万というふうになっておったんですけど、この場合は人数想定はしているのかということと、農業のほうのこれと、みんなの森のプロジェクトマネジャーの主要施策のほうには委託料というふうになっているのと、この負担金の違いは、個人に渡すのと会社に渡すのとの違いと理解すればよいのか、2点。

○芝山水産農林課長　おっしゃるとおりでございます。地域活性化起業人の総務省の制度といたしましては、派遣型と企業からのあれ、二つあります。

企業のほうは、企業と協定を結んで、企業にその方の人件費相当分を負担金としてお支払いするというルールになっております。上限額が負担金で560万円ということなので、それは、どれぐらいの割合、その企業に在籍しながら、どれぐらいの割合、本市のミッションに関わっていただくかということによって、そこは企業との話し合い、協定の内容で結ぶんですけれども、うち、本市、この農業のほうの起業人については、もう負担金最大限の560万円分関わっていただくという内容でフルコミットしていただくような形で契約をしようとしております。

もう一つのほうのみんなの森プロジェクト事業のほうの起業人のほうは副業型です。副業型は、あくまでも個人として参加したいという方と、これは個人と契約を結びます。ただ、もちろん、その方が所属する企業には承諾書は取らないといけないということなので、企業に承諾をいただいて、その社員さん個人と契約を結んで、その個人の方にお支払いするという費用になりまして、これは、現地、いわゆる尾鷲市内での活動が月1日以上という規定で、もちろん現地以外の自分の会社での勤務は月4日以上というのがルールになっていますので、物すごくライトな関わりはできるというメリットがあります。

○濱中副委員長 いや、ちょっと、そのいろんな判断をするときに、この560万で、政策のとき、2人って言われたんですね、関わり方が、その仕事のボリュームは違うでしょうけれども。この委託料の178万円と、こっちの負担金の560万を考えたときに、1人当たりの仕事のボリュームが、よく似た感じでやられるんやったら、こっち側は何人ぐらいのを想定しておるのかなということ考えたものですから、例えば、その会社のほうと協定を結んだ会社の判断で5人行かせますわとか6人関わらせますわということでも、この上限、この560万の金額を基準にしてボリュームが決まっていくのかどうかという辺りがちょっと聞きたいなと思います。

○芝山水産農林課長 制度上は可能かと思います。ただ、現在我々が想定しているのは、この営業販売本部で地域おこし協力隊も2名新たに入るし、現在、農業関連は3名います。そういった方々がそれぞれ役割を持って、生産側に回る方、それから、営業販売に回る方、そういう方をコーディネートしていただく立場として市内市外の営業戦略を立てていただく方と想定しておりますので、やはり相当高度な能力を持った方を想定しておりますので、お一人で行きたいと思っています。

○仲委員長 よろしいですか。

○濱中副委員長 最後に、そうしますと、この間、試験販売とは言うておりましたけれども、その馬越屋さんの販売が始まったことに対して、あそこでの販売戦略なんかもこういった人が関わっていただけるような形になるのかなというのは、どうですか。

○芝山水産農林課長 おっしゃるとおりでございます。馬越屋さんにどこまで新年度で関わらせていただけるか、またこれ、もちろん馬越屋さんとも話をしないといけないんですが、現段階は、3月、4月でやらせていただくという話をしてはいるんですが、継続してももちろんやらせていただくならばやらせていただきたい思

いはありますし、馬越屋 1 件に限らず、ほかのそういうところとも連携しながら市内をしっかりと。こういう方には、そこにふだんから詰めていただいて、市外への営業戦略も考えていただきたい。店番兼ねて、そういうチームができるというようなイメージを取っております。

○仲委員長　いいですか。

他に質疑ございますか。

○南委員　149 ページの有害鳥獣対策事業に関わることなんですけれども、ちょっと教えてほしいんですけど、このツキノワグマ対策で法改正によって市町村長が市街地に出た場合は許可が下せる云々という話をラジオで聞いたことあるんですけども、ちょっとそこら辺の話、分かっている範囲で。

○芝山水産農林課長　今、その法改正の設計についても各自治体のほうに意見を求められております。県を通して、どのような自治体の意見なのかというところを求められております。内容といたしましては、これは、尾鷲市は、令和 5 年度に、2 年前に既にもう訓練もしているんですが、警察、三重県、自治体、要するに市町村、この 3 者が、もし町なかにこういう熊類が出たときの意思決定というのがそれぞれ持っている法律が違いますので、最終的に発砲許可を出すのは警察になるとか、それまでに県のほうは手続をしないとイケないとか、もろもろそういう立場があって、そこの連携がうまくいかなかったら、万が一瞬間の判断が遅くなるということがあります。最終的に、そういうときに、自治体の長が、首長が、もうそういう制度を超えて判断をすることができるようにしてはどうかということを検討されているというふうに聞いております。

(「今、報告あるか」と呼ぶ者あり)

○芝山水産農林課長　今、まだ最終的な報告は、私、ちょっとまだ聞いてはおりません。

○南委員　そうすると、いつから、また施行されるかということは、まだ未定なんだよね。

○芝山水産農林課長　すみません、私、そういう意見聴取をヒアリングしたというのはあるんですけども、ちょっとその結果については、まだ、ごめんなさい、私、現段階では、今、確認できておりません。申し訳ありません。

○南委員　それと、同じく 151 ページの木材利用拡大事業なんですけれども、これに関連して、主要施策の、西川委員からも質問あったんですけども、市有林のことなんですけれども、これは、以前、尾鷲市の市有林経営計画というのが立て

られて、木材の平準化なりいろんなことで数年進められてきた事業があったんですけども、最近ちょっとゼロカーボンやとかいろんなことで方向が変わってきたのかなという思いの中で質問させてもらうんですけども、5年度は、この財産収入が60万で6年度が160万余りで、それで、今年度が2,100万余りの間伐をしていただくということで、尾鷲のブランドのヒノキが尾鷲木材市場へ搬出されて、そこから外へ出て尾鷲ヒノキのPRをしていただくというのはよく分かるんですけども、今回、初めて、もう33ヘクタールの間伐ですか、そういった、これからもこの尾鷲の市有林の経営計画というのは、間伐方式で行くのか、それとも、皆伐方式。以前は皆伐方式だって、僕なんかは、やっぱり間伐方式のほうがいいんじゃないかというようなことを何回か議会でも一般質問をした経緯があるんですけども、どういう方向性で尾鷲の市有林経営を考えていかれるのか。

それと、尾鷲材のPRですね。以前は、ビートたけしさんも尾鷲材でうちを造ったということで一時有名になったんですけども、そこら辺のPRも兼ねて、どういう考えかお聞かせをお願いします。

○芝山水産農林課長 おっしゃるとおりでございます。これまでは主伐という全部を切ってしまうというような方向でやりました。それは、やっぱり材が市場に出ていい値段で売っていたので収益になっていたということもすごく背景としては大きいと思います。平成の初期の時代は、平成元年から10年ぐらいまでの前後は、尾鷲市の市有林だけでも3,000、4,000、5,000とか、平成になって一番多いのは7,000立米、材積量で。7,000立米切っているときも、1年間だけあります。あとの年は3,000、4,000ぐらいを切っておりました。これは、主伐による出し方をしておりました。

でも、今は少し考え方が変わってきまして、主伐をすると、その後の植付けから植付けた後の下草刈りなどの手間、そういったところの経費分をいかに少なく抑えていくかということ踏まえて、利用間伐の方向性で出していきたいというふうに考えております。

ただ、利用間伐をするにしても、1ヘクタールに対して2割から3割程度の分しか、主伐に比べると2割3割の在積量しかありませんので、やっぱりその利用間伐をする面積が広がっていくというところで、そういったところを、今、市有林係、千種参事を中心に、ある程度、また経営計画への反映も含めて利用計画を、今、立てているところで、この先は、当面2,000立米以上の搬出に、利用間伐ではありますが、2,000立米は最低限出していけるような。これまでは、この数年は

数百立米しか出せていませんでした。そういうような計画に切り替えていきたいと。

もう一つは、森林ゾーニングマップを作ります。森林ゾーニングマップでこの尾鷲の山の全体像を明らかにしていったら、地形も含めて明らかにしたときに、もちろん主伐に適した場所も出てくると思います、林道にすごく近い尾根のところとか。そういったところがあれば、ここは主伐したほうがいいんじゃないのかというところがあれば、もちろんそこは主伐に切り替えていくというようなことも考えていきます。

○南委員　よく分かる説明だったんですけども、今後、2,000立米以上が毎年搬出できるような計画を立てたいということで、もう、ぜひともそうしていただきたいんですけども。

僕、心配するのは、やはり林道網の整備のできている、林道網の整備というの、これからは必要になってくると、それと、出しですね、山の木を出す方が僕はだんだんいなくなってくるんじゃないかという心配があるんですけども、そういった点も踏まえて、どのようなお考えをお持ちですか。出しも含めて。

○芝山水産農林課長　御指摘のとおりだと私どもも危惧しております。まずは、しっかり出していけるようにしていくということと、それに伴って、今は、まだ林道が尾鷲市管理だけでも30本あるんですけども、30本の林道の中で、やっぱり、今、すごく使いやすい林道というのがありまして、それが調査では40%ほどはまだ使えるということなので、そこにある材積を中心に出していくというところで、まずは2,000立米は、そういうところで補っていきたい。

でも、もっとそれ以上に、そのゾーニングマップなんかでは、ここに林道があったほうがひょっとしたら効果的なんじゃないかとかというような林道の場所がある程度見えてくる機会がありましたら、そういったときには新たに林道を設備するということは将来的には考えなければいけないと思いますが、今の考え方は、尾根に作業道をつけていく、なるべくもう中腹にはあまりダメージを与えたくない、尾根に作業道をつけていくというような考え方が主流になっておりまして、集材したら、中腹で木を切ったら、尾根に向かってウインチで上げていくというような形で考えることになるんじゃないかなとは思っておりますが、まだ、そういう計画があるものではないです。

もう一つの、その……。

○仲委員長　出し。

○芝山水産農林課長　出しをする人材については、もうおっしゃるとおりで、尾

鷺市からの市有林の委託発注、そういったことも含めて、森林組合さんとは年間の業務量の調査、協議はさせていただいております。その中で、今は、もう少しやっぱり山で働く人を増やしていきたいという思いになっていきますので、その辺りも、今、令和7年度では協議をしていきたいと思っています。

○南委員　今の課長のほうが尾根へ林道をつけるというのは本当に理想的な林道のつけ方だと思うんですけども、いかんせんこの急峻な尾鷲の山で果たしてそれができるのかなということは疑問で、尾根へつけられる山というのはもう限られてくると思うんですけども、できるだけ林道網の整備も必要だと思います。

1点、提案になるんですけども、いろんな森林で国からくれる県みんなの森税やとかそういった補助金を活用して、森林組合なんかとタイアップして、この出しをする方の育成なんかは、それは使えないんですか、この補助予算は。

○芝山水産農林課長　森林環境譲与税の中でも後継者育成メニューというのがございますので、ちょっとそういったところも積極的に森林組合とも話をしていきたいと思っています。

○南委員　よろしくをお願いします。

○仲委員長　いいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長　ちょっと私から質問させてもろうてもいいですか。

すみません、主要施策の56ページ、何人かの方がこのイセエビ漁場の藻場調査について質問されたんですけど、尾鷲市の水産を考えると、やっぱり定置、養殖、一本釣りの整備が、これ、守っていかなければいけないと私も思っているんですけど、一つ聞きたいのは、去年の秋から今までの漁獲、イセエビの漁獲はどうだったかということと、それで、もう一つは、湾内から湾口から外洋も調査するという視点がやっぱりいいんじゃないかという思いがあります。実は、今日の某新聞に、その藻場をイガミ、ブダイが食べるという記事が載っておったんですわ。それで、こちら辺もそうなんやけど、いずれ志摩方面も、そういうイガミとかあれが繁殖すれば藻場が減っていくやろうというような意見が、しっかり見たわけじゃないけど、そういうようなことも記事が載っていました。この調査によって、そういう魚のブダイとかそんな植生によって藻場も減っていくというような概要の中では、水中カメラ入れるわけですから、そういう調査もできるかどうかという2点、お聞かせください。

○芝山水産農林課長　　まず、イセエビの漁獲につきましては、10年平均を見ますと、大体、尾鷲市内の10年平均では22トンほどの水揚げ、漁獲がされていましたが、2022年では10トンほどに、もう半分以下になってきております。

今、特に、さらに危機感があるのは、今年の漁師さんのお話なんかを聞いても、いつも小さい稚魚が捕れて、当然リリースをするんですけど、そのリリースする稚魚も捕れないと。ということは、来年、大きくなってかかってこないんじゃないかというような稚魚が少ないのが心配だと皆さんはおっしゃっています。ですので、やっぱりこのイセエビが捕れにくくなってきているというのは進んでいるんじゃないかと思われております。

先ほどのブダイの話につきましては、先日も三重大学のほうで天満荘のよるしゃべりで、そういう尾鷲でのブダイの食害の調査を生物資源学部のほうでもしていただいております。これまでは尾鷲のほうはブダイはもともと多いエリアであって、その多い状況で藻場が茂っていたということだったので、急にやっぱり減少し出したのは、この地域ではガンガゼが一番影響が大きいんじゃないのかというふうに言われていまして、ただ、一般的に全国的な食害は、やっぱりブダイとかアイゴとかそういうところの食害が多いです。これに対する手だてというのは本当に難しいです、泳いでしまう魚なので。ガンガゼは、まだ駆除をし続けていって効果は出ているんですけども、魚は、もう、どう……。網を張ったりというのも実はあって、網をかけているところは繁茂はするんです。でも、経済的に全部を網をかけていくというのはちょっと不可能なものですから、そういったところに関しては非常にちょっとまだ難しいところで、いい手だてというのは、まだ研究中、協議中というところ

○仲委員長　　分かりました。

○濱中副委員長　　ちょっと今の関連でよろしいですか。

ブダイやアイゴのことに关しまして、以前ちょっと日本財団の講演を聞かせてもらったときに、ブダイ、アイゴが売れる魚になるとか欲しい魚になるということが、いわゆる駆除ではなくて、それを漁獲する漁師さんたちが増えるという、風が吹けば桶屋の理論やったんですけども。ただ、そのブダイ、アイゴって、くせのある魚ですので、それをどうおいしく食べるかというのが、そこにはもう一つ研究がくつついてくる。そういった流れをつくるという話が聞いてきました。

なので、6次産業化の中で、農産物も、きっと採っただけではなくて、それを製品化するというそういった流れをつくろうとしておると思うので、そういった魚の

流通も藻場をつくるための流れとして使えるのであれば、今後の研究材料として持っていたきたいなと思うんですけれども、いかがですか。

○芝山水産農林課長　　実は、来週なんですけど、大阪のそういう食の流通をされているバイヤーの方がお越しいただきます。その方と意見交換をさせていただくんですけれども、その方が来る目的は、やっぱり志摩のほうでアイゴを流通に乗せることができないかということ进行调查するために志摩に来て、その後、尾鷲に寄っていただくということで、そこら辺の話も含めて、どこまで、今、流通業界、バイヤー側から見てどういう印象なのかということころはヒアリングさせていただきたいと思っています。

○仲委員長　　他に質疑ございますか。

○南委員　　すみません、ちょっと聞くのを忘れたんですけど、主要施策の58ページに関わる、つくり育てる漁業の展開ということで、カサゴ、ヒラメ、マダイ、トラフグ等があるんですけれども、これ、僕、先般も県のほうに行って黒の浜のアサリの放流について相談させていただいたら、以前は伊勢湾のアサリがオーケーですよって言っていたが、範囲がだんだん狭まってきて、鈴鹿でアサリ採れるで鈴鹿のアサリやったらそれも生態系が変わってしまうということで、そうしたら、どこかの辺りに放流したらいいのということになって、最終的に古江の種苗センターで独自のアサリを稚貝を育てていただけないだろうかということをお願いさせていただいたんですけれども、現時点ではどうのこうのと言うて難しいような返事しかもらえなかったんですけれども、そこら辺は、竹内係長、種苗の古江センターでこのアサリを育てること、僕は可能だと思うんですけれども、専門家として、どう考えておられますか。

○竹内水産農林課係長　　先ほど南委員がおっしゃったように、アサリの種苗を人工でつくるということ三重県のほうは進めているというのを私も新聞の報道なんかでちょっと見たりしたんですけれども、そして、そのことに関して、やっぱり黒の浜のアサリが観光資源であって、あそこがなかなか捕れないということも課題としてお聞きしておりますので県のほうにも問合せさせていただいたんですけれども、今の段階ですと技術開発の段階ですと、そちらが種苗生産がうまく大量生産できるようなステップアップができた暁には、こちらのニーズにもひょっとしたら対応できるかもということはお聞きしておりますので、そのときには、例えば種苗が黒の浜とか尾鷲の海に合ったような種苗をリクエストして生産してくださいということも要望できるかなとは思っていますけれども、そこはまだちょっと技術開発の段階で

すので、その進歩を待つて県に働きかけていければなと考えております。

○南委員 ありがとうございます。

現実的に黒の浜のアサリ、僕、年に何回か掘ら……。ほとんどもう皆無なんですよね。もうアサリの稚貝自体も姿が見えないということで、やはり、ここ、アサリが住むのに環境が悪いのかなというような感じがするので、当然、中電の温排水の影響があったと思うんですけども、しかし、弁財さんのほうが掘りにくくてもアサリが掘れるんですね、そういった意味で。環境的にもそう離れていないということで、ぜひとも弁財のほうでその稚貝を、種を捕ってできるんじゃないかなという思いがありますけれども、ぜひとも一つ研究課題としてよろしく願いをいたします。ありがとうございます。

○小川委員 関連して、以前、賀田湾でアサリの、竹内君も関わってやりましたよね、垂下式で。それ、活性炭やった……。使うて。あのとき、うまくいきましたよね。そういう稚貝が捕れたら、議長が言われるようにケアする垂下式のやり方でちょっと大きくしたら放流する、そういう方法が取れるんじゃないですか。

○竹内水産農林課係長 おっしゃるとおり垂下式、コンテナに砂を入れた状態にして、そこに人工的な干潟つくるようにして、アサリを入れて養殖技術というのは、可能は可能だと思います。

一方、課題もありまして、非常に上げ下げが重いので重労働ということがありましたので、そちらは技術面なりでクリアできるかもしれないですけども、人工種苗が安定的に入るようなことになれば、そういった中間育成みたいな格好で放流につなげていくのも一つの方法だなとは思っています。

○小川委員 以前、その垂下式でやったときに、結構、殻は小さいけど中身がいいということで、みそ汁の会社から契約できないかというそういう話も出てきましたよね。だから、いいんじゃないかと思うんですけど。

○仲委員長 答弁、必要ない。

○西川委員 これも僕の持論なんですけど、今、南委員が弁財さんでは捕れるけど黒の浜では捕れない。それ、以前の中川の水を引いておったでしょう、温排水として。あれ、温排水だけじゃなく、中川も、あまりきれいな川じゃないですよ。もし貝の移設がよそから採れんのであれば、北側で1回掘ってみてくださいよ。いっぱいいますから。いっぱいおります、真っ黒のが。それを放流したらいいんじゃないです。もともと黒の浜、尾鷲って、山が急峻で水の流れが早いですよね、栄養価がないんですよ。栄養価ないもので、幾ら放流しても無駄。ただ、弁財さんは、

下水、流れ込みますよね。こういうことを言うと夢を壊すか分からんけど。それは、現実、知ったほうがいいんじゃないですか。無駄なお金、使わんでええように。

(「汚いところのが、ようけおるんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 答弁は要りますか。

○西川委員 いいです。

○仲委員長 いいですか。

質疑なしということでよろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 次は、報告事項。

○芝山水産農林課長 それでは、報告事項といたしまして、3月1日から始まっている有機農業に関連する一次産業を通じた関係人口創出事業を別紙にて説明させていただきます。

野田主幹から説明いたします。

○野田水産農林課主幹兼係長 それでは、行政常任委員会資料1ページを御覧ください。

現在進めております三重県南部地域活性化基金事業の補助を受けて行っている一次産業を通じた関係人口創出事業についての御報告でございます。

昨年に引き続き実施している甘夏収穫ワークショップでございます。本イベントは、農作物の収穫作業に没頭することで心身リフレッシュを図るというWell-beingの視点から甘夏の収穫作業をボランティアでお手伝いし、同時に、収穫期の人手不足解消と生産者と消費者の関係づくりを進めるものでございます。

今回は、期間を3月から4月とし、昨年より約1か月延長して実施しております。受入れ農家も3農家から1件増えて、4農業者が受入れを進めています。

また、今回は、天満地区の景色を満喫していただこうと、地元ヨガグループと連携し、収穫作業前に甘夏園地で朝ヨガを土曜日と日曜日限定で開催しております。現在で延べ85名の予約をいただいております、早くも昨年の延べ96名を上回る勢いでございます。

次に、農産物の販売等を通じた関係人口の創出でございます。

甘夏の収穫時期に合わせて、甘夏を中心とした農作物の直売や体験等を試験的に実施し、農産物を通じた関係人口の創出を図るとともに、先程来ありましたが、今後の本格的な直売所の展開につなげていくための試験的な取組も進めております。

当面、4月末までの土曜日と日曜日、閉店した馬越屋において、生産者が農産物

を直接販売できるスペースを設けて、甘夏、露地野菜、農産物加工品の販売を今月 8 日土曜日より試験的に実施しております。今後は、馬越屋において、農作物の加工体験、ミニイベント等も実施しながら考えていきたいと思っております。

今回の農産物の試験販売については、出品していただいている意欲のある生産者の皆様と販売方法等の検証、協議を進めながら、次年度予定しております本格的な直売所の設置に向けての準備としていきたいと思っております。

以上でございます。

○芝山水産農林課長　　また、春ブリにつきましても、昨年度も宣言をさせていただきましたが、もうそろそろではないかというふうに考えておりますので、また、甘夏と併せて、この春の甘夏、春ブリというものをPRしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○仲委員長　　報告事項であります。質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長　　ないですね。

以上で、水産農林課の審査を終了いたします。御苦労さまでした。

昼食の休憩に入ります。再開は、午後 1 時からお願いいたします。

(休憩　午前 11 時 55 分)

(再開　午後　0 時 59 分)

○仲委員長　　再開いたします。

日程の都合により建設課を本日入れまして、午後からの一つ目ということで、ひとつよろしく願いをいたします。

そうしたら、建設課の議案第 20 号、尾鷲市宅地開発事業の基準に関する条例の廃止について説明をお願いいたします。

○塩津建設課長　　それでは、議案第 20 号、尾鷲市宅地開発事業の基準に関する条例の廃止についてを説明いたします。通知いたします。

議案書の 98 ページを御覧ください。

本条例による宅地開発に関する諸規制が、今後、宅地造成及び特定盛土等規制法に集約され規制強化が行われるとともに、三重県での一括許可審査事項となります。それに伴う行政手続の重複を避けるため、条例の廃止をいたしたいものであります。

宅地造成及び特定盛土等規制法の取組は、令和 3 年 7 月、静岡県の熱海市で大雨

に伴い盛土が崩落し大規模な土石流が発生したことで甚大な被害が生じたことを受け、新たな法整備として、三重県においても今年度内での準備期間を経て、令和7年5月26日に施行される予定であります。

この法律では、盛土の規制だけにとどまらず、宅地開発に伴う敷地の造成も含まれることとなります。当該条例並びに三重県が所管する3,000平方メートル以上の宅地開発条例についても、この法に集約・包含され、いずれの条例も法施行に伴い同日付での廃止を予定しております。今後は、法による三重県での一括許可審査となるものであります。

議案第20号、尾鷲市宅地開発事業の基準に関する条例の廃止についての説明は以上でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

- 仲委員長 議案第20号の条例の廃止については説明は以上でございますが、質疑ございますか。
- 西川委員 これは、宅地だけに適用されるものであって、例えば、庭をゴルフ場のようにしたいとか造成も含まれるんですか。
- 上村建設課参事兼建築係長 一応、基準となる最小の平米数であるとか盛土の高さ、切ったところの高さであるとかで決まってくるので、一概に……。小規模なものであれば免れるんですけども、例えば、盛土であれば高さ1メートルの崖があれば、面積に関わらずかかってきます。
- 西川委員 僕が物すごいお金持ちやったとして、3,000平米以上の原っぱを造成してゴルフ場を造りたいって、自分の、個人の。そのときに、3,500平米のところを芝生に貼りたいけど、凸凹、それ、山崩しすれば、2メートル切るところもあれば、2メートル埋めるところもありますよね。そういうようなのも適用されるんですか。例えば、工業団地みたいに段を造るんじゃなく、なだらかな自然のスロープの庭であっても。
- 上村建設課参事兼建築係長 今回の、平米数には関わらず、高さが、例えば、盛土であったら1メートル以上の盛土の場合、切土の場合は2メートル以上とか細かい規定が法のほうで施行されますので、平米数に関わらず、高さのほうも強化されるということです。
- 西川委員 基準は、どこから……。G Lは、どこから持って行って1メートルとか……。そのG Lから1メートル上下ということですか、プラマイ。
- 上村建設課参事兼建築係長 盛る部分の高さが1メートルなので、最大の部分

の高さだと思えます。

○西川委員      じゃ、G Lでいいんですね。

○上村建設課参事兼建築係長      例えば、斜面であれば、ここが一番低いところ。

○西川委員      低いところでいいんだね、分かりました。

○仲委員長      よろしいですか。

○西川委員      はい。

○仲委員長      他に質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長      質疑なしといたします。

続いて、議案第26号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算(第11号)の議決について説明をお願いいたします。

○塩津建設課長      それでは、議案第26号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算(第11号)の議決についてのうち、建設課に係る予算について説明いたします。

歳入から説明させていただきます。通知いたします。

補正予算書の18、19ページを御覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金につきましては、補正前の額5,037万4,000円に対しまして補正額1,598万円を減額し、3,439万4,000円とするものです。

内容は、1節道路橋梁費補助金1,548万円の減額で、これは、交付額の決定により防災・安全交付金及び道路メンテナンス事業補助金が減額となったためでございます。

次に、2節住宅費補助金50万円の減額で、これは、木造住宅耐震補強工事の件数が当初の見込みより減となったためであります。

15款県支出金、2項県補助金、6目土木費県補助金につきましては、補正前の額863万4,000円に対しまして補正額285万6,000円を減額し、577万8,000円とするものです。

内容は、1節土木費補助金285万6,000円の減額です。これは、先ほどの国庫支出金と同様に、木造住宅耐震補強工事の件数が見込みより減となったため及び地籍調査補助金について、県からの補助金が確定したため減額となったものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。通知いたします。

補正予算書42、43ページを御覧ください。

7 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費につきましては、補正前の額 4,340 万 7,000 円に対しまして補正額 240 万 6,000 円を減額し、3,995 万 9,000 円とするものです。

財源内訳は、国県支出金が 240 万 6,000 円の減額、一般財源が 104 万 2,000 円の減額です。

主な内容は、地籍調査事業の 12 節委託料 291 万 3,000 円の減額です。これは、地籍調査事業の県補助金の額の確定に伴い、地籍調査業務委託料を減額するものです。

補正予算書 44、45 ページを御覧ください。

2 項道路橋梁費、2 目道路維持費につきましては、補正前の額 1 億 1,620 万円に対しまして補正額 2,624 万 7,000 円を減額し、8,995 万 3,000 円とするものです。

財源内訳は、国県支出金が 1,548 万円の減額、地方債が 800 万円の減額、一般財源が 276 万 7,000 円の減額です。

内容につきましては、委託料 894 万 6,000 円の減額及び工事請負費 1,730 万 1,000 円の減額です。これは、道路メンテナンス事業に係る交付額の決定により減額するものでございます。

詳細につきましては、担当主幹より説明させていただきます。

○内山建設課主幹兼係長　それでは、委員会資料 1 ページを御覧ください。

この資料は、道路メンテナンス事業に関するものであります。

赤字部分は、本年度交付額決定に伴い、合計で事業費の減となったものです。当初事業費 7,700 万円に対し 2,416 万 3,000 円の減額であり、そのうち、令和 6 年度事業費は 4,517 万 2,000 円、繰越額として、補助対象額 766 万 5,000 円に市費 100 万円を含む 866 万 5,000 円となっております。繰越しについては、交付額を全額利用し、事業の進捗を図るためのものでございます。

説明は以上でございます。

○塩津建設課長　それでは、通知いたします。

補正予算書の 44、45 ページにお戻りください。

続きまして、3 目道路新設改良費につきましては、補正前の額 5,400 万円に対しまして増減なしでございますが、財源内訳について、地方債を 1,570 万円増額、一般財源を 1,570 万円減額するもので、財源更正によるものでございます。

次に、3項河川費、2目砂防費につきましては、補正前の額3,250万円に対しまして補正額100万円を減額し、3,150万円とするものです。

財源内訳は、地方債が10万円の増額、一般財源110万円の減額です。

内容は、砂防事業の18節負担金、補助及び交付金100万円の減額で、これは、県が事業主体となって現在市内2地区での急傾斜地崩壊対策事業を進めておりますが、県の事業費の確定に伴い、本市の負担金を減額するものでございます。

次に、5項都市計画費、2目街路事業費につきましては、補正前の額6,423万円に対しまして補正額1,933万3,000円を減額し、4,489万7,000円とするものです。

財源内訳は、地方債1,940万円の減額、一般財源6万7,000円の増額です。

主な内容につきましては、一般街路整備事業の18節負担金、補助及び交付金1,883万3,000円の減額です。これは、県が事業主体となって進めております都市計画道路、尾鷲港新田線事業につきまして、こちらも県の事業費が確定したことに伴う市の負担金の減額でございます。

続きまして、3目公園費につきましては、補正前の額953万8,000円に対し補正額11万2,000円を減額し、942万6,000円とするものです。

財源内訳は、国県支出金が11万2,000円の減額で、これは、みえ森と緑の県民税市町交付金の額の確定に伴い、中村山公園立木伐採処分及び森林教育業務委託料を減額するものでございます。

補正予算書46、47ページを御覧ください。

6項住宅費、1目住宅管理費につきましては、補正前の額2,409万1,000円に対しまして補正額120万円を減額し、2,289万1,000円とするものです。

財源内訳は、国県支出金95万円の減額、一般財源25万円の減額です。

内容につきましては、住宅管理一般事務費の18節負担金、補助及び交付金の減額でございます。これは、歳入でも説明いたしましたが、木造住宅耐震補強工事の件数が当初の見込みより減となったためでございます。

通知いたします。補正予算書の8ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正です。

まず、7款土木費、2項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化修繕事業の繰越しにつきましては、交付額を全額利用し、事業の進捗を図るため、今年度発注しておりますが、今年度中の完成が見込めないことから、866万5,000円を令和7年

度に繰り越すものでございます。

次に、3項河川費、事業名、急傾斜地崩壊対策事業の繰越しにつきましては、事業主体である県において、国からの補正予算の確保を行っていただいた結果、今年度中に事業の完成が見込めなくなったため、負担金の1,770万円を令和7年度に繰り越すものであります。

事業実施地区としましては、宮ノ上地区と坂場地区及び九鬼地区であります。

詳細につきましては、担当主幹より説明させていただきます。

○内山建設課主幹兼係長　それでは、通知します。資料2ページを御覧ください。

急傾斜事業に係る尾鷲市負担金が確定しました、本年度事業費並びに繰越明許費に係る一覧の表となっております。

表左側が三重県事業費、右側が尾鷲市負担金となっております。

表の右下を御覧ください。

三重県の事業費が確定したことから、市負担金が3,150万円となりました。そのうち、今年度支払い分が1,380万円、令和7年度へ繰越明許費が1,770万円となっております。県工事に繰越しが生じたことに伴い、市負担金についても繰越しを行うものであります。

説明は以上です。

○塩津建設課長　以上で、議案第26号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）に係る建設課の説明を終了いたします。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願いいたします。

○仲委員長　議案第26号の補正予算の説明は以上のとおりでございますが、質疑ございますか。

○中村（レ）委員　45ページの跨線橋って、これ、場所どこですか。足場の仮設って書いてある撤去のマイナス534万3,000円。

○内山建設課主幹兼係長　これ、本年度、JRの跨線橋として賀田の堀頭橋ってあるんですけども、そちらのほうの跨線橋の工事に伴う足場の仮設のものになります。

○中村（レ）委員　賀田ですか。

○仲委員長　うん。

よろしいですか。

他に。

○中村（レ）委員　この大幅に減った理由は何ですか。

- 内山建設課主幹兼係長　　跨線橋のその足場の架設とかはJ Rとの協議で決めておきまして、J Rのほうから決めておりますその金額になっておきまして、それを実際行ったところ、そこまでかからなかったというのが実際で、そういうふうに減額が生じてきているものであります。
- 中村（レ）委員　　これ、入札差金ですか。
- 塩津建設課長　　基本的に、跨線橋になりますとJ Rと協議しまして、架設方法等がJ Rから指定された架設を行う必要がありますまして、当初その額で見込んでおりましたが、J Rと協議の中で、その足場工に関して幾らか軽減されたということで、この金額のマイナスという形で出ております。
- 中村（レ）委員　　その下の工事請負費の1,700万の減は、これは、なぜ発生したんですか。
- 内山建設課主幹兼係長　　これ、交付額の決定とか、それに伴う事業費の減ですね。
- 中村（レ）委員　　その交付額が、なぜ1,700万も減る決定がなされたのか、どこかの事業がなされなかったとか、その理由を聞きたいんですけど。
- 塩津建設課長　　当初、国、県へ要望した補助事業の金額が、うちの満額がついていないということで、今回、減額という形になる。
- 中村（レ）委員　　要望した額がつけへんかったということは、要望した額が出えへんかったら、その事業は入札にかけられないから、どんどん遅れていくということですか。
- 塩津建設課長　　減額で確定した場合、その事業規模等、縮小して行うという格好になると思います。補助率が満額頂けるような形で事業費全体費も減額した形で工事を進めていく形になっております。
- 仲委員長　　よろしいですか。
- 中村（レ）委員　　同じところの街路事業。要するに、あそこの、今、県が造っているものの、これもマイナス1,800万出ているんですけど、これ、進捗がむちゃくちゃ遅れているという理解でいいんですか。
- 塩津建設課長　　これが県事業として進めていただいております、県のほうの事業費が確定に伴って、尾鷲市の負担金もそれに応じた、6分の1負担しておりますが、それが減るという形で、県のほうの進捗に関しては、まだちょっと……。そんな遅れているとは聞いておりません。
- 仲委員長　　いいですか。

○中村（レ）委員　　いいです。

○仲委員長　　他に質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　　質疑なしということで。

次に、議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決について説明をお願いいたします。

○塩津建設課長　　それでは、議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算書及び予算説明書に基づき、建設課に係る予算について説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。通知いたします。

予算書の22、23ページを御覧ください。

13款使用料及び手数料、1項使用料で、次の24、25ページを御覧ください。6目土木使用料につきましては、本年度予算額2,065万9,000円で、前年度予算額2,151万3,000円に対しまして85万4,000円の減額です。

主な内容としましては、2節道路橋梁使用料の道路等占用料735万5,000円と、3節河川使用料として河川等占用料の81万6,000円、5節住宅使用料の1,245万5,000円で、住宅使用料につきましては、現年度分1,213万7,000円と過年度分31万8,000円です。

続きまして、2項手数料で、次の26、27ページを御覧ください。

4目土木手数料につきましては、証明関係等手数料として本年度予算額1,000円で、前年度予算額と同額でございます。

続きまして、14款国庫支出金、2項国庫補助金で、次の28、29ページを御覧ください、4目土木費国庫補助金につきましては、本年度予算額5,504万8,000円で、前年度予算額5,037万4,000円に対しまして467万4,000円の増額です。

内容としましては、1節道路橋梁費補助金の道路メンテナンス事業補助金4,395万6,000円と、3節都市計画費補助金のコンパクトシティ形成支援事業補助金550万円です。

予算書30、31ページを御覧ください。

15款県支出金、2項県補助金で、次の32、33ページを御覧ください、6目土木費県補助金につきましては、本年度予算額1,733万1,000円で、前年度予算額863万4,000円に対しまして869万7,000円の増額です。

内容としましては、1節土木費補助金1,733万1,000円で、主な内訳とし

ましては、三重県木造補強補助金 253万1,000円、地籍調査補助金 1,477万5,000円です。

続きまして、3項委託金、4目土木費委託金につきましては、本年度予算額 456万4,000円で、前年度予算額 456万4,000円と同額でございます。

内容としましては、1節港湾費委託金 456万4,000円で、主な内訳としましては、尾鷲港港湾施設清掃業務委託金 150万円、尾鷲市海岸清掃業務委託金 300万円です。

続きまして、少し飛びますが、予算書 38、39ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入につきましては、2節総務費雑入のうち、建設課分は、水道管理設に伴う舗装復旧金 7万円とコピー使用料（建設課） 1,000円です。

次に、7節土木費雑入 7万円につきましては、三重県社会基盤整備協会旅費負担金 1,000円と防犯カメラ等電気使用料の 6万9,000円です。

続きまして、歳出について説明いたします。通知いたします。

予算書 140、141ページを御覧ください。

4款衛生費、4項下水道費、1目下水道整備費につきましては、本年度予算額 235万円で、前年度予算額 1,735万円に対しまして 1,500万円の減額でございます。

財源内訳は、その他特定財源 220万円、一般財源 150万円です。

内容は、下水道整備事業 235万円で、内訳は、10節需用費 135万円で、市内各所の下水路修繕料、11節役務費 100万円で、市内下水路清掃等手数料でございます。

通知いたします。予算書 172、173ページを御覧ください。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費につきましては、本年度予算額 5,418万5,000円で、前年度予算額 4,299万4,000円に対しまして 1,119万1,000円の増額です。

財源内訳は、国県支出金 1,477万5,000円、その他特定財源 3,000円、一般財源 3,940万7,000円です。

内容は、土木総務一般事務費 480万9,000円です。

内訳は、1節報酬 2万7,000円で、尾鷲港濁水問題協議会、学識経験者の委員報酬でございます。

8節旅費 5万5,000円で、普通旅費及び費用弁償でございます。

10節需用費88万7,000円で、消耗品費及び建設課が管理しております公用車の燃料費とその車検に伴う修繕料でございます。

11節役務費32万4,000円で、主なものとしましては、登記手数料20万円でございます。

12節委託料20万円は、境界確定等に係る測量業務等委託料でございます。

13節使用料及び賃借料129万8,000円で、次の174、175ページを御覧ください、これは、複合機使用料28万8,000円及び土木積算システム利用料101万円でございます。

18節負担金、補助及び交付金148万5,000円で、主なものとしましては、紀勢自動車道建設促進三重県期成同盟会会費28万円、三重県社会基盤整備協会会費100万5,000円などがございます。

26節公課費3万8,000円は、建設課公用車の自動車重量税でございます。

次に、地籍調査事業1,975万円です。

まず、内訳は、8節旅費10万4,000円で、普通旅費でございます。

10節需用費8万7,000円は、消耗品費です。

11節役務費41万円は、関係地権者への通信運搬費でございます。

12節委託料1,909万9,000円は、地籍調査業務の委託料でございます。

18節負担金、補助及び交付金5万円は、関係する協議会等への負担金でございます。

詳細につきまして、担当主幹より説明させていただきます。

○福山建設課主幹兼係長      それでは、通知します。主要施策の予算概要72ページを御覧ください。

それでは、地籍調査事業につきまして説明いたします。

事業の内容といたしましては、旅費の10万4,000円、消耗品費8万7,000円、通信運搬費41万円、地籍調査業務委託料1,909万9,000円、負担金5万円の合計1,975万円です。

財源内訳といたしまして、県支出金1,477万5,000円、一般財源497万5,000円で、県支出金1,477万5,000円は、地籍調査補助金でございます。

続きまして、通知いたします。

お待たせしました。資料の3ページを御覧ください。

令和7年度に事業を実施する港町、中井町、栄町地区の位置図でございます。こ

の3地区につきましては、令和6年度中に土地情報、登記簿の収集、素図の作成を行っており、令和7年度には、現地調査、立会い通知の発送、調査図の作成等を実施する予定でございます。

地籍調査事業に関しましては、説明は以上でございます。

○塩津建設課長　それでは、通知いたします。

予算書175ページにお戻りください。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費につきましては、本年度予算額2,594万6,000円で、前年度予算額2,609万6,000円に対しまして15万円の減額です。

財源内訳は、その他特定財源が735万5,000円で、一般財源が1,859万1,000円。

内容は、道路橋梁管理費868万3,000円で、次の176、177ページを御覧ください、内訳は、10節需用費89万5,000円で、これは、街路灯やトンネル照明等に係る光熱水費84万5,000円と地下道防犯システムに係る修繕料5万円でございます。

12節委託料778万8,000円につきましては、道路法の規定に基づく道路台帳更新業務委託料であります。

道路台帳につきましては、令和4年度より6か年で道路台帳のデジタル化整備を行っております。

2目道路維持費につきましては、本年度予算額1億1,320万円で、前年度予算額1億1,620万円に対しまして300万円の減額です。

財源内訳は、国県支出金が4,665万6,000円、地方債が2,810万円、その他特定財源が1,207万円、一般財源が2,637万4,000円です。

内容は、道路維持費1億1,320万円です。

内訳は、10節需用費1,120万円で、消耗品費と市内各所道路修繕料です。

11節役務費1,100万円は、道路清掃及び除草作業手数料700万円と線路閉鎖作業手数料の400万円です。

12節委託料4,100万円は、橋梁点検業務委託料3,700万円と道路工事に伴う測量及び試験費100万円、橋梁長寿命化修繕工事に伴う設計等業務委託料300万円です。

14節工事請負費5,000万円は、市内各所舗装工事2,000万円と橋梁長寿命化修繕工事3,000万円です。

詳細につきまして、担当主幹より説明させていただきます。

○内山建設課主幹兼係長　それでは、主要施策の予算概要73ページを御覧ください。

道路維持事業につきまして説明いたします。

主な事業内容としましては、需用費1,120万円が市内各所道路修繕になります。

役務費700万円は、道路除草、道路清掃作業等です。

400万円は、JR跨線橋点検に伴う線閉作業手数料となります。

委託料4,100万円は、橋梁点検業務委託、道路工事に伴う測量及び試験費、橋梁修繕工事に伴う設計業務委託になっております。

工事請負費5,000万円は、市内各所舗装工事2,000万円、橋梁長寿命化修繕工事3,000万円を予定しております。

合計の事業費は1億1,320万円で、財源内訳としまして、国庫支出金として防災・安全交付金270万円、道路メンテナンス事業補助金4,395万6,000円、その他特定財源として、ふるさと応援基金繰入金1,200万円、橋梁整備事業債が1,330万円、水道管理設に伴う舗装復旧金が7万円、一般財源2,637万4,000円となっております。

続きまして、委員会資料の4ページを御覧ください。

こちらのほうは、令和7年度の道路メンテナンス事業の概要と事業内容になっております。

説明は以上でございます。

○塩津建設課長　それでは、通知させていただきます。

予算書の176、177ページにお戻りください。

続きまして、3目道路新設改良費につきましては、本年度予算額6,300万円で、前年度予算額5,400万円に対しまして900万円の増額です。

財源内訳は、地方債が4,500万円、その他特定財源が1,200万円、一般財源が600万円です。

内容は、市道改良事業6,300万円です。

内訳は、10節需用費1,600万円で、市内各所の道路修繕料です。

14節工事請負費4,700万円につきましては、市内各所の道路改良工事でございます。

こちらも、詳細につきまして、担当主幹より説明させていただきます。

○内山建設課主幹兼係長　それでは、主要施策の予算概要74ページを御覧ください。

市道改良事業について説明いたします。

事業内容としまして、需用費1,600万円は、市内各所道路修繕料になります。

工事請負費は、市内各所道路改良工事が4,700万円で、泉10号線道路改良工事、古戸5号線道路改良工事ほかとなっております。

事業費6,300万円の財源内訳は、その他特定財源として、ふるさと応援基金繰入金1,200万円、道路整備事業債が4,500万円、一般財源が600万円となっております。

説明は以上となります。

○塩津建設課長　それでは、通知いたします。

予算書176、177ページにお戻りください。

3項河川費、1目河川総務費につきましては、本年度予算額903万円で、前年度予算額と同額でございます。

財源内訳は、その他特定財源81万6,000円、一般財源821万4,000円です。

内容は、河川改良事業903万円です。

内訳は、10節需用費300万円で、市内各所の河川修繕料です。

11節役務費300万円で、河川の除草作業等に係る手数料でございます。

14節は工事請負費で、300万円でございます。

18節負担金、補助及び交付金は、全国海岸協会会費の3万円でございます。

続きまして、2目砂防費につきましては、本年度予算額1,450万円で、前年度予算額2,150万円に対しまして700万円の減額です。

財源内訳は、地方債1,360万円と一般財源90万円です。

内容は、砂防事業で、内訳としては、18節負担金、補助及び交付金1,450万円で、県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に関する地元負担金でございます。

詳細につきましては、担当主幹より説明させていただきます。

○内山建設課主幹兼係長　それでは、主要施策の予算概要75ページを御覧ください。

河川改良事業について説明いたします。

主な事業内容としましては、需用費として、市内各所河川修繕が300万円、役務費として、市内各所河川除草清掃作業が300万円、工事請負費として、倉の谷

川改修工事が300万円、負担金、補助及び交付金として、全国海岸協会会費が3万円となります。

事業費903万円の財源内訳は、その他特定財源81万6,000円が河川等占用料、それと、一般財源が821万4,000円となっております。

続きまして、委員会資料の6ページから8ページを御覧ください。

こちらのほうの資料は、先ほど、課長から説明のありました、急傾斜地崩壊対策事業を行う位置図をつけさせていただいております。

説明は以上となります。

○塩津建設課長　それでは、通知いたします。

予算書178、179ページを御覧ください。

4項港湾費、1目港湾管理費につきましては、本年度予算額1,463万3,000円で、前年度予算額1,453万5,000円に対しまして9万8,000円の増額です。

財源内訳は、国県支出金456万4,000円と、その他特定財源が6万6,000円、一般財源が1,000万3,000円です。

内容は、港湾管理一般事務費32万2,000円です。

内訳は、10節需用費20万5,000円で、消耗品費と港湾施設の修繕料です。

11節役務費9,000円で、通信運搬費等です。

18節負担金、補助及び交付金10万8,000円は、港湾都市協議会分担金及び尾鷲港運営協議会会費でございます。

次に、港湾整備維持補修費1,431万1,000円です。

内訳は、10節需用費210万1,000円で、主なものは、光熱水費186万円でございます。これは、港湾施設の電気料と水道料です。

11節役務費323万6,000円は、各港湾6件の公衆便所の浄化槽保守点検手数料及び法定検査手数料でございます。

12節委託料837万4,000円につきましては、主なものとしまして、三木里海岸・名柄海岸施設清掃業務委託料242万円、尾鷲港港湾施設清掃業務委託料150万円、尾鷲市海岸清掃業務委託料300万円です。

18節負担金、補助及び交付金60万円は、尾鷲港湾海岸施設維持補修費負担金でございます。

5項都市計画費、1目都市計画総務費につきましては、本年度予算額2,684万9,000円で、前年度予算額2,022万8,000円に対しまして662万1,

000円の増額です。

財源内訳は、国庫支出金が550万円で、その他特定財源が150万円、一般財源が1,984万9,000円です。

予算書180、181ページを御覧ください。

内容は、都市計画一般事務費1,012万1,000円です。

内訳は、1節報酬39万6,000円で、これは都市計画審議会の委員報酬でございます。

8節旅費8万9,000円は、普通旅費及び費用弁償でございます。

10節需用費20万円は、消耗品費です。

11節役務費6,000円は、通信運搬費です。

12節委託料943万円は、立地適正化計画策定業務委託料及び国道42号尾鷲南パーキング清掃維持管理業務委託料でございます。

立地適正化計画策定業務の詳細につきまして、担当主幹より説明させていただきます。

○内山建設課主幹兼係長      それでは、主要施策の予算概要76ページを御覧ください。

立地適正化計画策定事業について説明いたします。

事業内容としましては、持続可能な都市づくりを進める上で、コンパクト・プラス・ネットワークで構成された集約型都市を形成し、住民にとって安心して快適な生活環境を図るための計画を策定するに当たり、立地適正化計画策定業務委託として、令和7年度は事業費740万円となっております。

財源内訳は、国庫支出金550万円、一般財源190万円となります。

以上です。

○塩津建設課長      通知いたします。予算書180、181ページにお戻りください。

次に、2目街路事業費につきましては、本年度予算額7,184万3,000円で、前年度予算額6,377万8,000円に対しまして806万5,000円の増額です。

財源内訳は、地方債6,170万円と一般財源が1,014万3,000円です。

内容は、一般街路整備事業6,678万4,000円です。

内訳は、10節需用費405万円で、主なものとして、修繕料400万円でございます。これは、街路灯などの街路施設の修繕料でございます。

1 1 節 役務費 1 0 0 万円で、都市計画道路の清掃や除草の手数料でございます。

1 4 節 工事請負費 8 4 0 万円につきましては、尾鷲港新田線舗装改良工事でございます。

1 8 節 負担金、補助及び交付金 5,333 万 4,000 円については、県事業の尾鷲港新田線整備事業に係る地元負担金でございます。

こちらも、詳細につきまして、担当主幹より説明させていただきます。

○内山建設課主幹兼係長 主要施策の予算概要 7 7 ページを御覧ください。

それでは、一般街路整備事業について説明いたします。

主な事業内容としましては、需用費 4 0 5 万円の内訳は、主に市内各所の道路修繕が 4 0 0 万円となっております。

役務費が都市計画道路除草清掃作業手数料として 1 0 0 万円、工事請負費が尾鷲港新田線舗装改良工事として 8 4 0 万円、負担金、補助及び交付金 5,333 万 4,000 円は、三重県事業にて進めております尾鷲港新田線街路事業地元負担金となっております。

合計の事業費は 6,678 万 4,000 円で、財源内訳としましては、その他特定財源 6,170 万円、一般財源 508 万 4,000 円となります。その他特定財源は、全額街路整備事業債となっております。

以上でございます。

すみません、委員会の資料の 8 ページを続きまして御覧ください。

赤丸部分が、今回、舗装改良工事を行う箇所となります。国道 4 2 号線の交差点から光ヶ丘に向かう箇所の車道と歩道の舗装打ち替え工事を予定しております。

説明は以上でございます。

○塩津建設課長 それでは、予算書 1 8 0、1 8 1 ページにお戻りください。

3 目公園費につきましては、本年度予算額 1,057 万 2,000 円で、前年度予算額 953 万 8,000 円に對しまして 103 万 4,000 円の増額です。

財源内訳は、国県支出金として 246 万 9,000 円、その他特定財源が 400 万 4,000 円、一般財源が 409 万 9,000 円です。

内容は、都市公園事業 1,057 万 2,000 円です。

内訳は、10 節 需用費 153 万 2,000 円で、主なものとしましては、光熱水費 36 万円、都市公園施設等修繕料 114 万 3,000 円などでございます。

1 1 節 役務費 170 万 2,000 円で、主なものとしまして、公園トイレの浄化槽保守点検等手数料 56 万 5,000 円、公園清掃等手数料 11 万円などござい

ます。

予算書 182、183 ページを御覧ください。

12 節委託料 730 万 1,000 円につきましては、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用した立木伐採業務委託料 246 万 9,000 円と中村山公園他管理委託料 310 万 5,000 円などがございます。

15 節原材料費は、大曾根公園テニスコートの維持管理に係る砂代 3 万 7,000 円です。

次に、6 項住宅費、1 目住宅管理費につきましては、本年度予算額 2,789 万 6,000 円で、前年度予算額 2,293 万 1,000 円に対しまして 496 万 5,000 円の増額です。

財源内訳は、国県支出金 544 万 8,000 円、その他特定財源 1,066 万 9,000 円、一般財源 1,177 万 9,000 円です。

内容は、住宅管理一般事務費が 775 万 6,000 円です。

内訳は、8 節旅費 10 万 6,000 円で、普通旅費でございます。

10 節需用費 6 万 4,000 円で、消耗品費です。

12 節委託料 175 万円につきましては、住宅・建築物耐震診断業務委託料です。

13 節使用料及び賃借料 5 万 5,000 円で、ソフトウェア使用料です。

18 節負担金、補助及び交付金 578 万 1,000 円につきましては、木造住宅耐震補強等に係る補助金でございます。

詳細につきましては、担当参事より説明させていただきます。

○上村建設課参事兼建築係長 主要施策の予算概要 78 ページを御覧ください。

それでは、住宅耐震診断等事業について説明いたします。

事業内容としまして、12 節委託料、住宅・建築物耐震診断業務委託料 175 万円、また、18 節負担金、補助及び交付金として、木造住宅耐震補強補助金等、合わせて 565 万 5,000 円となっております。

財源内訳は、国庫支出金 289 万 2,000 円、県支出金 253 万 1,000 円、一般財源が 198 万 2,000 円となっております。

説明は以上です。

○塩津建設課長 それでは、通知いたします。

予算書 182、183 ページにお戻りください。

公営住宅維持補修費 489 万 1,000 円です。

次の 184、185 ページを御覧ください。

内訳としましては、10節需用費376万4,000円で、主なものとしまして、市営住宅の修繕料370万円などがございます。

11節役務費は112万7,000円で、主なものは、市営住宅除草作業手数料69万5,000円などがございます。

通知いたします。

続きまして、予算書の220、221ページを御覧ください。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目現年発生公共土木施設災害復旧費につきましては、本年度予算額100万円で、前年度予算額と同額でございます。

財源内訳は、全て一般財源でございます。

内容は、公共土木施設復旧費で、工事請負費となります。

以上で、令和7年度当初予算に関する建設課の説明を終了いたします。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願いいたします。

○仲委員長 以上が議案第21号、一般会計予算の説明でございます。

質疑ございますか。

○岩澤委員 予算書183ページ、都市公園計画費の中の、前にもちょっと話題に出したんですけど、野地町の木が古木になって倒れるかもしれないという話があって、市長懇談会するときにも1回調べてくれというふうに自治会からお願いされているんですけども、この予算というのは、この中には入っているのでしょうか。

○塩津建設課長 まず、そちらのほう、樹木医さんのほうにちょっと調べてもらう予定で進めておりますので、今回、予算に関して、また、その後、伐採等になった際に上げることになると思います。

○仲委員長 いいですか。

他に。

○中村（文）委員 すみません、181ページの都市公園事業なんですけれども、こちらの修繕料の内訳を教えてください。

○塩津建設課長 こちら、今の段階で内訳があるわけじゃなくて、発生した修繕に対して対応するための予算でございます。

○中村（文）委員 今の段階では何に使うというのはまだ決まっていないという感じですか。

○塩津建設課長 今現在、使用停止になってます遊具等の修繕料等は、こちらのほうで対応することになると思います。

○仲委員長 他に。

○中村（レ）委員 175ページの三重県社会基盤整備協会……。

（「入っておらん」と呼ぶ者あり）

○中村（レ）委員 会費が去年から20万円ぐらい上がっているんですけど、この上がった理由は何ですか。

○塩津建設課長 これ、一応、この協会のほうから毎年割当てとして来るので、人件費の高騰やそういう人口割等で決まってまいりますので、そういった関係で上がっているものと考えられます。

○中村（レ）委員 その地籍調査なんですけれども、これ、1,900万を見込まれているんですけど、すごい広域を予定されているんですけど、これ、本当に、この値段で地籍調査できるんですか。

○塩津建設課長 これにつきまして、先ほども説明させていただきましたとおり港町、中井町、栄町の合計0.18平方キロメートルで、地籍調査の最終段階まで持っているわけじゃないわけです。先ほども説明させていただきましたが、6年度で地図調査とかを終えていまして、来年度は立会い等を行って、またその段階、境界確定等は、また次の段階へ進める形になっておりますので、来年1年で完成させるというわけではございません。

○中村（レ）委員 なるほどね。

○仲委員長 他に質疑ございますか。

○中村（レ）委員 それから、177ページの橋梁の点検で、これ、4か所されるって言われているんですけども、この長寿命化の工事内容を教えてくださいませんか。

（「工事内容ですね」と呼ぶ者あり）

○中村（レ）委員 それは何を長寿命化のために、どういう工事をされる予算ですか。

○内山建設課主幹兼係長 橋梁を健全に保っていくための工事になりますので、言えば橋とその連結部分である伸縮装置の交換ですとか、あと、鉄筋の露出等があれば、そこの辺の断面補修とか、そのような橋梁を健全に保っていくための長寿命化していくための工事ということになります。

○中村（レ）委員 これは、落橋防止工事ではないということですよ。

○内山建設課主幹兼係長 そうです。

○仲委員長 いいですか。

他に質疑ございますか。

○濱中副委員長 179ページの港湾整備維持補修費の中の委託料、三木里海岸の清掃業務委託料と尾鷲市海岸清掃業務委託料の頻度、月に何回ぐらいとかそういうものというのは仕様書に書かれますか。

○内山建設課主幹兼係長 書かれています。

○濱中副委員長 今、それ、数字、分かりますか。

○塩津建設課長 すみません、今、ちょっと仕様書のほうは手元にございませんで、後で数字確認させていただいてお教えさせていただくということによろしいでしょうか。

○濱中副委員長 これは、県からの委託で来ておるやつですよ。両方ともそうですか、尾鷲も、尾鷲港のほうも……。尾鷲市海岸清掃業務と、これとは別になっておるので、これ、両方とも県からの委託事業ですか。

○塩津建設課長 こちらの尾鷲港と三木里海岸のもので、どちらも県からのものがございます。

○濱中副委員長 じゃ、また後で教えてください。

○仲委員長 よろしいですか。

○濱中副委員長 はい、いいです。

○仲委員長 他に質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 なしといたします。

続きまして、議案第34号、尾鷲市道路指定の認定と議案第35号、同じく尾鷲市道路指定の変更について、二つ一括して説明をいただきます。

○塩津建設課長 それでは、議案第34号、尾鷲市道路線の認定及び議案第35号、尾鷲市道路線の変更について、一括して説明いたします。

まず、尾鷲市道路線の認定について説明いたします。通知いたします。

令和7年度第1回尾鷲市議会定例会議案の113ページを御覧ください。

こちらが今回市道として認定していただきたい路線でございます。

路線番号1652、路線名、倉ノ谷22号線で、起点は尾鷲市倉ノ谷町1052番41地先、終点が尾鷲市倉ノ谷町1052番52地先でございます。

通知いたします。委員会資料9ページを御覧ください。

路線の位置図でございます。

路線の延長は116.3メートル、幅員は、最大最小とも、4メートルござい

ます。

次の10ページを御覧ください。

路線の現況写真でございます。

当該路線につきましては、宅地開発に伴い設置された道路で、尾鷲市道路線認定基準に適合していることから市道として認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、尾鷲市道路線の変更について説明いたします。

通知いたします。

議案書の115ページを御覧ください。

今回、市道路線の変更を行いたい路線の一覧でございます。このうち、路線番号1418、路線名、大曾根浦村ノ内4号線と路線番号1431、路線名、白浜向地線につきましては、道路台帳の更新に伴う起終点の変更で、路線番号1520、路線名、坂場7号線につきましては、道路用地の寄附に伴う起終点の変更でございます。

通知いたします。委員会資料11ページを御覧ください。

大曾根浦村ノ内線の位置図で、上が変更前、下が変更後でございます。

当該路線につきましては、起点を尾鷲市大曾根浦72番2地先から尾鷲市大曾根浦72番1地先に変更し、延長を153.5メートルから156.1メートルに変更するものです。

次の12ページを御覧ください。

路線の現況写真で、写真の黄色点線部分が変更前、赤色実線部分が変更後でございます。

次の13ページを御覧ください。

こちら、白浜向地線の位置図でございます。

当該路線につきましては、起点を尾鷲市大曾根浦11番3地先から尾鷲市大曾根浦11番4地先に、終点を尾鷲市大曾根浦61番4地先から尾鷲市大曾根浦54番1地先に、延長を246.3メートルから235.3メートルに変更するものでございます。

次の14ページを御覧ください。

路線の現況写真で、写真の黄色点線部分が変更前、赤色実線部分が変更後でございます。この2路線につきましては、道路台帳整備に伴いまして、現在の起点が県道等に入っているものを修正するものでございます。

次の15ページを御覧ください。

坂場7号線の位置図でございます。

当該路線につきましては、起点を尾鷲市坂場西1116番11地先から尾鷲市坂場西1116番28地先に、終点を尾鷲市坂場西1118番2地先から尾鷲市坂場西1116番28地先に、そして、延長を17.9メートルから31.3メートルに変更するものでございます。

次の16ページを御覧ください。

路線の現況写真で、黄色点線部分に変更前で、赤色実線部分が御寄附いただいたことによる変更後の路線でございます。

以上の3路線につきまして、道路法第10条第2項の規定により変更いたしたく、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第34号、尾鷲市道路線の認定及び議案第35号、尾鷲市道路線の変更についての説明は以上となります。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○仲委員長 以上が議案第34号、議案第35号の説明でございます。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 質疑なしといたします。

以上で、建設課、審査終了いたします。御苦労さまでした。

10分間、暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時04分)

(再開 午後 2時13分)

○仲委員長 それでは、再開いたします。

次は、商工観光課であります。

まず、初めに、議案第26号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算(第11号)の議決についての説明をお願いいたします。

○濱田商工観光課長 商工観光課です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第26号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算(第11号)の議決についてのうち、商工観光課に係る予算につきまして、補正予算書に基づき説明させていただきます。

補正予算書の42、43ページを御覧ください。通知いたします。

6 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費は、産業開発促進事業で、三重県市町村振興協会市町交付金の額確定による財源更正、3 目観光費は、観光施設管理整備事業で、令和 6 年第 4 回定例会でお認めいただきました、夢古道の湯 LED 照明取替工事に夢古道の湯整備事業債の活用が図れることとなったこと、及び野鳥の小径東屋修繕の完成に伴う、みえ森と緑の県民税市町交付金の額確定による財源更正であります。

議案第 26 号、令和 6 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 11 号）の議決についての説明は以上です。

○ 仲委員長 以上が議案第 26 号補正予算の説明でございます。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 仲委員長 質疑なしということで。

続いて、議案第 21 号、令和 7 年度尾鷲市一般会計予算の議決について説明をお願いいたします。

○ 濱田商工観光課長 それでは、議案第 21 号、令和 7 年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、商工観光課に係る予算につきまして、当初予算書を基に、併せて、主要施策の予算概要により説明させていただきます。

当初予算書の 22、23 ページを御覧ください。通知いたします。

まず、歳入であります。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料、4 目農林水産業使用料 394 万 3,000 円のうち、商工観光課に係るものは、2 節水産業使用料のうち、深層水使用料 300 万円と総合交流施設使用料 1 万円であり、いずれもアクアステーションにおける使用料であります。

次のページ、24、25 ページを御覧ください。

5 目商工使用料、1 節商工使用料 1 万円は、あすなろ工房使用料であります。

2 節観光使用料 1,000 円は、条例整備としては令和 7 年度中となりますが、頭出しとしての駐車場使用料であります。

次に、当初予算書の 30、31 ページを御覧ください。通知いたします。

予算書 30 ページ、15 款県支出金、2 項県補助金、5 目商工費県補助金 76 万 3,000 円につきましては 1 節観光費補助金で、南部地域活性化基金事業費補助金 50 万円は、東紀州自転車活用事業に係る本市の南部地域活性化基金事業負担金 100 万円に対する補助金であり、熊野古道伊勢路道標等整備事業補助金 26 万 3,

000円は、市内の熊野古道伊勢路への路面標示シート設置事業79万1,000円に対する補助金であります。

次のページ、32、33ページを御覧ください。

15款県支出金、3項委託金、3目商工費委託金103万2,000円につきましては、近畿自然歩道維持管理委託金83万2,000円は、熊野古道沿いのトイレ等の維持管理に係る委託金であり、県単漁港環境整備事業委託金20万円は、三木浦マリパークの維持管理に係る委託金であります。

次に、当初予算書38、39ページを御覧ください。通知いたします。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入1億5,010万1,000円のうち、商工観光課に係るものが、6節商工費雑入33万円は、まちかどHOTセンター電気使用料であります。

続きまして、歳出について説明いたします。

予算書の164、165ページを御覧ください。通知いたします。

5款農林水産業費、4項水産業費、5目海洋深層水事業費につきましては、本年度予算額2,997万7,000円で、対前年度比1,426万5,000円の増額であります。

増額の主な理由は、アクアステーションにおける大口分水制御盤改修及びウッドデッキ改修に伴う工事請負費1,323万3,000円の皆増と、新札対応タブレットレジ及び深層水運搬用タンク購入に係る備品購入費71万6,000円の皆増によるものであります。

財源内訳は、国県支出金37万5,000円、地方債830万円、その他特定財源324万4,000円、一般財源1,805万8,000円であります。

海洋深層水事業の主な予算につきまして説明させていただきます。

10節需用費722万2,000円は、内訳として、消耗品費188万6,000円は、アクアステーションの保守点検に伴う脱塩装置等の消耗品などであり、光熱水費452万8,000円は、アクアステーションの電気代が主なものであります。

12節委託料701万3,000円は、水質検査委託料203万5,000円、海洋深層水施設機器保守点検業務委託料443万3,000円が主なものであります。

14節工事請負費1,323万3,000円と17節備品購入費71万6,000円につきましては、先ほど増額の主な理由で説明させていただいたとおりであります。

それでは、海洋深層水推進事業の具体的な内容につきまして、主要施策の予算概

要により、担当係長より説明いたさせます。

○川崎商工観光課係長      それでは、主要施策予算概要 66 ページを御覧ください。  
通知いたします。

それでは、海洋深層水推進事業につきまして説明いたします。

本事業は、平成 18 年度より海洋深層水を生かして地域産業の活性化を図ることを目的として事業を実施しております。令和 7 年度の事業といたしまして、利活用事業では、より多くの個人、企業に海洋深層水を御利用いただくための仕組みの構築などを行うこと、そして、アクアステーションの適切な管理と運営におきましては、切れ目のない安定した分水を実施するために必要箇所の修繕等を実施してまいります。

具体的には、より多くの方に利用していただけるよう、通信販売の活用や毎月のイベントなどによる PR を進め、また、ホームページ、SNS などによる積極的な情報発信をすると同時に、市内外の事業者ブランドマークを使っていただきブランド力を向上させる取組を進めてまいります。

また、施設管理につきましては、原水の分水に加えて、四つの処理水を安定して分水するために、適正な機器管理や事故防止を実施します。特に、新規の事業といたしまして、大口分水制御盤改造工事 836 万円、ウッドデッキ改修工事 487 万 3,000 円、タブレットレジ購入費 13 万 5,000 円を実施します。

タブレットレジ購入費につきましては、現在、新札対応できていない券売機に代わり導入するものとなっております。

深層水の分水につきましては、通常の商品やサービスの提供とは違い、分水許可書の提示と職員による記録が必要であり、支払いと記録、データ集計、出力までが一度にでき、安価なタブレットレジの導入費となっております。

大口分水制御盤改造工事、ウッドデッキ改修工事につきましては、後に資料により説明いたします。

予算の主なものといたしましては、需用費では、海水淡水化装置等消耗品や電気代、送水ポンプなどの修繕費などで 722 万 2,000 円、役務費は灯浮標の点検などで 132 万円、委託料として海洋深層水の水質検査や機器保守点検業務などで 701 万 3,000 円です。

令和 7 年度の事業費といたしましては、合計で 2,997 万 7,000 円であり、財源といたしましては、海洋深層水推進事業債 830 万円、深層水使用料 300 万円、総合交流施設使用料 1 万円、防災科学技術研究所から灯浮標にかかる費用負担

として23万4,000円、みえ森と緑の県民税市町交付金37万5,000円の歳入を見込み、残る1,805万8,000円を一般財源といたします。

それでは、大口分水制御盤改造工事、ウッドデッキ改修工事につきまして、行政常任委員会資料1ページを御覧ください。通知いたします。

大口分水制御盤改造工事につきましては、活魚車などに原水を供給する大口分水施設について、平成18年度の事業開始から19年経過し、経年劣化によるディスプレイの一部非表示や弁などの不具合が発生しておりましたが、令和6年4月よりコインユニット制御装置が故障しており、手動管理となっています。そのため、制御盤を新たなものに取り替え、現在、事前に購入し御利用いただいている専用コインに代わり、より便利に使っていただける専用カード、もしくは、資料には書いておりませんが、より便利なタッチパネルでの分水に変更をするものです。

工事費につきましては、836万円を予定しております。

次に、ウッドデッキ改修工事について説明をいたします。

次ページ、2ページを御覧ください。

アクアステーション内部のヒノキ性ウッドデッキについて、老朽化した板を交換するなど、随時修繕を行いながら利用していますが、下地の木材が老朽化しており、くぎが刺さらず飛び出るなど、利用する上で安全性の問題が発生しております。工事では、下地を長寿命化が図れる鋼製のものとし、ヒノキの床材は既存のものを流用し、後年度に農林関係の交付金の活用を検討するなど、交換を行っていきたいと考えております。

改修工事につきましては、現在、にぎわいの創出と海洋深層水の利用拡大に向けて月1回のイベントを開催しておりますので、イベント館での工事を想定しております。

海洋深層水事業の説明は以上となります。

○濱田商工観光課長　それでは、当初予算書の166、167ページへお戻りください。通知いたします。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費につきましては、本年度予算額1,616万7,000円で、対前年度比258万4,000円の増額であります。

予算の内訳といたしましては、商工振興事業で1,048万8,000円、次のページ、168、169ページを御覧ください、産業開発促進事業で567万9,000円であります。

増額の主な理由は、商工振興事業における地域おこし協力隊員1名分、ミッショ

ンは商店街を核としたにぎわいの創出と商工振興としておりますが、1年分の報償費279万6,000円及び活動費補助金200万円によるものであります。

当初予算書の166、167ページへお戻りください。

財源内訳は、国県支出金262万5,000円、その他特定財源1万円、一般財源1,353万2,000円であります。

商工振興事業の主な予算につきまして説明させていただきます。

7節報償費279万6,000円は、先ほど、増額の主な理由で説明させていただきました、地域おこし協力隊員1名分に係る1年間の報償費であります。現在、面接は終了し、採用予定者も決定しておりますが、採用は4月上旬を予定しております。

18節負担金、補助及び交付金709万8,000円は、次のページ、168、169ページを御覧ください、尾鷲商工会議所及び中小企業相談所補助金360万円、尾鷲市地域おこし協力隊活動費補助金200万円であります。

次に、産業開発促進事業の主な予算につきまして説明させていただきます。

18節負担金、補助及び交付金525万5,000円は、尾鷲市、尾鷲商工会議所、紀北信用金庫、株式会社三重TLO、尾鷲公共職業安定所で構成しております尾鷲市地域経済活性化協議会への負担金295万5,000円、DX推進支援補助金200万円が主なものであります。

それでは、商工振興事業及び産業開発促進事業の具体的な内容につきまして、主要施策の予算概要により担当係長より説明いたさせます。

○川崎商工観光課係長　それでは、主要施策の予算概要67ページを御覧ください。通知いたします。

まず、商工振興事業について説明いたします。

本事業は、尾鷲商工会議所など、関係団体と連携し、市内の小規模事業者を対象に経営支援を行うとともに、地域経済活性化に貢献する事業者に対して補助金を交付するなど、地域経済活性化を目指すことを目的としております。

事業といたしましては、消費者相談や高校生地元企業説明会、尾鷲市中小企業融資信用保証料補給金、尾鷲商工会議所及び中小企業相談所補助金、尾鷲市小規模事業者振興資金利子補給金事業を実施するとともに、「尾鷲イタダキ市」など、補助金の交付、商工振興地域おこし協力隊事業を行います。

高校生地元企業説明会につきましては、令和6年度は、尾鷲高校1、2年生を対象に、昨年7月11日、12日の2日間で尾鷲市内の企業、事業所19社が参加し

中央公民館にて実施し、生徒、参加企業様から大変好評をいただきました。令和7年度につきましては、紀北町と協力し、対象を紀北町の企業にも広げ、尾鷲高校全学年生徒を対象とした実施を予定しております。

商工振興地域おこし協力隊につきましては1名内定をしており、4月上旬の着任に向け準備をしているところです。

主なものといたしましては、負担金、補助及び交付金として709万8,000円です。

令和7年度の事業費は合計1,048万8,000円で、財源内訳は、国庫支出金10万7,000円はデジタル田園都市国家構想交付金、その他特定財源1万円はあすなろ工房の使用料、残る1,037万1,000円が一般財源であります。

商工振興事業に係る説明は以上のとおりとなります。

次に、主要施策の予算概要の次ページ、68ページを御覧ください。

産業開発促進事業について説明いたします。おもてなし条例関係事業であります。

産業開発振興事業は、事業者や関係する団体と連携し産業開発を推進するとともに、販路開拓を行い、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

令和7年度の事業として、市場マーケティングや販路拡大、開拓支援事業を実施してまいります。なお、本事業の実施主体は、尾鷲市、尾鷲市商工会議所、紀北信用金庫、尾鷲公共職業安定所、三重TLOから成る複数の主体で構成される尾鷲市地域活性化協議会が実施し、各主体が得意とする分野を生かし、地域製品の販路拡大や雇用の創出を伴走型で進めていきます。

実施事業について、まずは、これまで実施してきた伴走型による販路拡大支援を継続します。商品のブラッシュアップを行い、スーパーマーケットトレードショーなど、商談会に出展して販路を開拓します。

次に、地元企業の市民へのイメージ向上PR事業として、地元高校への企業イメージポスターの掲示や説明を行い、学生や企業との交流を深める事業を行います。

また、動画の作成による販路拡大事業として、動画や写真などにより、SNS広告、有料広告やインフルエンサーを使った販路拡大事業を実施し効果を検証し、市内事業者など、情報提供をしてまいります。

これら事業を複合的に実施し、地場製品の販路拡大を図り、地域経済活性化につなげてまいります。

次に、尾鷲市DX推進支援補助金により、市内事業者のホームページ作成や通信販売サイトなどの作成を支援します。また、2025年日本国際博覧会へ5月と9

月に体験出店や、食にまつわる体験での参加を予定しております。

予算の主なものとしましては、ヤーヤ便のPRをはじめ、物産展、万博への参加などの旅費34万4,000円、負担金、補助及び交付金として協議会への補助金525万5,000円です。

令和7年度の事業費といたしまして合計で567万9,000円、財源といたしまして、国庫支出金としてデジタル田園都市国家構想交付金251万8,000円を見込み、それ以外の316万1,000円は一般財源であります。

産業開発促進事業に係る説明は以上となります。

○濱田商工観光課長      それでは、当初予算書の168、169ページへお戻りください。通知いたします。

6款商工費、1項商工費、3目観光費につきましては、本年度予算額8,265万9,000円で、対前年度比1,364万2,000円の増額であります。

予算の内訳といたしましては、観光振興事業で3,567万7,000円、次のページ、170、171ページを御覧ください、熊野古道活用事業で324万9,000円、観光施設管理整備事業で4,373万3,000円であります。

増額の主な理由は、観光振興事業における地域おこし協力隊員2名分、ミッションとしては、新規採用1名は夢古道を核としたにぎわいの創出と観光振興と、昨年11月から委嘱しております1名は、インバウンド観光対応としておりますが、1年分の報償費566万2,000円及び活動費補助金400万円によるものと、観光施設管理整備事業における、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用した馬越公園樹木整備業務委託料122万6,000円の皆増と、夢古道おわせ指定管理料565万6,000円の増額、オハイ登山道に架かる橋梁修繕工事請負費650万円の皆増によるものであります。

当初予算書の168、169ページへお戻りください。

財源内訳は、国県支出金386万7,000円、地方債650万円、その他特定財源2,113万6,000円、一般財源5,115万6,000円であります。

観光振興事業の主な予算につきまして説明させていただきます。

7節報償費566万2,000円は、先ほど、増額の主な理由で説明させていただきました、地域おこし協力隊員2名分に係る1年間の報償費であります。インバウンド観光対応をミッションとする地域おこし協力隊員につきましては、昨年11月1日から活動を開始しており、夢古道を核としたにぎわいの創出と観光振興をミッションとする地域おこし協力隊員は、現在面接は終了し、採用予定者も決定して

おりますが、採用は4月上旬を予定しております。

8節旅費33万2,000円は、通常の観光PR旅費に加え、新たに本年4月13日から10月13日の期間で、大阪府大阪市の人工島「夢洲」で開催されます日本国際博覧会大阪関西万博旅費が含まれております。大阪関西万博では、体験、食、まつり、物産展での参加を予定しております。

10節需用費74万7,000円は、内訳として、消耗品費64万5,000円は、日本国際博覧会における観光PRのための消耗品、三重大学東紀州産業振興学舎東紀州サテライトでもある天満荘100周年事業に係る消耗品などであります。

18節負担金、補助及び交付金2,800万円は、当初予算書の次のページ、170、171ページを御覧ください、東紀州地域振興公社負担金として、観光DMO事業分263万円、高付加価値事業分100万円、尾鷲観光物産協会補助金1,341万2,000円、尾鷲磯釣大会補助金52万2,000円、尾鷲節コンクール補助金260万円、おわせ港まつり補助金200万円、地域おこし協力隊2名分に係る尾鷲市地域おこし協力隊活動費補助金400万円であります。

次に、熊野古道活用事業の主な予算につきまして説明させていただきます。

11節役務費74万5,000円で、八鬼山から曾根次郎・太郎坂までの熊野古道路面標示シートの取付け手数料であります。本事業においては、令和5年度は矢浜地区を、令和6年度は馬越峠、尾鷲側下り口から八鬼山登り口までの路面標示シートの整備を完了しております。

12節委託料250万4,000円で、第20回の記念大会となります、「おわせ海・山ツアーウォーク」に係る大会運営委託料210万円であります。

次に、観光施設管理整備事業の主な予算につきまして説明させていただきます。

10節需用費771万8,000円で、観光トイレ、まちかどHOTセンター等に係る光熱水費312万9,000円、夢古道の湯や観光トイレなど、各施設に係る修繕料422万5,000円であります。

11節役務費557万1,000円で、観光トイレ等に係る浄化槽保守点検等手数料343万2,000円あります。

12節委託料2,394万4,000円で、馬越公園樹木整備業務委託料122万6,000円、現在検討を進めております、九鬼、三木里観光駐車場整備のための駐車場管理実証実験支援業務委託料15万円、観光トイレ管理業務委託料137万5,000円、次のページ、172、173ページを御覧ください、夢古道おわせ指定管理料1,494万2,000円、三木里海水浴場管理運営委託料432万9,

000円、新たに検討を進めております、九鬼オハイの登山道等の見守りではありますが、九鬼オハイ施設管理委託料6万円であります。

14節工事請負費650万円は、増額の主な理由で説明いただきました、オハイ登山道に係る橋梁修繕工事請負費であります。

それでは、予算書168ページから173ページまでにおける観光振興事業、熊野古道活用事業及び観光施設管理整備事業の具体的な内容につきまして、主要施策の予算概要により担当より説明いたさせます。

○森本商工観光課主任      それでは、主要施策の予算概要69ページを御覧ください。通知いたします。

まず、観光振興事業について御説明いたします。

本事業は、東紀州地域振興公社や観光物産協会など、関係団体と連携し、熊野古道の魅力向上やクルーズ振興、自転車振興などに取り組み、観光施設や町なかでの滞留による交流人口の増加と地域経済の活性化を図っていくものでございます。

事業内容につきましては、地域おこし協力隊、先ほど課長説明したとおり、インバウンド観光対応と夢古道を核としたにぎわいの創出と観光振興をミッションとし、地域資源を活用した交流人口の増加の実現に向け、本市の魅力発信やリピーターの獲得などを目的とし、事業に取り組んでまいります。

観光振興負担金、補助金は、三重県観光連盟負担金や東紀州地域振興公社負担金、観光物産協会への補助金やおわせ港まつり、「尾鷲節コンクール」への補助金でございます。

新たなものとしたしましては、2025年日本国際博覧会で5月に尾鷲ヒノキ製の札を活用したワークショップの体験出店や、9月には食にまつわる体験の実施を行います。また、まつりごと、催事の展示、実演の出店推薦の依頼があり、尾鷲ヤーヤ祭りを三重県万博プロジェクトチームに推薦したところ、県内10の祭り等が参加できる中、「尾鷲ヤーヤ祭り」が選出され、9月22日に開催される「三重のおまつり大集合！MIEフェスティバルinEXPO」に参加できることとなりました。これについて、本市の魅力発信、交流人口の増加を図っていきたいと考えております。

事業費につきましては3,567万7,000円で、内訳は、国庫支出金といたしましてデジタル田園都市国家構想交付金50万円、県支出金といたしまして南部地域活性化基金事業費補助金50万円、その他特定財源といたしまして、尾鷲みどりの基金繰入金60万円、ふるさと応援基金繰入金406万9,000円で、一般財

源が3,000万8,000円でございます。

観光振興事業に係る説明は以上です。

次に、予算概要の次のページ、70ページを御覧ください。

熊野古道活用事業です。

世界遺産熊野古道の利便性及び利活用の向上を目指し、熊野古道路面標示シートの取付けの実施、熊野古道に関わる歴史、文化、自然、人材などの資源を活用したウォーキング大会を開催いたします。また、おわせふるさとガイドの活動支援を行い、熊野古道を中心とした観光施設や様々なイベントでの交流人口の増加と地域経済の活性化を図ることを目的といたします。

事業内容といたしましては、熊野古道路面標示シート取付けは、先ほど、課長のほうから説明あったとおり、令和5年度から本年度で馬越峠から八鬼山峠入り口までが完成し、令和7年度に関しましては、八鬼山から曾根次郎・太郎坂における熊野古道、熊野街道への路面標示シートの取付けを行います。

ウォーキング大会であります「おわせ海・山ツデーウォーク」は、令和7年度、第20回大会を迎えるに当たり、今年度の記念大会に引き続き、おわせふるさとガイドと共に行う前日の「せっかくウォーク」の実施やコースの増設、充実などを検討し、記念大会として多くの参加者を募ってまいります。

事業費につきましては324万9,000円で、内訳は、県支出金といたしまして熊野古道伊勢路道標等整備事業補助金26万3,000円で、ふるさと応援基金繰入金230万円、一般財源が68万6,000円でございます。

熊野古道活用事業に係る説明は以上となります。

次に、主要施策予算概要、次のページ、71ページを御覧ください。

観光施設管理整備事業につきましては、来訪者への憩いの場所を提供するため、夢古道おわせなどの観光受入れ施設の充実を図り、町なかでの滞留による交流人口の拡大、地域経済の活性化を図るものでございます。

事業内容といたしましては、地域資源活用型総合交流施設、夢古道おわせの適正な管理運営、市内観光トイレの維持管理、三木里海水浴場の運営管理でございます。

夢古道おわせの修繕に関しましては、利用者の安全の確保はもとより、快適に御利用いただけるよう、ろ過器の循環ポンプの部品取替え等を実施するものでございます。

馬越公園樹木整備事業は、馬越公園内の支障木を森と緑の県民税を活用し整備するものでございます。

九木崎遊歩道橋梁修繕工事につきましては、後に、別添資料について御説明させていただきます。

事業費につきましては4,373万3,000円で、財源内訳は、県支出金といたしまして近畿自然歩道維持管理委託金83万2,000円、県単漁港環境整備事業委託金20万円、みえ森と緑の県民税市町交付金157万2,000円、その他特定財源といたしまして、ふるさと応援基金繰入金1,350万円、企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金33万7,000円、まちかどHOTセンター電気使用料33万円、観光施設整備事業債650万円、それ以外の2,046万2,000円が一般財源でございます。

それでは、九木崎遊歩道橋梁修繕工事につきまして、行政常任委員会資料3ページを御覧ください。通知いたします。

平成元年度に九木崎遊歩道を2か年計画でリゾート地域等自然公園金整備事業、三重県の補助金を活用し、遊歩道の拡幅、階段の設置、アルミ合金製の橋への架け替えを実施いたしました。しかしながら、落石等により橋が1か所崩れ、ボランティアにより木製の橋を設置していただきましたが、その木製の橋も経年劣化により壊れていたため、再度ボランティアによる木製の橋を再設置していただきました。

近年、九木崎遊歩道における山岳事故防止に的確な対応が取れるよう、今年度、三重県山岳遭難防止対策連絡協議会に加入し、県内の市町と意見交換会や啓発活動を実施しています。その中で、山岳事故における法的責任も全国的に問題になっております。オハイブルーが有名になり観光客も増加し、利用する方が増えている中、市として遊歩道の位置づけで過去に整備した九木崎遊歩道に対し、安心して安全な遊歩道の確保を目的とし、九木崎遊歩道に係る橋梁修繕工事を実施いたします。また、同時に遊歩道の定期的なパトロールを実施し、安全な遊歩道を確保するため、施設管理委託料6万円も計上させていただいております。

写真は、現在の設置してあります、木製の橋と平成元年度に整備されたアルミ合金製の橋で、今回、以前と同様、アルミ合金製の橋で整備させていただきたいと考えております。

観光施設管理整備事業に係る説明は以上となります。

○濱田商工観光課長 以上が商工観光課に係る令和7年度尾鷲市一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○仲委員長 議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の説明が以上でござ

います。

質疑ございますか。

○小川委員 予算書の23ページ、その深層水使用料が80万ほど増えていると思うんですけど、これはどういうことなのか、まず。

○濱田商工観光課長 やはり、大口で使っていただける事業者の方が増えておりますので、そちらの利用も増えていることで額が上がっています。本年度の調定額につきましても、390万ぐらいになってきているのが現状です。

○小川委員 それでは、165ページの工事請負費のところ、今、資料でもお聞きしたんですけども、これ、コインのところ、故障しているところ、カードになるということなんですけど、このカードは、現金チャージするのか、それとも、後払いなのか、どうなんでしょうか。

○川崎商工観光課係長 すみません、カードの場合は、一応、今のところは後払いかなどは考えているんですけども、メーカーからは、より便利になるタッチパネル、カードを持たずとも企業様の番号やパスワードで管理できるというものもできるということで説明いただいています。

○小川委員 それでは、活魚の会社自体、一つのパスワード、ワードというか番号があれば、活魚車、一台一台持たせなくてもいいということなんですか。

○川崎商工観光課係長 すみません、詳細な運用を決めてはいないんですけども、そのような運用になると想定されます。

○小川委員 運用の想定はしていないということなんですけど、今、コイン、皆さん、売っていますよね。大きいところやと、もう何万円か買っている、結構持っていると思うんですけど、それ、使えませんよね、そのあれでは。どのようにされるのか。

○濱田商工観光課長 確かに、今度、新しい機器に取り替えるのにも、相当、1年近くまでは行かないんですけど、今、1月、2月まで、4月とか5月発注してもそのぐらいかかると伺っておりますので、現在、コイン等を買っていただいている事業者の皆様には、しっかりと周知をさせていただきたいなと思っております。

○小川委員 周知して、でも、その残ったコインというのは現金化できるんですか。

○濱田商工観光課長 当然、その辺の懸念事項がありますので、その辺は、ちょっとまた検討させてください。

○仲委員長 他に質疑ございますか。

- 西川委員　このアクアステーションって、今、やめれば、幾らの罰金、払わないかんですっけ。
- 濱田商工観光課長　補助金の加算金を除いて10億円ぐらい、プラス、起債の残額分ぐらいだと、10億6,500万。
- 西川委員　これ、結構高額ですよ、今回でも2,900万って。あと何年で、その返済を終える予定ですか。やめられる年数は、あと何年かかりますか、このまま行きよると。
- 濱田商工観光課長　まだ数十年かかるものと思います。中のものによつての耐用年数で50年とか30年ってそれぞれ分かれていまして、実際、その10億円という数字も、過去この委員会で説明した資料を基にしておりますので、実際、具体的に幾らになるかというのは、県も含めて、ちょっと検討しないといけないという連絡は取っております。
- 西川委員　今、小川委員からやめないでという声があったんですけど、これ、また、そういう十数年続けていくと、また、どこか、これ、壊れて不備が出るんですよ。またメンテに時間がかかりますよね。これ、どうしたものでしょうかね。
- 加藤市長　おっしゃるとおり、毎年やっぱり二千数百万、2,000万ぐらいの、今回の場合2,900、3,000万近くかかっているんですけどけれども、いろんな形で、平日だったら運営費だけで1,000万ぐらい、それで修繕したら2,000万、3,000万という、このサイクルでやっていかなきゃならない。
- まず、さっき、商工観光課長が申しあげましたとおり、これ、平成18年にできたわけだね。やはり、その補助金をいただいている場合に、その償還のあれについて最高で50年だから、だから、これは平成だと令和何年なのか、18年かそれぐらいになるわけですね、50年ということは。それで、さっき申しましたように、全部で大体10億6,500万ほど、まだ償還金が残っていると。償還金というよりも、要するに、補助金頂いていますので50年、30年というのがありますから、その分で、最高令和28年、平成18年から50年後まで払っていかなきゃ、きちんと担保されていますから。だから、その辺のところを考えると、まだ正確には計算していませんけれども、この事業を補助金が全部カットされるまでするためには、やっぱりどっちが安いか高いかの状況になると思うんですよ。ただ、そのためには、要は、この件については、今の見通しとしては継続していかなきゃならない、費用がかかったとしても、やっぱり継続していかなきゃならない見通しなんです。ただ、そのために、今、商工観光課で、いろんな毎月の1回のイベントとか、ある

いは、海洋深層水の需要先をどんどんどん見つけながら、一応、頑張っている。金額的には知れているんですけども、広くやっぱり尾鷲の海洋深層水ということで、ネームバリューは多少なりとも上がっていると思うんです。そういうことを続けていきながら、何とか維持したいという思いはございます。

○西川委員 分かりました。

○仲委員長 いいですか。

○西川委員 はい、結構です。

続いて、この前、市民の方からちょっと言われたんですけど、オハイの件なんですけど、オハイって、どうやって行けばええのって僕が聞かれたんですよ。知るか、そんなもんという話ですよ。そんな、自分と商工観光課へ聞きゃいいやねえかねという、言いましたよ、僕は、知り合いだから。そうしたら、それは不親切やと。もしコンビニの店員がオハイの行き方を旅行者に聞かれたときに、あんたと一緒に答え、できるんかという話が出て、いや、そうやけど、それを俺は市議員やで覚えておらなあかんわけでもないやろうと。全然関係ないしって。最初は、オハイブルーで皆さん来てください、来てください、事故が起きたら、オーバードーズですってやっていますよね。それで、どこで、これ、オハイの行き方とかは調べたら分かるんですか、次、問われたときに。

○濱田商工観光課長 尾鷲市のホームページの中にもオハイへの案内であったりとか、オハイのまず駐車場へ停めてからどうやって行くかとか、登山用の準備とか、そういうのも含めて全部案内も出しておりますので、まずはホームページ等で確認していただければなと思います。

○西川委員 大きな声で言ってやってください。多分、市はしておるとおるって言うけど、それが不親切やと言われると、かちんとくるもので。お願いします。

○濱田商工観光課長 確かに、ホームページも下の階層に行ってしまうと、なかなか分かりにくい、探しにくいという声はいただいていますので、その辺も我々もきちんと見えるような形で周知させていただきたいと思います。

○仲委員長 他に質疑。

○西川委員 主要施策の67ページ、イタダキ市って、補助金、出るんですか、これ。

○濱田商工観光課長 補助金、出しております。

○西川委員 尾鷲の朝市は、どうですか。

- 濱田商工観光課長 現状から行くと、尾鷲の朝市には補助金は出ておりません。  
商工観光課の課長としての思いは、ぜひ一つにならないかというのは思いではありますが、ぜひ同じ場所でやっていただいで、ちょっと離れているんですけど、何とか一緒にならないかなというような思いではあります。
- 西川委員 それをさせるのが課長の役目でしょう。何とか市長でも取り持ってやってくださいよ。でないと、何か魚屋さんが、もう、今、ほとんどいないんでしょう。もともとスタートはイタダキさんという魚を売るために始めたのが、今、いろんな違う店舗になっていって、その唯一の魚屋さんが朝市やっておって補助金出やんというのは、ちょっと僕は解せんもので、ぜひ課長、頑張ってください。
- 仲委員長 他に質疑ございますか。
- 岩澤委員 予算書169ページ、創業支援融資助成事業費補助金、これ、毎年20万円ついているんですけども、この20万円の令和6年度の実績を教えてくださいてもよろしいですか。
- 濱田商工観光課長 2件だと思います。確認します。
- 岩澤委員 分かりました。  
年間7件の創業を目指すという計画書を見たんですけども、銀行だったり商工会議所と連携して相談窓口を市役所として担っているというふうに計画書を見せていただいたんです。  
この20万円というのは、どういった使い道になるんでしょうか、創業者のほうからすれば。
- 川崎商工観光課係長 すみません、創業支援に必要な経費で、ちょっとばっくりしたものなんですけれども、それに対する三重県信用保証協会の保証を受けて融資されたものに対しての保証料を補給する制度です。
- 岩澤委員 ということは、お金を、融資を銀行、金融機関から融資を決定して、そのうちの、国金だったら国金の利子の部分を保証するというようなことでしょうか。
- 川崎商工観光課係長 保証料の補助になります。
- 仲委員長 いいですか。
- 岩澤委員 大丈夫です。
- 仲委員長 他に質疑ございますか。
- 中村（レ）委員 この深層水に関してなんですけれども、300万もうけるために3,000万使われているという話なんですけれども、これって、もともとの

施設の市債は、20年償還で、もうほとんど終わっているんじゃないんですか。

○濱田商工観光課長　　あと数年であると確認しております。あと残り4,500万  
です。

○中村（レ）委員　　それは、あと何年ですか。

○濱田商工観光課長　　今、ちょっと手持ち資料を忘れてきたんですけど、多分5  
年ぐらいだったと思います。残り四、五年だと思います。

○中村（レ）委員　　これ、市債の償還が終わってしまった時点では、これ、国の  
ほうと交渉したら、その後のやめることに関して、そんなに難しくないと聞いて  
いるんですけども、そんなに難しいんですか。

○濱田商工観光課長　　やはり、国の補助金、それは地方債の部分は終わってしま  
うんですけど、やはり国の補助金を活用して建てておりますので、その補助目的  
が外れてやめてしまうとなると、当然、補助の返還がかかるというふうに伺って  
おりますので、当然、加算金もかかると伺っております。ですので、今年、ちょっと  
担当のほうにも県のほうに連絡を取らせて、実際、本当に幾らぐらいかかるのか、  
1回教えていただきに行こうかという話はしております。

○中村（レ）委員　　この173ページに三木里の海水浴場の運営費が432万  
9,000円についているんですけども、これは、何月何日から何月何日までを予  
定されているんですか。

○森本商工観光課主任　　7月の12日から8月の17日で予定しております。

○中村（レ）委員　　これは、範囲を決める浮きまで入っている値段ですか。

○森本商工観光課主任　　ブイの設置と撤去の金額も入っております。

○中村（レ）委員　　同じく、三木浦のマリンパークについては、これ、いつから  
いつまでですか。

○森本商工観光課主任　　三木浦に関しては、過去に漁協が出されていたという話  
は聞いておるんですけども、市として開設しているわけじゃないので、日程まで  
はこちらで把握はしておりません、海水浴場の開設につきましては。

○中村（レ）委員　　これは、海水浴場、同じようにそのブイを張ったりする必要  
は、三木浦の場合は、ないということですか。

○森本商工観光課主任　　三木浦マリンパーク、通年で管理委託をしております、  
その中にブイの設置等も入っておりますので、いつもブイの設置はさせていただ  
いております。

○中村（レ）委員　　分かりました。

以上です。

○仲委員長　　よろしいですか。

○中村（レ）委員　　はい。

○仲委員長　　他に質疑ございますか。

○中村（レ）委員　　夢古道の委託が約500万ぐらい去年から増えているんですけども、その内訳、教えていただけますか。増えた理由と、何に対して増えたのか。

○濱田商工観光課長　　その額につきましては、以前の行政常任委員会でお示しさせていただいた、要は、債務負担行為額の上限額の金額を予算上は入れさせていただいております。プロポーザルでは相手の事業所さんからの御提案額がありますので、実際に基本協定なり年度協定を締結するときは額は変更になるものと考えております。あくまで債務負担行為に取ったあれを予算上修正をかけておりませんので、満額の数字を上げております。

○中村（レ）委員　　これって、4月の1日から移行されるんですね。

○濱田商工観光課長　　4月の1日から移行することになります。

○中村（レ）委員　　ということは、もう契約されて、その年次契約とか決まっているということですよ。

○濱田商工観光課長　　この後の議案で説明させていただく指定管理者の指定の議案を通して初めて今の候補団体から指定管理者になることが決定いたしますので、まだ基本協定書とか年度協定書の締結は、しておりません。

○中村（レ）委員　　それって、相手方にはもう提示されているんですね。そうやないと、失礼ですよ。

○仲委員長　　今日の議案に、中村レイさん、33号に尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理の指定というのが議案としてあります。

○中村（レ）委員　　その中で……。

○仲委員長　　その中で今日は説明がありますので。

○中村（レ）委員　　これは予算だけね。

○仲委員長　　そうですね。

○中村（レ）委員　　分かりました。

○南委員　　今の中村レイさんが聞かれた指定管理料の内訳と言うたけど、ただ債務負担行為云々じゃなしに、この数字のこの根拠を示さなあかんやんか。ただ債務負担行為じゃなしに、中身の。

- 濱田商工観光課長　その数字は、以前の議会の行政常任委員会で……。
- 南委員　以前じゃない。今、やっておるような説明せなあかんやんか、これ。あんたら、予算やっておるのにやで、以前の常任委員会のことでって、これで終わるの、みんな。説明せなあかんやん、ちゃんと、こんなものを、聞いておるのやで。
- 仲委員長　課長、ざっくりしたので説明してくださいね。多分、指定管理のも出ておるもので。そうやけど、その中に中身ないもので、いうたら対象事業とかそういうのがあったでしょう。そこの説明してください。

（「乱暴やで、ちょっとな」と呼ぶ者あり）

- 濱田商工観光課長　指定管理につきましては新年度から新たに見直しさせていただくということで、今まで情報発信であるとか産業開発であるとかという事業に限って、それらの特定のこちらから言っているものに対して指定管理を出していたということになっておりました。ですので、今回、指定管理料の見直しをする際に、全ての、要は、入浴料等、収入を入った額、過去の実績と、過去の、要は人件費であったり光熱水費であったり大型修繕とか維持管理、浄化槽等を含めた修繕費等を歳入歳出それぞれ計算させていただいた中で、その現状、尾鷲市が今の状況を踏まえた中でやるのであれば、およそ1,492万円と数字がかかるであろうと、歳入歳出の状況を見たらかかるであろうと出して出したものが、この数字となっております。
- 南委員　何回も、だから、その指定管理料の大枠の大体幾ら幾らって積み重なって、これが最高のマックスの額ですって、予算、上げておるのやで、そこまで説明せなあかんやんか、これ。いや、あなたの前の委員会で言うたとかって、そんな考え方なの、あなたは。予算審査をするんですよ。根拠を示せって言ったら、示さなあかんやんか、ある程度は。あなたがええ加減なことを説明しておるの、それやったら。しっかりした説明せなあかんやんか、こんなもの。何かちょっと、腹へ、はまらん。
- 仲委員長　今の予算の説明は、よろしいですね。
- 南委員　いやいや、だから、この上がっておる根拠の債務負担行為のマックスが分かっておるんですけど、ある程度、情報発信幾ら、これ幾らって、それぐらいは説明せんことには、ちょっと納得できんな、そういう説明では。
- 仲委員長　課長、そこら、説明できる。
- 濱田商工観光課長　以前は、情報発信であるとか産業開発というものに対して金額を幾らであるということを示して指定管理料というのを決めていたと思います。

それは、令和6年度まではそのやり方をしていたんですけれども、それにつきまして、やっぱり今回の光熱水費の問題等もあって、果たして、その特定事業に対して指定管理料を出して、あとは全て入浴料から生じる歳入で全てやってくださいというのがおかしいんじゃないかということがありまして、今年、指定管理料の見直しをさせていただいております。ですので、今回の1,494万2,000円につきましては、この11月11日の中で、事業収入を7万人想定で4,611万750円と見て、それで人件費の伸び率、また、水道光熱費2,000万、その他、令和5年度実績の1,259万1,701円ということを勘案した場合に、歳入歳出の差引きで1,494万2,000円が指定管理料の上限として妥当だろうということで計算をさせていただきましたので、そちらでさせていただいております。

ですので、令和6年度までについては、確かに、情報発信とか産業開発でというようなことで説明をして指定管理料幾らという形で出していたと思いますけれども、令和7年度からは、全ての歳入歳出予算を見た中での支出になっております。

○南委員 今、この資料、誰、送ってくれました。

○濱田商工観光課長 こちらから。

○南委員 それなら、資料を送るは、送ると言わなあかんやんか。

○濱田商工観光課長 これが令和6年の11月11日の行政常任委員会の説明資料となります。

○南委員 何回もあれだけど、これはこれで、常任委員会は常任委員会や。今回は、当初の予算審査やから、予算審査やでさ、もうしっかり説明してもらわなあかんやんか。もう委員会で言うたからいいですよって、それは、ちょっとな。そういう説明というのは納得できんな。

○濱田商工観光課長 以後、きちんと説明させていただきます。

○中村（レ）委員 これを見せてもらって意見を言いたいんですけれども、これ、入場者数が減ったり、ガス、水道、電気、今後値上がりした場合に、またこれ、足らんようになりますよね。どうして、これを尾鷲市でやり続けたいんやったら、電気、水道、光熱費は、全額尾鷲市で払うって言わへんのですか。ほんなら、あとは、その入場者数によって運営は任せていったらええし、向こうが、これが運営しにくいという一番の理由が、もう前々から、電気、水道、光熱が賄わらへんってずっと言ってはったと思うんですよ。なのに、こっちからの助成金がPR費や変なものばっかりにお金をかけさせていたから回っていけへんかったん違うかなと思うので、何でこういう出し方をするのか決めて、これ、決めてしもうたら、もし、これ、お

客さん減ったら、これ、赤字でやれということなんですか。それとも、際限なく、またこの前みたいに、足らんかったら入れる、足らんかったら入れるというふうにされる予定ですか。教えてください。

○濱田商工観光課長　　あくまで、こちらの1,494万2,000円という数字を出して、それについては、5年間の平均であったり今後の伸び率等を勘案して算定をしたという話になっておりますので、当然、募集要項の際にはそちらもして、募集でその金額を受けて提案書を提出いただいておりますので、その都度出すというものではないと考えております。

○中村（レ）委員　　これ、きっと初めてのところがされると思うんですよ。それで、人口統計も一緒なんですけれども、この入場者数が本当にこのままで行くという保証って、ないんですよ。もしもっと下がった場合に、これを決めてしまうことによって、また経営が苦しくなるじゃないですか。何で、それやったら、もうあの施設は尾鷲でやるって決めたんやったら、電気、水道、光熱費は、幾らかかろうが、ちゃんと市で全額賄いますよって言ってあげたほうが持続可能になると思われませんでした。

○濱田商工観光課長　　やはり指定管理者で民間の経営ノウハウを活用していただいて入浴者数を増やしていただくというのが前提となっておりますので、やっぱりそこに対して、全部光熱水費を持ってやるからというのは、ちょっと私はおかしいような気がします。

○中村（レ）委員　　そんなことを言うていたら、もう全部、尾鷲市で経営してくださいって言われますよ、本当に。あなたのところ、あの施設で何ぼでも客増やせて、彼らの施設じゃないものに向けて、自分らで全て100%やってはんのやったら放っておいたらええけど、これ、尾鷲市が建てて、もう、最初の設計段階から、湯船は大きくできひんとか足かせいっぱいつくっておいて、それで、入場者数増やさない。増えませんか、こんなもの。そうやから、今の現状が何を表しているかというのをよう考えて、その委託管理をお願いするんやったら、ちゃんとそこに合うような形でやっていくべきやったと思うんですよ。

それで、これ、何が問題かっていったら、不祥事が起こったときに、こういうことを全く何の話もせんと、これ、次、決めてしまったでしょう。そこが問題でしょうって。これ、何が問題でうまいこと行けへんかったの根本的な理由をやるべきやったと思うんですよ。それで、予算ぼんて出してきて、聞いたら、それこそ後で言いますからといってこれをぼんて出されて、イエスかノーでしょう。いや、違うと

思うんですよ。と思われませんか。

○仲委員長　　ちょっと待ってください。中村レイ委員、今までの経過をちょっとお話ししたいと思うんですけど、令和6年11月1日に前回の要綱を見直して、新たな要綱がこの委員会に示されました。それで、それについては、今、課長が言われた光熱水費とかいろんな部分の人件費とかは対象外だったのが、それを全て見込んだ上で経費を算出したと。

そして、もう一点は、令和7年の2月3日に、その募集要項を基に債務負担行為を取っています。これ、債務負担行為を取ったということは、この令和7年の当初予算にそのまま上げるということなんですわ。それは理解していただきたいと。それについては、債務負担行為を取ったということは、今後、募集要項に沿って4月1日から新しい指定管理者に開始してもらうために契約事項を進めますよという意味であります。それによって入札をして、プロポーザルで入札して、業者が決まった段階なんですわ。それを今回の23号で指定管理について指定をしますという認定をしてくださいということやもので、今までのあれは、もう済んでおるんですわ。それは理解してください。そういう経過を頭に残して議論をしていただかないと、また前のことに議論が戻っていきます。そういうことで、僕は、こうせいというんじゃないです。そういうことも含めて議論をしてくださいと、そういうことですね。どうぞ。

○中村（レ）委員　　この債務負担行為のときに、まだ契約していないから契約は今から内容を考えますと言われたんですよ。だから、そのときに私は、もう一回契約というのを、新しい、つくりはると思っていたんですよ。

○仲委員長　　いや、これ、募集要綱そのままですよ、意味は。

○中村（レ）委員　　そのまんまなんですか。だって、変えたんでしょう。全てを入れるって変えたんでしょう。

○仲委員長　　質疑してください、そういうことについて。

○中村（レ）委員　　変えたんですよ。変えていないんやったら分かるけど、変えましたよね。

○濱田商工観光課長　　変えた中で、この1,494万2,000円という額をお示しさせていただいて、前回よりも五、六百万増えた額ということを債務負担行為で計上させていただいて、今、それを基に3か年のプロポーザルをやらせていただいたという状況になっております。

○中村（レ）委員　　そのとき既に、この契約書とか年次契約、出されました。

○仲委員長 年次計画……。資料としては、どうしたかな……。

(発言する者あり)

○中村(レ)委員 それ、今回でしょう。

○仲委員長 ちょっと暫時休憩いたします。10分間。

(休憩 午後 3時20分)

(再開 午後 3時27分)

○仲委員長 再開をいたします。

他に質疑ございますか。

○中村(レ)委員 これ、行かなくていい。

○仲委員長 いや、これについては納得していただいたということで。

中村レイさん、何かある。ないやり。

○中村(レ)委員 すみません、執行部の皆さん、11月に説明を受けていただいたのをすっかり忘れていまして誠に申し訳ございませんでした。おわび申し上げます。

以上です。

○仲委員長 丁寧な謝罪、ありがとうございます。

○濱中副委員長 169ページの観光振興事業の中にある地域おこし協力隊なんですけれども、これ、多分、主要事項の中で、その商店街活性化のための地域おこし協力隊があるように聞いたんですけれども、違ったっけ……。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

○濱中副委員長 どの商店街というふうに……。単品の商店街を考えておるのか、駅前とか野地町、もう今、栄町もほとんど商店街の形にはなっていないけど、中井町とか、平成の時代には、その辺りに商店街が並んでおったんですけれども、どこが中心になりますか。

○濱田商工観光課長 今、熊野古道を下りてきた中井町通りの中でぶらっつナカセンであったりとか、この前の農林の馬越屋さんであったりとか、下りてきたすぐのところふるさとガイドさんが待機したりというて、まず、中井の通りを線につなぐ努力をしております。そこから、やっぱり駅に通っていただく、駅に行ってください栄町通りが、やはり夜の繁華街はあるものの寂れてきているということがあって人通りが少ないということがあるので、やっぱりそこが中心になっていくんじゃないかなということで、私どもとしましては、その夢古道の地域おこしであった

り商店街の活性化であったりインバウンドの、この3人を1組セットにしまして、それぞれの取組を波及させながらやっていければなというふうに考えております。

○濱中副委員長 恐らく、商店街の活性って、もうここまで冷え込んでくると、2年や3年の話ではないと思うんですね。どういった流れをつくってくれるのかは、ちょっと経過を見せていただきたいとは思いますが、やはり年数かかる部分に関しては継続してやっていくぐらいの計画で、今回の協力隊が終わっても、次の人というふうなつなぎ目を大事にしながらやってほしいのと、あと、商店街連合会って、今もあると思うんですけども、もうそこは、関わりは持っていないんですか。

○濱田商工観光課長 特に、よく地域おこしの方が事前に来られたときには、スタンプ会の会長さんであったりとか、あそこの栄町にいる商店街さんを御案内させていただいてお話しもしていただいていますので、そういう地域にいる取組をされている方との連携をしていただきたいなと思っています。それは、あくまでどこかの場所を決めないと、なかなか全部とはいきませんので、そこからやっぱりいろんなところに広げていきたいという、考えております。

○仲委員長 よろしいですか。

○濱中副委員長 結構です。

○仲委員長 他に。

○小川委員 ちょっと聞き逃したか分らんですが、169ページのDX推進支援補助金。これ、事業者の方が専門の人に頼んだら50万か60万かかると思うんですけども、この200万のうち、その補助金、一律なのか、それとも、上限があるのかどうか、それだけ。

○濱田商工観光課長 上限20万で10社を考えております。10社になっております。

○仲委員長 よろしいですか。

他に。

○南委員 165ページの海洋深層水のことなんですけれども、LDビバレッジ、送水管を6億、7億かけてしたんですけども、もう現実に、実際、もう数年間は全く使用料もないし遡及する条例つくることもできないということで、その後、いろんな弁護士とも絡めて相談されていると思うんですけども、結果的に、僕、考えてみても、海洋深層水から水を、深層水を、水つくるのは、この会社、もうつくる気持ちがないのじゃないかなという僕は、もう思うんですわ、正直言うて。だから、

何を評価とすると、せっかくの送水管があるんやで、逆に、もし（聴取不能）があるのであれば、その海洋深層水を利用していただける企業をアプローチするのもいいんじゃないですか、逆に、また。

○濱田商工観光課長　確かに、水利用については、何かできないかというお話は、常日頃、商工観光に来ますので、我々も、例えば、当然、隣接へ何か建てていただくか、または、これは、もう相手さんに、ライフドリンクカンパニーさんには言っていないですけど、例えば、あそこのほうに話を持って行って、あそこの設備が数千万したら直るといので、そこの部分を活用して、例えば協業できないかというような話は来られる企業さんのほうには我々は提案は出しておりますので、そういう部分で、何とか引っ張っている送水管を使っていただく努力はしております。

○小川委員　私のところ、問合せ1件ありまして、あそこ、配水は止まっていないですよ。あれを使わせていただいて、海岸とかは県の土地ですか、あれをもし使わせていただけるんだったら、夏場、あそこで陸上養殖をやりたいという問合せもあったんですけど、もしあった場合は、県と話していただけるんですか。

○濱田商工観光課長　ぜひ御紹介いただいて、我々もお話を聞かせていただいて、その相手先が県であれば、一緒になって県と相談をさせていただきたいと思っております。

○仲委員長　他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　質疑なしといたします。

続いて、議案第33号、尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について説明をお願いいたします。

○濱田商工観光課長　それでは、議案第33号、尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定についてにつきまして説明させていただきます。

議案書の112ページを御覧ください。通知いたします。

まず、今回の指定管理者指定につきましては、令和6年12月に第4回定例会で補正を上程させていただいております。12月19日から募集要項等を配布させていただいて、その後、12月27日に現地説明会を実施させていただきました。今年の1月24日に選定委員会をさせていただき、その中で、2社の応募の中から1社を選定させていただきましたので、今回の議案を上程させていただいております。

施設の名称は、夢古道おわせであります。

指定管理者の所在地は、三重県尾鷲市矢浜二丁目22番15号。

名称は、一般社団法人OMOTENASI。

代表者は、代表理事、湯浅しおりで、指定の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までであります。

なお、協定締結日につきましては、議会でお認めいただいた後、令和7年4月1日を予定しております。

また、現在の状況といたしましては、2月20日付で一般社団法人OMOTENASIと尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理に係る協定書、仮協定を締結させていただいております。この仮協定というのは、まず、議会の議決後に本協定を締結する。尾鷲市地域資源活用総合交流施設の設置及び管理に関する条例に定める事項を履行できる見込みがないと認められる場合や、または、指定管理に係る議会の議決が得られない場合については、この仮協定は解除すると。また、当然、4月1日から円滑に施設を管理運営していただかないといけませんので、引継ぎをきちんとしていただくというようなことのこの事項について書いております。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○仲委員長 西川委員、何か。

○西川委員 いいですか。

○仲委員長 どうぞ。

○西川委員 僕がどうももやもやしておったのは、もし土木だったら、入札前に建設課長がどこどこへ行きますということ、ないですよ、課長、入札前に、その業者さんのところに会いに行くとかそういうことは、ないですよ。一般質問で課長は、広く賛同を募るために会いに行くって言われましたよね。まだ議会承認も得ていない……。得ていないでしょう、まだ議会承認を。そこに足しげく通うのは、いかなものかとちょっと思いまして。

○仲委員長 ちょっと待って。もう質疑に入っているということで御了解ください。

○濱田商工観光課長 足しげく通ったわけではございません。

まず……。

いやいや、通っていません。通ってはございません。

当然、私も今年から商工観光課長になりまして、観光物産協会の理事長をはじめ、皆さんとお会いする機会は非常に増えております。その中で、当然、観光物産協会のHOTセンターの位置づけの在り方とか、その中で、例えば、夢古道のところに、あそこで一緒になったらええよねというようなお話があったのも、過去、事実でござ

ざいます。ですので、それは、一つの話であったので、今回、熊野古道おわせが指定管理の在り方も全てを見直す中で、今まで熊野古道おわせ1社でずっとプロポーザルをなされているということはやはりどうなのかなと思いましたが、今回、新たに指定管理を見直した以上は、いろいろな方に対して応募していただきたいということで、私は、観光物産協会の理事長のほうにお話はさせていただいております。

○西川委員　　ですよね。

○濱田商工観光課長　　はい。

○西川委員　　一生懸命、頑張っていますよね。政策調整課長は、一切私は管理していませんって言い切っていましたけど、政策調整課には協力は求めんのですか。

○濱田商工観光課長　　私は、あくまで担当課長として、提案書は、やはり複数の提案書、別に、そこに採用するとかどうとかいう話ではございませんので、例えば、観光物産協会の理事長のほうにもお話ししたのは、12月20日の日に募集が開始しましたよという旨だけお知らせさせていただいたので、もうそれ以上のことは言っておりません。

○西川委員　　いやいやいや、課長同士での話ですよ。

○濱田商工観光課長　　別に、今回の課長同士の中では、確かに選定委員会の委員に政策調整課長はいるものの、所管は我々ですので、特にどこかの課長にお願いするとか要望をたくさん皆さんに声かけしてくださいということを私から声かけすることはございません。

○西川委員　　分かりました。

○仲委員長　　よろしいですか。

他に、33号、議案第33号、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長　　なしということで。

続いて、報告事項ありますね。

○濱田商工観光課長　　はい。

○仲委員長　　報告事項を説明、お願いします。

○濱田商工観光課長　　それでは、その他報告事項として、行政常任委員会資料に基づき報告させていただきます。

行政常任委員会資料5ページを御覧ください。通知します。

資料3は、全国哥麿会主催の令和6年能登半島地震支援チャリティー大会in三重尾鷲についてであります。

本イベントにつきましては、令和5年11月に開催いたしました、2023バイブズミーティング三重をきっかけとして、昨年、令和6年1月に一般社団法人全国哥麿会様から、中部電力尾鷲三田火力発電所跡地を活用した全国大会を開催したい旨の御相談がありました。

令和6年5月の開催希望につきましては、時間がタイトであり、土地所有者である中部電力様をはじめ、関係機関との調整も厳しかったことから、本年5月4日開催に向けて、商工観光課として、中部電力様をはじめ、関係機関の協力依頼、会場に最も近い矢浜地区の皆様への説明を進めさせていただきました。その結果、本年5月4日に全国哥麿会様といたしまして、県内で初めて開催が決定いたしましたので、その概要について報告させていただきます。

目的につきましては、全国各地から集まる約300台のデコトラ展示や様々な催物を実施することで誘客を図り、能登半島地震の被災地、社会福祉協議会や交通遺児等へ送る義援金の募金活動を行うこととともに、飲食、物販ブースなども設けることで、集客交流人口の拡大と地域活性化に結びつけるものであります。

開催日時は、本年5月4日正午から午後8時を予定しており、雨天決行、荒天中止で入場料は無料となっております。

開催場所は、尾鷲三田火力発電所跡地であり、会場については、後ほど、次のページ、7ページで説明させていただきます。

主催は、一般社団法人全国哥麿会、後援として、尾鷲市、尾鷲市社会福祉協議会のほか、ほかの企業様にも後援申請を提出していると伺っております。

具体的な催物につきましては、現在、主催者で検討していただいておりますが、デコトラ撮影会やチャリティーオークション、ビンゴ大会、歌謡ショーなどとなっております。

また、飲食、物販につきましては、酒類の提供が禁止となっておりますが、主催者や尾鷲観光物産協会など、関係者とも相談の上で、広く出店いただけるよう進めてまいります。

今回のイベント開催に当たっては、関係機関への情報共有、矢浜地区の皆さんとの意見交換をさせていただいておりますが、今月中に、特に矢浜地区沿線住民の皆様への協力依頼文書の配布、尾鷲市広報やSNSなど、様々な媒体を活用し、主催者である全国哥麿会様と協力しながら、市民の皆様をはじめ、多くの皆様が楽しんでいただけるイベントになるよう取組を進めてまいります。

次のページ、6ページを……。

○仲委員長 商工観光課長、ちょっと待って。

この哥磨会については報告ですけど、何か質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 よろしいですね。

ということで、あとの二つは、一括して、してください。

○濱田商工観光課長 それでは、もう次へ移らせていただいてよろしいですか。

それでは、行政常任委員会資料の次のページ、7ページを御覧ください。

資料4、三木里海岸等における課題解決についてにつきまして、二つの条例(案)と併せて説明させていただきます。

なお、条例(案)につきましては検討段階であり、本定例会に上程しているものではありませんので、議員の皆様からの忌憚のない御意見をいただき、さらにいいものにしていくために参考とさせていただけると考えておりますので、よろしくお願いたします。

1、これまでの経緯につきましては、令和4年度から一部の観光客やマナーを守らないことによる騒音やバーベキューによる臭気、ごみのポイ捨て、火気使用による失火など、迷惑行為に対し、特に火気使用を禁止する過料付きの通年条例の制定が三木里地区より求められておりました。

そのような中、令和6年度海水浴場開設に向けて、令和4年度からの取組経過、協議、打合せ内容等の整理を行った上で、庁内関係各課会議、県尾鷲建設事務所との協議、地元三木里地区会との協議、現地の状況確認を進めながら、市として三木里海岸における課題、火気使用等の解決に向けて取組を進めてまいりました。

しかしながら、現状、本年度の海水浴場の開設時期までとなりますが、地区住民の皆様のご理解が得られなかった状況の中で、開設によるさらなる影響を考慮し、市として令和6年度の海水浴場の開設は中止すると判断し、昨年7月8日に開催いただきました行政常任委員会で、その状況について御説明をさせていただいたものであります。

2、令和6年度の主な取組につきましては、先ほど説明させていただいた昨年7月8日の行政常任委員会の説明を含め、記載のとおりであります。特に、条例案につきましては、庁内関係各課を交え検討を進め、先月2月25日に関係課である建設課、政策調整課と共に、三木里地区会の皆様と意見交換をさせていただき、条例案について説明と、それに対する意見交換を行っております。

後ほど説明させていただく条例案につきましては、その場でいただきました地区

の皆様からの御意見も踏まえ、修正させていただいたものになります。

対応につきましては、三木里海岸の施設管理は、県と市の管理協定に基づき、堤防施設、トイレ、駐車場は市が委託されており、建設課から、三木里地区観光協会へ通年で委託されております。

砂浜の管理は県管理であり、県からは海浜は自由使用が原則であるとのことでもありますので、市として主に次の対応が可能であると考え、取組を進めました。

まず、海水浴場の利用者の安全確保を図るため、利用者が多数訪れる三重県海水浴場指導要領に基づき、県の事務所長にあらかじめ「水浴場開設報告書」を報告した期間に限り火気使用を含む使用制限条例の制定ができないかを検討し、9ページからの「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例（案）」を作成いただいております。

ここで条例（案）について説明させていただきます。

行政常任委員会資料の9ページを御覧ください。通知いたします。

それでは、第1条から説明させていただきます。

第1条は、条例設置の目的であり、海水浴場の利用に関し、市及び利用者の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、海水浴場を安全に、かつ、安心して利用することができるようにすることを目的として新たに制定するものであります。

第2条は、本条例における用語の定義となっております。

第3条は、本条例の適用期間であり、県の海浜使用は自由使用が原則との御意見も踏まえ、海水浴場の開設期間と限定させていただいております。

第4条は、市の責務、第5条は、利用者の責務を定めさせていただいております。

第6条は、禁止行為となっております。

本条例の適用期間に限り、条例第6条第1号から第7号までに定める事項と第8号は、第1号から第7号までに定めること以外で、海水浴場の管理上支障がある場合は別に定める事項について禁止させていただくものであります。

具体的な禁止行為といたしましては、1号のブイ、ロープ、その他これらに類するものにより示された遊泳区域内に、モーターボート、水上オートバイ、その他原動機を用いて推進する船、水上スキーまたはヨットを乗り入れること。

第2号の遊泳区域を示すブイ等の付近でモーターボート等の高速航行を行うこと。

3号の酩酊した状態で遊泳すること。

4号の砂浜に車両等を駐車すること。

第5号のたき火をし、または、火気等を使用する調理器具を使用すること。

第6号のごみを投棄すること。

第7号のもり、水中銃、その他、人の体に危害を及ぼすおそれのある器具を携行し、または、使用することと定めさせていただきました。

第7条は、第6条に定める行為をした者に対し、必要な指導または勧告と、従わない場合に必要な措置を講じる旨を規定したものであります。

また、他法令の状況といたしましては、昨年7月20日開催の行政常任委員会で説明させていただきましたが、空き缶等ポイ捨てについては軽犯罪法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、砂浜への車両の乗り入れについては海岸法、施設への落書き及び破損については刑法、夜間における静穏を害する行為及びモーターボート等による危険行為については県の公衆に著しく迷惑をかける暴力等不良行為等の防止に関する条例により罰則が定められております。

次のページ、10ページを御覧ください。

第8条は、業務の委託に関する規定、第9条は、委任規定となっております。

8ページにお戻りください。通知します。

説明させていただきました、「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例（案）」では、三木里地区の皆様からの要望である「通年の」という部分に対応ができておりませんので、マナー違反者に対する通年での一定の抑制を図るため、駐車場スペースでの料金を徴収するための条例として、別紙2の「尾鷲市駐車場条例（案）」を作成いただいております。

ここで、条例（案）について説明させていただきます。

行政常任委員会資料の11ページを御覧ください。通知いたします。

それでは、第1条から説明させていただきます。

第1条は、条例設置の目的であり、駐車場法及び道路法に基づき、市が設置する路外駐車場の設置等に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条は、駐車場の名称及び位置であり、商工観光課所管の九鬼コミュニティーセンター前の砂利の部分となる九鬼観光駐車場と建設課所管の三木里海岸駐車場、三木里インター線側と名柄側の2か所であります。

第3条は、供用時間であり、三木里地区から等の御意見や近隣への影響も考慮し、午前6時から午後6時までとさせていただきます。

第4条は、駐車場に駐車できる自動車であり、駐車場の入り口の広さ等も勘案し、道路交通法第3条及び道路交通法施行規則第2条に定める大型自動車、大型特殊自

自動車及び小型特殊自動車以外の自動車、つまりは、中型自動車であったり準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動車二輪とさせていただいております。

第5条は、使用料であり、案として、九鬼駐車場は1日1,000円、三木里海岸駐車場は1日2,000円とさせていただいております。

この金額設定につきましては、近隣の新鹿海水浴場で1日1,000円、紀北町臨時駐車場、権兵衛の里駐車場と魚飛溪駐車場で大型2,000円、中型、普通自動車1,000円となっております。これにつきましては、当初、九鬼駐車場につきましては500円、三木里海岸駐車場については1,000円とさせていただいておりましたが、先日の三木里地区会の皆様との意見交換の際にも、ごみの不法投棄など、環境問題や、やはり駐車場の保守管理経費なども勘案し、三木里地区における駐車場の料金をやっぱり高くしていただけないかというお話もありました。また、海水浴場の開設期間を7月からの1か月ではなくて、例えば、5月から9月までとか長く開設できないかとの御意見もいただいております。そうした御意見も勘案して、今後、海水浴場の開設期間を長く設定することも検討するとなれば、当然、それに係る維持管理経費も増額となり、マナーを守らない客の来場を抑制する上でも、近隣と比較し、若干料金を高く設定させていただいております。

違法駐車増加の懸念の声もありましたので、その辺につきましては、道路交通法第51条に定める駐車違反に対する措置につきまして関係機関への協力をお願いしていきたいというふうに考えております。

また、これら歳入となる使用料の使い道といたしましては、三木里海岸や九鬼のオハイ管理に係る経費に充当させていただくことを想定しております。

第6条は、使用料の減免、第7条は、使用料の還付、第8条は、駐車拒否、次のページ、12ページを御覧ください、第9条は、駐車場における禁止行為、第10条は、駐車場の施設または設備等の損傷または滅失した場合の損害賠償、第11条は、駐車場における事故等に関する責任の所在となっております。

第12条から第14条までは、駐車場の管理において、指定管理者制度を導入する場合の関連規定となっております。

第15条は、委任規定であります。

第14条では「規則で定める」、第15条では「別に定める」となっており、表現の不整合等もなっておりますので、こうした箇所につきましては、今後修正させていただきたいと考えております。

最後の附則につきましては、「公布の日から起算して6月を超えない範囲におい

て規則で定める日から施行する」というふうにさせていただいております。これにつきましては、本市で初めてとなる駐車場の有料化であり、円滑な実施のためには一定の周知期間が必要であることと考えていることから、このように公布日と施行日を分けて表現させていただいております。

8ページにお戻りください。通知いたします。

今後のスケジュールです。

本定例会終了後、3月中旬から4月中旬、約30日間をパブリックコメントを実施させていただいて、広く意見を募ってまいりたいと考えております。当初予算に計上させていただいております関連予算をお認めいただいたならば、4月中旬から5月上旬にかけて、駐車場管理の実証実験も実施してまいりたいと考えております。

そして、新年度となりますが、パブリックコメントの対応、公表や実証実験の結果について、行政常任委員会等で説明させていただいた後、最終の条例案を作成し、議案として上程させていただければと考えております。

以上、資料4、三木里海岸等における課題解決についてにつきましてはの報告とさせていただきます。商工観光課からの報告は以上となります。

- 仲委員長 報告事項ということで2件の条例案を報告いただきましたが、これはあくまで条例案という重い条例案でございますので、今の時点で御意見のある方は、御発言をください。広く委員の意見をお聞きしたいという執行部の考えもありますので。
- 西川委員 この三木里の海水浴場、これ、非常にもったいないと思うんですよ。というのは、正月前、僕も観光協会さんに協力させてもらって、キャンパーの方と友達になったんですけど、キャンプ、僕は、もうなぜここを、いや、もう中止されるなら、もう行くところがないと。もうここは尾鷲の宝やから、何とかその条例できちんとしたルールをつくって守ってほしいということを言われたんですよ。俺、議員としても、また一回意見を出されるような感じで、僕も、その人と結構いろいろ会話して、こういうルールにしたらどうかなということも考えて、今も考えておるもので、それで、もう僕らがパブリックコメント、出せんでしょう、議員は。
- 濱田商工観光課長 以前も、やはりこういう委員会の場でいただいたものも含めて、いろいろ御意見……。別に、ここの委員会の場じゃなくても御意見いただければ、当然それに対しては考えさせていただきたいなと思っております。
- 西川委員 ぜひ、僕がちょっと考えていることを、また一度、ゆっくり聞いてください。

○仲委員長 他に質疑ございますか。

○南委員 まず、別紙の1のほうですね、海水浴場の確保に関する条例の案なんですけれども、6条、禁止行為で、今、説明していただいたんですけれども、1、2、3、4、6、7、8、これはもう当然、変えてしかるべきだと思うんですけれども、ただ、5番のちょっと説明していただきたいんですけれども、具体的に。たき火をし、または、火気等を使用する調理器具を使用することも禁止ということは、卓上ガスコンロなんかも禁止ということなんですか、案は。

○濱田商工観光課長 全て禁止とさせていただきます。

○南委員 仮にそうすると、通常、テント張ってキャンプ楽しむということは、もう非常に難しいように僕は判断するんですけれども、その場合、別に、あれですか、別途この調理場なんかを設置していくということなんですか、逆に。

○濱田商工観光課長 現時点で、そういう予定は考えておりません。

ただ、今、おっしゃるように、いろんなその全部を禁止しますと、できないじゃないのかという声があるのも理解はしております。

○南委員 今、西川委員さんが言われた、本当に尾鷲の宝なんです、あの海岸というのは。僕らも若いときやとか、孫連れて、何回となくあの海岸で遊んで泳いだ経験があるんですけれども、できるだけ多くの方にあの三木里海岸で親しんでいただきたいというのは、もう当然のことなんですけれども。

今度は、別紙2のほうへ行きます。

駐車場の条例案をつくることには何ら問題ないと思うんですけれども、いかんせん、普通乗用車は、あくまでも案ということで理解したいんですけれども、1日2,000円という数字については、ちょっと非常に厳しいんじゃないかなという思いがあるんですけれども、反面、逆に、新鹿海岸のほうへ流れていくんじゃないかと、せっかくの風光明媚な三木里海岸がという思いがあるんですけれども、これは、この2,000円という額というのは、やっぱり地域から出された三木里地域からの案なんですか。

○濱田商工観光課長 具体的に2,000円という額は示されてはいないですけど、1,000円とお示ししたときに、やはりごみであったりとかいろんなものに対して今後かかるようなものもあるので、金額を高く設定していただきたいというお話があって、当然、管理期間、今、御説明させていただいた1か月間になっていますけど、実は、三木里地区の中では、ゴールデンウィークから9月末までを、例えば、オープンにできないのかというお話があったのも事実であります。そうすると、5、

6、7、8、9で5か月になると、およそ、今、400万の当初予算計上すると2,000万というような経費がかかってくる、単純計算ですけどなってくると、あそこの駐車場と考えると、やはりある程度上げていかないと、市の単費持ち出しだけが増えるのかなと思いましたが、金額は上げさせていただいたというふうに考えております。

○南委員 その理屈が理解しないわけでもないんですけども、いかんせん、もう、ちょっと、2,000円というのは、もう単純に誰が考えても僕は非常にきつい金額だと思うんですね。

その中では、8ページなんですけれども、今後のスケジュールで、パブリックコメント、駐車場の実証実験ってあるんですけれども、やはりこの三木里海岸というのは尾鷲市民が一番利用されると思うんですね、やっぱり身近な海岸ということで。パブリックコメントもそうなんですけれども、できたら市民対象に、どこか、一回、中央公民館辺りでも説明会開いても僕はいいのじゃないかなという思いがするんですけれども、いかがですか。

○濱田商工観光課長 今まで三木里地区の方とはお話しをさせていただきましたけれども、今、議長、御意見あったように、尾鷲市内もとより、実は、九鬼も区長であったり一部の方とはお話しは、駐車場までの話はしていないですけど、在り方をいろいろ話していますけど、きちんと話の場を持って、九鬼とこの市内ぐらいは、このパブリックコメント開催中に実施していきたいなというふうに考えております。

○濱中副委員長 今、課長の説明で、私、すごい矛盾があるなと思って。といいますのは、ごみの管理もあるのではというふうに言われましたよね。だけど、さっき建設課でまだ回答もらっていないんですけれども、年間通じて、ごみの清掃の、県からの委託も含めた500万以上のお金が入っておるんですよ。それだけの管理では足りないということなんではなかろうかね、そのごみの管理。私もこの駐車場料金が高いと思って聞かせてもらっておるんですけれども、もちろんポイ捨てがあつたりそんなことは、もう常識の範囲であかんことは分かっておるけど、だけど、県が500万もお金を出しておるということは、そういうそのあかん行為ときれいにするというは別として、放っていったらきれいにしましようということでおるお金が、それだけではきちんとした業務ができていないというふうに理解せんらんのですよ、今の説明やと。それでよろしいか。

○濱田商工観光課長 その部分につきまして、私もちょっと言葉足らずとか表現上の問題かと思っておりますので、ごみのポイ捨てとか不法投棄ではなくて、あく

まで三木里海岸の管理運営上必要において金額を上げるということ、そういう御意見があったのは事実ですけど、これについては、あくまでそれらの管理経費等も勘案した中での金額とさせていただいております。

○濱中副委員長　　今、ぱっと見たら建設課長おるんであれなんやけど、さっき質問したことを答えていただけます。どれぐらいの頻度できれいにしてくださいというふうな委託になっていますか。

○塩津建設課長　　まず、三木里港の港湾海岸清掃業務委託、こちらが三重県のほうから委託金を頂いて、特に三木里観光協会に行っている業務委託ですが、こちらは、基本的には海岸への浮遊物や雑草、じんかい等が機能に支障が来すことのないよう随時で、目安として週2回程度という形で行うという形の仕様書になっております。ですもので、月に10回程度、年間ですと120回ですが、ごみの多少によってその回数は変動する。また、こちら、台風と異常気象の場合は、また別途県と協議して追加で助成等いただけるという形の県との協定になっております。

もう一件のほうの三木里海岸、名柄海岸の港湾施設の清掃、こちらにつきましては、トイレが三木里海岸に1か所、名柄のほうに2か所。3か所は、一応こちらは年間150日間の清掃という形の仕様になっております。

以上です。

○濱中副委員長　　そういう業務委託をすれば必ず完成の報告書を頂くと思うんですけども、そういうことは担当課で確認されてきれいにされておることが当たり前やと思うんですけども、もしそれが町の人が目に余るほどの汚さがあったら、ちょっとその業務委託自体がきちんと完成されていないのかなというふうに思ってしまうんです。なので、その辺りの確認が必要なのかなと思うのと、これは、一般競争入札ですか。

○塩津建設課長　　まず、三重県から頂く部分に関しては、三重県との協定の中で地元の団体のほうと……。これは住民参画による海岸清掃という趣旨で三重県のほうから頂いておりますので、三木里地区の観光協会のほうと随意契約という形になっております。

また、この施設清掃につきましても同様の区域ですので、それに準じて建設課のほうで随意契約という形で、現在、行っております。

○仲委員長　　いいですか。

○小川委員　　先ほど、西川委員も言われましたけど、尾鷲として大切な地域資源

ということでなんですけれども、文化の違いもあるか分かりませんが、マナーの悪い外国人というのが結構来るんですよ。それで、注意すると何か怖い思いをしたとかそういうのを結構聞きますので、その点、無理でしょうけど、差別化できたらいいと思います。それも、いい考えがあったら。本当に怖い思いするみたいなので。

○濱田商工観光課長　　今、何かいいアイデアがあるかというたら、ないというのが正直なところなんですけど、私も実は、外国人のグループがバーベキューをされていたときに声をかけさせていただいたことがあるんですけど、その方は別に特に普通の方でして、いつ禁止されるのかという話だけを聞かれたので、外国人の方もいろいろなんじゃないのかなというふうには思って全てが悪いわけではないと思いますので、そういうことも言葉の壁もありますので、きちんとそういう周知をさせていただく。

それで、今、一番皆さんが気にしているのは、やはりそういう禁止事項があるという、それで、駐車場が有料になるということを、もう既に、いつからですかというのを聞かれる電話もかかってくるのがありますので、そういう話が皆さんすごく気にしているんだなというのはよくありますので、そのように思っております。それなので、もっと周知はしていけないといけないかなと思っております。

○仲委員長　　他に。

○中村（レ）委員　　今、実は、三木里、当事者なので当事者として言わせていただきたいんですけども、この12月の二十何日に三木里の橋の横でお昼に熊が…

（「熊」と呼ぶ者あり）

○中村（レ）委員　　熊が海から山へ横切りました。そして、その1週間後に、三木里の第1駐車場のトイレの横に、熊が、うんち、うんってしていました。

私が、一番なぜこういう条例を早くつくってほしいかというと、今、お金もらっているのやからきれいにしたらええやん。違うんですよ。1週間に2回掃除したって、あの広い浜を、日本人とか外人じゃないんですよ。外人でも、すごいきれいにして帰る方から、日本人でも、大概えげつないことして帰る方まで、もうそんなの、人種関係ないんです。ただ、本当にひどいんですよ。食べて、そのまま残飯は、ばさって放って、砂をちゅっちゅってかけていかれるんですよ。それで、熊さんは、要するに、もう一旦そこが餌場やと思われたら、もう自分の縄張になっちゃうんですよ。私が一番怖いのは、浜、あの川から山、すごい三木里、近いので、これ、今

年みたいに本当にどんぐりの生育が1か月遅れたら、キャンパー、今、年中来るんですよ。そうしたときに、1週間に2回の掃除なんかで、その残飯置かれて人が襲われるん違うかと思って、本当に、みんな、もうびくびくしているんですよ。

なぜこの2,000円にしてほしいって、これ、地区から、みんなが1,000円やったら困るって言われて、執行部のほうにお願いしました。それは何でかっていったら、去年、これ、400万の予算がついたんです。でも、三木里が断りました。なぜ断ったかっていったら、条例がなくて、それが過料、要するに、罰金が取られへんかったら誰も言うこと聞いてくれへんから受けられませんという理由で断りました。それで、去年は、海水浴場に指定されませんでした。今年、これ、この条例がつくられたとしても過料という罰金がなかったら、これ、一体、誰が強制力を持ってこういうことをちゃんとさせられるんやということが言いかねやれやんなど思っているのと、この400万で、去年、断られて、今年、また受けてくれるのかというのは、私は自信がありません。本当に400万で、台風が来るたびに、波が荒くなるたびに、三木里のあの全域のブイを外したり取ったり何回もするとかって、できるのかな。それと、監視員が、今、本当に集まらない状況の中で、これがやっていけるのかなというのは、また別問題として問題はあると思います。

でも、これは、一歩やと思います。やっとなつくとつくともらえて、ただ、その2,000円が高過ぎてって言われたとしても、地区としては、みんなが、これで私たちは、あれは宝やと思っているんですよ。だから、汚してほしくないんです。人が来えへんとか来るじゃなくて。それで、今回、尾鷲市が環境から防犯カメラを1台入れてくれました。その前に、本当にえらいこと、車と車の間に人間が、うんち、うんちってして帰るんですよ。そういう状況が一切なくなりました、防犯カメラ1台入れてもらっただけで。だから、この条例をつくるんやったら、本当に監視カメラを入れて、ちゃんと管理していかなあかんのやろうなとは思っています。でも、三木里の海岸をきれいにしておいてほしいんです。別にお金が欲しいわけではありません。きれいにしておいてほしいだけです。そうやから、きれいにしておいてくれるんやったら、無料でいいです。それを、どうしてやってくれるのかを考えていただいたらいいと思います。

○仲委員長 答弁よろしいですか。

○濱田商工観光課長 確かに、きれいな砂浜でありますので、やっぱり皆さんがマナーを守っていただいて、楽しく皆さんが安全安心で、安心安全で楽しんでいただけるやっぱり三木里海岸である必要性があると思いますので、当然、条例は、一

歩前に進むために制定していききたいとは考えておりますけれども、もちろん、やっぱり啓発も含めてしていかないといけないかなと思っております。

○濱中副委員長　今の事情を聴いておって、これは建設課のほうにお願いすることかなと思うんですけども、現在、委託を受けているところが、500万やそこらでは週に2日の掃除で追いつかんと言われるんやから、県のほうにお願いして倍にしてでも、その餌場にならんようなそういう協議をしていただくことができるのかなって。それだけつけたら、地区ではもう受けるところがないというんやったら、きれいにできるところの一般入札ができるのかどうかというのは、1回検討だけしてもらったらどうですか。

それと、もう一つ、その駐車場が高くてということをもう一つ心配するのが、交通事故なんですよ。海水浴場の駐車場が使えなくなったときに、去年、特にそうやったんですけども、路上駐車すごかったです。カーブでも平気で車を置きます。警察のほうに通報しても、すぐ来てくれんというSOSが来たこともありました。やっぱり性善説でそういうふうにやられたとしても、ここに広いところがあったら車を置いていくわという人が出てくるんですけども、命、関わりますから、その辺の交通違反に対する協力も尾鷲署とは話をしてほしいのかなと思うんですけども。

それと、もう一点、一番最初に議長が言われたキャンプの話ですけども、禁止事項の中にキャンプないんですよ。キャンプ来るけど、火たけんという話は、キャンパーにとっては、もう全然魅力のない話になります。

最初の説明で聞いたように、飛び火があつてぼやがあつてという話であれば、飛び火がないような形をつくってでも、御飯を食べるためのお湯一つ沸かせんようなところではキャンプ場としては恐らく人がもう来れなくなるのかなという気もするので、火を禁止にするのであれば、その場所は確保できるのかなという思いがありますので、その辺り、検討をお願いしたいんです。

三つほど言いました。

○濱田商工観光課長　まず、路上駐車の問題につきましては、警察とか関係機関にもお願い、今回も、例えば、会場の騒いでいるとかいろんな問題に対しては警察のほうに取締りとか見回りを増やしてくださいというお願いもしたこともありましたので、その辺は、よくよくこの条例（案）も含めて御説明に上がらないといけないかなと思っております。

キャンプ、当初、地区のほうからいただいた御意見の中では、キャンプも禁止してほしいというテントのほうの禁止という事項がありました。ただ、海水浴場とい

う性質の中で、朝から泳ぎに来られている中でテントも張れないとなると、熱中症等の危険もあって、それはさすがに難しいだろうということで、そこは御理解をいただきました。どうしても唯一外せないという部分の中では、やっぱり失火の火の取扱いについてはということが地区のほうからのお話もありましたので、今、言われるように、じゃあ、どこかのエリアを区切って、そこだけならという話は、申し訳ないですけど、そこまでの、今の、あそこ全体見た中での検討はできておりませんので、当然そういう御意見があるのも確かですし、シャワーじゃ、いろんなものがある中でキャンプできないのかというお問合せはたくさんいただいているのも事実でありますので、その辺は、もう一度、課内でおいて検討させていただきたいかなと思いますし、やっぱり地区のほうの懸念も含めて検討させていただければなと思います。

○塩津建設課長　　濱中委員より一番最初にいただいた県との協議につきまして、かなり三木里地区の状況等も県のほうと打ち合わせながら、どういった形がふさわしいのか今後協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○南委員　　今の当事者の中村レイさんからの三木里地域の気持ちを十分聞かせてもらって、それはそれで理解できるんですけども、一方的に客観的に見て、今回のこの条例を火気厳禁、駐車場2,000円ってなると、逆に、もう今の集客交流に向けて逆行する僕は条例みたいな感じがするんですけども、そこら辺も十分いろんな意見が多分あると思うんですけども、もう十分に踏まえた上で、この条例を提案していただきたいと思います。

○濱田商工観光課長　　もちろん、パブリックコメント短くするという意見もあった中で、やっぱり長い30日取って、そういう先ほど南委員が言われたような説明会もさせていただく中で、やっぱり広く意見を聞かせていただきたいと思っています。特に、やっぱり大事な財産であるというのは事実でありますので、うまく活用できるようにやらせていただきたいと思っています。

○仲委員長　　他に。

○西川委員　　もうこんなに言うたってずっと終わらへんで、パブリックコメント、一応見てみてさ、参考に、それで緊急自動車がどうのこうの言うんやったら、紀北町の（聴取不能）までのところ、一度見てきたら。全部、コーン立てて、テープ張ってあるで。そこまでやると、逆に、僕らから見たら、根性腐りに思えるんさ。あれだけコーン立てて、もう緊急自動車のためになって、ちょっとかわせばいいだけけど。そんなもの、パブリックコメントで、一応皆さんの意見を酌み取って、ここ

で、わいわい言いよったって時間たっただけやで。

どうでしょうか、課長。

○濱田商工観光課長　パブリックコメントを集めさせていただいて、いろんな意見持った中を、また商工観光課として執行部としての意見をまとめさせていただいた中で、また行政常任委員会に諮らせていただいてさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○仲委員長　あくまで、その観光資源である三木里海水浴場の大事なあれですもので。

○中村（文）委員　すみません、ちょっと確認だけさせていただきたいんですけど、駐車場の利用時間というのが午前6時から午後6時までというふうになっておりますが、それ以降というのは、料金は発生しないんですか。

○濱田商工観光課長　基本的には出していただくものと考えております。ですので、ちょっと初めてでして、そういうバーとかの機械もないので、それをどう管理するかも含めて、やっぱりちょっと検証してみないと分からない。監視カメラなのか、いろんな民間事業者の方とも相談をさせていただいていますので、それはさせていただいて、それも含めて、また議会に御説明させていただきたいと考えております。

○仲委員長　よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　この条例、十分審議ができるような機会を設けていただくということでよろしくお願ひしたいと思います。

これで商工観光課の審査を終了いたします。御苦労さまでした。

本日は、これにて行政常任委員会を閉じます。

明日は、午前10時から再開をいたしますので、よろしくお願ひします。

（午後　4時18分　閉会）